

子育て支援に関する行政評価・監視  
—子どもの預かり施設を中心として—

結果報告書

平成 28 年 12 月

総務省行政評価局



## 前書き

近年、共働き世帯の増加や3世代世帯の減少、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化している。

また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産・子育てを機に退職する女性が少なからず存在しているなど、女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）や「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）では、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現する観点や少子化対策の観点から、安心して子どもを預けることができる環境の整備等が求められている。

子どもの預かり施設の整備状況等についてみると、平成28年4月1日時点で、保育所等数は3万859か所、保育所等定員は約263万人、保育所等利用児童数は約246万人となっている。また、平成27年5月1日時点で、放課後児童クラブ数は2万2,608か所、登録児童数は約102万人となっている。しかし、その一方で、平成28年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は2万3,553人となっており、8年連続で2万人を超えている。また、平成27年5月1日時点の放課後児童クラブの利用待機児童数は1万6,941人であり、4年連続の増加となっている。

このような中、全ての子育て家庭を対象に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の拡充を図る「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格的に実施されている。新制度では、市町村（特別区を含む。）は、子ども・子育て支援に係る利用希望等を把握した上で、教育・保育等の量の見込みや提供体制の確保の内容等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画を基に、子どもの預かり施設の整備等を進めることとされている。また、国及び都道府県は、これらの取組を支える仕組みとなっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の作成状況や施設の整備等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



## 目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 子育て支援制度の概要	2
(1) 保育所等の待機児童数の現状等	2
(2) これまでの子育て支援の取組	2
(3) 新制度における取組	4
(4) 今回の調査の内容等	7
2 子育て支援に関する計画の作成	54
(1) 地域の実情に即した計画作成の推進	54
(2) 広域的な施設利用状況の把握の推進	62
3 施設の整備等の推進	123
(1) 小規模保育施設等の整備の推進	123
(2) 放課後児童クラブの整備状況	146
(3) 一時預かり事業等の活用状況	164
4 適切な保育環境の整備等	175
(1) 保育の必要性の認定状況	175
(2) 小規模保育施設における延長保育事業の利用人数の確保状況	180
(3) 保護者の施設選択等に資する情報公表の推進	184

# 図表等目次

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 子育て支援制度の概要

表 子ども・子育て支援関係機関関係図（本行政評価・監視に係るものを中心として）	9
---	---

#### (1) 保育所等の待機児童数の現状等

表1-(1)-1 出生数及び合計特殊出生率の推移	10
表1-(1)-2-1 未就学児（0歳から5歳まで）の人口推移	10
表1-(1)-2-2 小学生（6歳から12歳まで）の人口推移	11
表1-(1)-3 共働き世帯数の推移	11
表1-(1)-4 女性の出産後の継続就業率の推移	12
表1-(1)-5 核家族世帯数と3世代世帯数の推移	12
表1-(1)-6 保育所等利用率の推移	13
表1-(1)-7 待機児童解消加速化プラン	13
表1-(1)-8 保育所等数及び放課後児童クラブ数の推移	14
表1-(1)-9 保育所等の利用児童数及び放課後児童クラブの登録児童数の推移	15
表1-(1)-10 待機児童解消加速化プランの進捗状況	15
表1-(1)-11-1 保育所等の待機児童数の推移	16
表1-(1)-11-2 都市部とそれ以外の地域の保育所等に係る待機児童数	17
表1-(1)-11-3 放課後児童クラブの待機児童数の推移	18

#### (2) これまでの子育て支援の取組

表1-(2)-1 (旧)次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抜粋）	19
表1-(2)-2 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抜粋）	21
表1-(2)-3 少子化社会対策大綱（平成16年6月）（概要）	22
表1-(2)-4 少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月））（概要）	23
表1-(2)-5 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）（抜粋）	24
表1-(2)-6-1 子ども・子育て支援新制度の主な内容（ポイント）	25
表1-(2)-6-2 子ども・子育て支援新制度の主な内容（「施設型給付」、「地域型保育給付」等の仕組み）	26
表1-(2)-7 認定こども園の類型	27

#### (3) 新制度における取組

表1-(3)-1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	28
表1-(3)-2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号）（抜粋）	31

表1-(3)-3	都道府県の認可等に関する関係法令	34
表1-(3)-4	地方版子ども・子育て会議の設置状況（平成26年2月28日時点）	35
表1-(3)-5-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	36
表1-(3)-5-2	地域型保育事業について	37
表1-(3)-5-3	保育所及び地域型保育事業の基準の比較	38
表1-(3)-6-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	39
表1-(3)-6-2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	41
表1-(3)-7	一時預かり事業（幼稚園型）について	42
表1-(3)-8	幼稚園の「預かり保育」について	43
表1-(3)-9	延長保育事業について	44
表1-(3)-10	病児保育事業について	45
表1-(3)-11-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	46
表1-(3)-11-2	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（抜粋）	47
表1-(3)-12	放課後子ども総合プラン（抜粋）	49
表1-(3)-13-1	保育の必要性の事由について	51
表1-(3)-13-2	保育必要量の認定について	52
表1-(3)-13-3	保育の必要性の認定・優先順位付けについて	52
表1-(3)-14	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	53
表1-(3)-15	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	53

## 2 子ども・子育て支援に関する計画の作成

### (1) 地域の実情に即した計画作成の推進

表2-(1)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	68
表2-(1)-2	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号）（抜粋）	69
表2-(1)-3	「調査票のイメージ」（抜粋）	72
表2-(1)-4	「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日付け内閣府事務連絡）（抜粋）	73
表2-(1)-5	市町村における加速化計画の目標達成状況	74
表2-(1)-6	市町村の加速化計画における「待機児童の減少数」の未達成の理由	75
表2-(1)-7	市町村における教育・保育提供区域の設定状況	76
表2-(1)-8	市町村における放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況	76
表2-(1)-9	放課後児童クラブの教育・保育提供区域を市町村全域に設定している例	77
表2-(1)-10	一部の放課後児童クラブで待機児童が生じているが、新たな整備を行わない市町村計画となっている例	78
表2-(1)-11	市町村における需要把握調査の工夫事例	80
表2-(1)-12	市町村における認定区分及び事業別の需要の把握状況	81

表2-(1)-13	市町村における需要把握調査対象の工夫事例	82
表2-(1)-14	需要把握の対象範囲や調査対象が一部に限定されている事例	83
表2-(1)-15	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	86
表2-(1)-16	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抜粋）	86
表2-(1)-17	市町村の保育の必要性の認定における就労時間の下限の設定状況	87
表2-(1)-18	就労要件の下限時間の緩和を「量の見込み」に反映している事例	88
表2-(1)-19	保育の必要性の認定基準（保護者の就労時間及び求職要件）の緩和 による需要の増加を見込めていない事例	89
表2-(1)-20-1	首都圏及び近畿圏におけるマンション販売戸数の推移	90
表2-(1)-20-2	分譲マンションの世帯主の年代別割合（平成27年度）	90
表2-(1)-21	市町村における社会的要因等を市町村計画に反映した工夫事例	91
表2-(1)-22	子育て支援担当部局とその他関係部局等間の住宅開発情報等の共有 状況	92
表2-(1)-23	住宅の大規模開発等が市町村計画に反映されていない事例	92
表2-(1)-24	市町村における「量の見込み」の補正事例	94
表2-(1)-25	「量の見込み」が利用実績よりも少ない場合に補正がなされていない 事例	96
表2-(1)-26	児童人口の推計に当たって、補正が必要と思われる事例	97
表2-(1)-27	国に対する「量の見込み」の算出及び補正の方法等に関する意見	98
表2-(1)-28	市町村における市町村計画の目標設定状況について	99
表2-(1)-29	市町村計画の「量の見込み」に対する「確保方策」の設定状況	99
表2-(1)-30	市町村における地域の実情に応じた「確保方策」の設定事例	100
表2-(1)-31	市町村において実態と合わない「確保方策」を設定して いる事例	101

## (2) 広域的な施設利用状況の把握の推進

表2-(2)-1	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を 確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号） （抜粋）	103
表2-(2)-2	「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出 等のための手引き」（平成26年1月20日付け内閣府事務連絡）（抜粋）	105
表2-(2)-3	需給調整の考え方に関する関係法令	106
表2-(2)-4	市町村における市町村計画への広域利用の反映状況	110
表2-(2)-5	市町村計画に広域利用を反映している17市町村の反映内容	110
表2-(2)-6	市町村における市町村計画に広域利用を反映していない理由	111
表2-(2)-7	市町村計画の広域利用に係る数値について、市町村間等で整合性が取れ ていない事例	112
表2-(2)-8	市町村における広域利用の把握状況	113
表2-(2)-9	教育部分の広域利用を市町村計画に反映している市町村における反映方	

法	113	
表2-(2)-10	都道府県における広域利用の調整に関する取組や意見等	114
表2-(2)-11	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	116
表2-(2)-12	全国における病児保育事業の実施状況	117
表2-(2)-13	市町村における病児保育事業の実施状況	117
表2-(2)-14	病児保育施設の稼働率の分布（平成26年度）	118
表2-(2)-15	稼働率が低くなっている理由	118
表2-(2)-16	病児保育施設における広域利用の認否の状況（平成26年度）	119
表2-(2)-17	病児保育施設における広域利用者数（平成26年度）	119
表2-(2)-18	病児保育施設の年間平均稼働率の状況（平成26年度）	119
表2-(2)-19	病児保育施設において広域利用を認めていない理由	120
表2-(2)-20-1	市町村間における病児保育事業の広域利用の調整状況	120
表2-(2)-20-2	広域利用の協定を締結し、稼働率が向上した事例	121
表2-(2)-20-3	病児保育施設における広域利用の利用料金の徴収状況	122

### 3 施設の整備等の推進

#### (1) 小規模保育施設等の整備の推進

表3-(1)-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	129
表3-(1)-2	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（抜粋）	130
表3-(1)-3	年齢区分別の保育所待機児童数（平成28年4月1日時点）	131
表3-(1)-4	待機児童解消加速化プラン（平成25年度補正予算・平成26年度予算ベース版）	131
表3-(1)-5	地域型保育事業の件数（平成28年4月1日時点）	132
表3-(1)-6	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）（抜粋）	132
表3-(1)-7	「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」（平成27年9月18日時点版、内閣府公表）（抜粋）	132
表3-(1)-8	「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（平成28年3月28日厚生労働省公表）（抜粋）	132
表3-(1)-9	市町村における小規模保育施設等に係る連携施設の確保状況	133
表3-(1)-10	小規模保育施設等の連携施設の確保状況	133
表3-(1)-11	連携施設が確保できていない小規模保育施設等における確保に関する今後の見込み	133
表3-(1)-12	連携施設の候補先に対する説明に苦労したとする事例	134
表3-(1)-13	保育所等における小規模保育施設等との連携状況	134
表3-(1)-14	保育所等における小規模保育施設等に係る制度の理解に関する意見	134
表3-(1)-15	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年9月5日付け雇児発0905第2号）（抜粋）	135
表3-(1)-16	市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援事例	

等	137
表3-1-17 市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援が十分でないと思われる例	138
表3-1-18 保育所等における市町村に求める支援に関する意見等	138
表3-1-19 小規模保育施設等と連携施設との距離	139
表3-1-20 小規模保育施設等の卒園児の行き先及び連携施設以外に入所している主な理由	140
表3-1-21 市町村における連携内容等の確認状況	141
表3-1-22 小規模保育施設等の連携内容の確認方法	142
表3-1-23 小規模保育施設等の連携3要件の設定状況	142
表3-1-24 「代替保育の提供」及び「卒園後の受皿」の提供に関する意見	143
表3-1-25 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科発第651号、雇児発0910第2号）（抜粋）	143
表3-1-26 「卒園後の受皿」の設定を利用調整時の加点で対応している主な理由等	144
表3-1-27 小規模保育施設等の卒園後の受皿の在り方に関する考え	145
(2) 放課後児童クラブの整備状況	
表3-2-1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	149
表3-2-2 放課後児童クラブの実施状況	150
表3-2-3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の変遷	151
表3-2-4 「放課後子ども総合プラン」（抜粋）	152
表3-2-5 ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）	154
表3-2-6 放課後児童クラブの実施場所と待機児童の有無	154
表3-2-7 全国の放課後児童クラブの実施場所（平成25年から27年まで）	155
表3-2-8 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）	156
表3-2-9 余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村における運営委員会等の設置状況等	157
表3-2-10 放課後児童クラブの実施に関し、放課後プランの視点に立った検討が行われていない状況がうかがわれる例	158
表3-2-11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）	159
表3-2-12 「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成27年12月1日現在）」（抜粋）	160
表3-2-13 市町村や教育委員会における余裕教室等の活用に向けた取組の例	162
表3-2-14 余裕教室等の活用に関する市町村からの主な意見	163

(3) 一時預かり事業等の活用状況

表3-(3)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	166
表3-(3)-2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	166
表3-(3)-3	児童福祉法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業等のうち 文部科学大臣の所管するものを定める省令（平成15年文部科学省・厚生 労働省令第3号）	166
表3-(3)-4	一時預かり事業の再編	167
表3-(3)-5	「幼児教育実態調査」（文部科学省初等中等教育局幼児教育課） （抜粋）	168
表3-(3)-6	幼稚園の定員充足率	170
表3-(3)-7	保育需要のある保護者に対する幼稚園等における一時預かり事業等の 利用に係る意向把握の実施状況	170
表3-(3)-8	保育所を希望する保護者に対して幼稚園等における一時預かり事業等 の利用を促すことが難しいとする市町村の意見	171
表3-(3)-9	施設利用に関し、保護者に対して多様な選択肢を示している市町村の 取組例	172
表3-(3)-10	保育所を希望する保護者に一時預かり事業等を活用してもらって構 われないとする幼稚園等からの意見	173
表3-(3)-11	「幼稚園における待機児童の受入れについて」（平成28年4月22日付 け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部 科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課事務連絡）（抜粋）	174
表3-(3)-12	「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方 針について」（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号）（抜粋）	174

#### 4 適切な保育環境の整備等

##### (1) 保育の必要性の認定状況

表4-(1)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	176
表4-(1)-2	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抜粋）	177
表4-(1)-3-1	産前の場合の認定期間の始期の設定状況	178
表4-(1)-3-2	産前（多胎妊娠）の場合の認定期間の始期の設定状況	178
表4-(1)-3-3	産後の場合の認定期間の終期の設定状況	179
表4-(1)-4-1	保育の必要性の事由における別居している親族の介護・看護の場 合の取扱状況	179
表4-(1)-4-2	別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由として認めている 理由	179

##### (2) 小規模保育施設における延長保育事業の利用人数の確保状況

表4-(2)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	181
表4-(2)-2	「延長保育事業実施要綱」（平成27年7月17日付け雇児発第0717第10号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抜粋）	182

表4-(2)-3	延長保育事業の利用状況（平成26年度）	183
表4-(2)-4	延長保育事業の助成要件に関する小規模保育施設及び市町村からの主な意見	183

(3) 保護者の施設選択等に資する情報公表の推進

表4-(3)-1	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (抜粋)	190
表4-(3)-2	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号) (抜粋)	191
表4-(3)-3	「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」(平成27年3月31日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡) (抜粋)	193
表4-(3)-4	「「子ども・子育て支援全国総合システム」の入力スケジュール等について」(平成27年10月9日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付システム運用係、給付担当、業務管理体制検査官事務連絡)別紙「子ども・子育て全国総合システムの入力について」(抜粋)	194
表4-(3)-5	市町村における教育・保育情報の全国総合システムへの登録状況	194
表4-(3)-6	全国総合システムの「施設の運営方針」及び「教育・保育の内容・特徴」欄への登録内容	195
表4-(3)-7	全国総合システムへの教育・保育情報の登録が遅れている理由及び登録に当たっての支障	196
表4-(3)-8	都道府県における教育・保育情報の公表状況	197
表4-(3)-9	都道府県において教育・保育情報の公表が遅れている理由	197
表4-(3)-10	市町村における全国総合システムに登録した教育・保育情報の更新に関する方針	197
表4-(3)-11	都道府県及び市町村における教育・保育情報の更新に関する意見	198
表4-(3)-12	全国総合システムにおける各施設の一時預かり事業等の実施の有無の入力例	198
表4-(3)-13	「保育所等利用待機児童数調査について」(平成28年4月26日付け雇児保発0426第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)別紙「保育所等利用待機児童の定義」(抜粋)	199
表4-(3)-14	「保護者が育児休業中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況	201
表4-(3)-15	「特定教育・保育施設等以外の場で適切な保育を行うために実施している、市町村における単独保育事業(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)」等において保育されている児童についての待機児童の範囲の設定状況	201
表4-(3)-16	「他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合」についての待機児童の範囲の設定状況	202
表4-(3)-17	「保護者が求職活動中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況	

況	202
表4-(3)-18 「入所保留の場合」についての待機児童の範囲の設定状況	203
表4-(3)-19 待機児童数及び入所保留児童数の公表状況	203
表4-(3)-20 待機児童数の公表単位	203
表4-(3)-21 入所保留児童数の公表単位	204
表4-(3)-22 待機児童数等の公表に関する意見	204
表4-(3)-23-1 都道府県・指定都市・中核市別保育所等待機児童数	205
表4-(3)-23-2 平成28年4月1日時点で待機児童数50人以上の市町村	206
表4-(3)-24 待機児童数等（平成28年4月1日時点。当省の調査対象である66市町村 を抜粋）	207
表4-(3)-A 調査対象市町村の待機児童数等	210



# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の作成状況や施設の整備等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

内閣府、厚生労働省、文部科学省、財務省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県 (19)、市町村 (61)、特別区 (5)、認定こども園 (20)、幼稚園 (21)、保育所 (41)、小規模保育施設 (30)、家庭的保育施設 (7)、病児・病後児保育所 (21)、放課後児童クラブ (20)、放課後子供教室 (19)、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 9事務所 (茨城、千葉、神奈川、山梨、三重、滋賀、山口、熊本、沖縄)

## 4 実施時期

平成27年8月～28年12月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 子育て支援制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p><b>(1) 保育所等の待機児童数の現状等</b></p> <p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、我が国の年間の出生数は、第2次ベビーブーム期（約210万人）以降、毎年減少し続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。また、合計特殊出生率も平成17年に過去最低である1.26まで落ち込んで以降、微増傾向が続いているものの、27年は1.46と依然として低い水準にある。このような背景の下、子どもの人口も減少傾向にあり、総務省の「人口推計」によると平成26年の人口は、0歳から5歳までの未就学児で約626万人、6歳から12歳までの小学生で約760万人となっている。</p> <p>一方で、共働き世帯や出産後の継続就職率が増加傾向にあり、また、3世代世帯の減少という家族構成の変化がみられるなど、就業を希望する子育て世帯にとって子どもを預けることのできる施設や事業等の利用需要は増えている。</p> <p>このため、国は、平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を策定し、保育所の待機児童解消に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）を支援しており、保育所等の施設数、利用者数共に近年増加傾向がみられ、その保育の受入枠の増加分である保育拡大量については目標を上回って推移している。しかし、保育所等の平成28年4月時点での待機児童数は2万3,553人と8年連続で2万人を超えており、地域別にみると、都市部である7都府県・指定都市・中核市の待機児童が全体の約7割を占めている現状にある。</p> <p>また、放課後児童クラブについても施設数が増え、登録児童数の枠も広がっているものの、待機児童数は増加傾向にある。</p>	<p>表1-(1)-1</p> <p>表1-(1)-2-1、2</p> <p>表1-(1)-3～5 表1-(1)-6</p> <p>表1-(1)-7</p> <p>表1-(1)-8、9 表1-(1)-10 表1-(1)-11-1 表1-(1)-11-2</p> <p>表1-(1)-8、9（再掲） 表1-(1)-11-3</p>
<p><b>(2) これまでの子育て支援の取組</b></p> <p>少子化への流れが続く中、平成15年7月、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、都道府県、市町村及び事業主における10年間（注1）の集中的・計画的な取組を促進するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定された。同法は、都道府県、市町村及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を作成し、実施していくことを狙いとしたものである。具体的には、都道府県、市町村及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする対策の内容、その実施時期等を行動計画に定めることとされている。</p> <p>また、同じ平成15年7月には、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）が制定され、16年6月には同法に基づく少子化社会対策大綱が閣議決定されている。</p>	<p>表1-(2)-1</p> <p>表1-(2)-2</p>

<p>少子化社会対策大綱では、少子化の流れを変えるための施策を、国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、「3つの視点」と「4つの重点課題」及び就学前の子どもの教育・保育や放課後対策の充実といった内容を含む「28の具体的行動」を提示し、これに基づく対策がとられてきた（注2）。</p>	表 1-(2)-3
<p>平成 22 年 1 月の新たな少子化社会対策大綱である「子ども・子育てビジョン」の閣議決定以降、新たな子育て支援の制度について検討が進められ、24 年 8 月には、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法（注 3）が成立し、これに基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が 27 年 4 月から同法の施行に併せて開始されている。</p>	表 1-(2)-4
<p>さらに、平成 25 年 4 月には、待機児童の解消を図るために加速化プランが策定され、29 年度末までに潜在的な需要を含め、約 40 万人分の保育の受皿を確保し、待機児童を解消することが目標に掲げられた。加速化プランでは、新制度の取組を先取りするものとして、賃貸方式や国有地も活用した保育所整備や認可を目指す認可外保育施設への支援などの支援内容が示され、新制度の開始を待たずに、これらを活用して待機児童の解消に取り組む市町村を対象に支援がなされている。</p>	表 1-(1)-7（再掲）
<p>なお、加速化プランの平成 29 年度末までの保育拡大量については、待機児童数が 27 年 4 月 1 日時点で 5 年ぶりに増加したことや、今後、女性の就業が更に進むことを想定し、内閣総理大臣を含む閣僚 13 人と有識者 15 人から成る「1 億総活躍国民会議」が 27 年 11 月に発表した「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」の中で、40 万人から 50 万人に拡大することが盛り込まれている。</p>	表 1-(2)-5
<p>新制度では、保護者に対する個人給付を基礎として、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と 6 人以上 19 人以下の子どもを保育する小規模保育事業者、5 人以下の子どもを保育する家庭的保育事業者等を通じた給付である「地域型保育給付」が創設されている。これまで、幼稚園は、学校教育の体系で、保育所は、福祉の体系で財政措置が別々になされてきたが、新制度では財政支援が一本化された。また、これまで認可外であった小規模保育、家庭的保育等の事業を新たに財政支援の対象とすることで、待機児童が多く、施設の新設が困難な都市部における保育の量の拡大のみならず、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域における保育の確保が図られている。</p>	表 1-(2)-6-1、2
<p>また、平成 18 年に創設された認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、その需要に合わせて子どもを受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設であり、これまでは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく幼稚園と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所という二つの制度が前提にされていたが、新制度では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督を一</p>	表 1-(2)-7

本化することなどにより、二重行政の課題などの解消を図ることとしている。

なお、既存の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行は義務付けられておらず、従来の制度と新制度とが並立するかたちとなっている。

さらに、新制度では、地域の子ども・子育て支援の充実が図られており、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域の需要に応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援事業や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業など、市町村が行う事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

新制度は、これらの取組等により、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すものとなっている。

(注1) 次世代育成支援対策推進法は、仕事と生活の調和の更なる推進が必要であること等から、平成26年4月に改正され、法の有効期限が10年間延長され、平成36年度末までとされた。

(注2) 「少子化社会対策大綱」は、平成16年6月に閣議決定されて以降、約5年おきに見直され、直近では27年3月に閣議決定されている。

(注3) 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）を指す。

### (3) 新制度における取組

新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、保護者の申請を受け新たな基準に基づき保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び新たに認可事業となった地域型保育給付の支給を着実にを行うこととされ、地域子ども・子育て支援事業を「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）に従って実施することとされている。また、国と都道府県はこれらの市町村の取組を支えることとされている。

これら新制度における取組として主なものを挙げると以下のとおりである。

#### ア 計画を踏まえた教育・保育施設の整備

市町村は、支援法及び国が策定した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）（注）を踏まえ、地域での子育てに係る需要を潜在的なものも含めて把握した上で、管内における新制度の給付や事業の需要見込量、提供体制の確保の内容、その実施時期等を盛り

表1-(2)-6-1、2 (再掲)

表1-(3)-1、2

<p>込んだ5年を一期とする市町村計画を新たに作成し、これを基に、給付や事業を実施することとされている。また、市町村計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県への協議が必要とされている。</p>	<p>表1-(3)-3 表1-(3)-1, 2 (再掲)</p>
<p>都道府県は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）の認可等を行うとともに、広域自治体として、国の基本指針を踏まえて5年を一期とする「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「都道府県計画」という。）を新たに作成し、市町村に対し、必要な助言や援助、広域的な対応が必要な事業等を実施することとされている。また、都道府県計画の作成に当たっては、区域設定を行った上で、当該区域ごとに市町村計画における数値を集計することが基本とされている。</p>	<p>表1-(3)-4</p>
<p>なお、都道府県計画及び市町村計画の作成に当たっては、大半の都道府県及び市町村が地方版子ども・子育て会議を設置し、子育て支援当事者等の関係当事者の意見等を反映している。</p>	
<p>(注) 国は、新制度の給付や事業が健全かつ円滑に運営されるよう、制度の根幹に関する必要な措置を講ずることとされ、子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項を含む基本指針を平成26年7月に策定している。</p>	
<p><b>イ 地域型保育事業</b></p>	
<p>新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付や委託費に加え、新たに6人以上19人以下の子どもを保育する小規模保育や5人以下の子どもを保育する家庭的保育等を市町村による認可事業（以下「地域型保育事業」という。）として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象となる施設の整備を進めることで従来よりも多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。</p>	<p>表1-(3)-5-1~3</p>
<p><b>ウ 地域子ども・子育て支援事業</b></p>	
<p>市町村は、支援法第59条により、子育て家庭等を対象とする事業として、市町村計画に従って、13の事業を実施することとされている。これら13事業の中で子どもを預かることを内容とするものとして主なものを挙げると次のとおりである。</p>	<p>表1-(3)-6-1, 2</p>
<p>① 一時預かり事業</p>	
<p>一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、新制度における認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもので、中でも幼稚園の在園児を主な対象として実施するものを「幼稚園型」の一時預かり事業という。</p>	<p>表1-(3)-7</p>
<p>なお、新制度に移行していない幼稚園が通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、子どもを預かる「預かり保育」については、従来、私学助成の対象となっており、新制度における一時預かり事業の「幼稚園型」は、幼稚園の「預かり保育」に当たる事業と</p>	<p>表1-(3)-8</p>

<p>なっている。</p> <p>② 延長保育事業</p> <p>延長保育事業は、保育の必要性の認定（後述 1(3)エ参照）を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等の通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を実施する事業であり、当該事業を実施している施設等に対して必要な補助がなされている。また、新制度においては、訪問型の延長保育事業が創設され、施設における少人数の延長保育の需要に対応できる体制が新たに整えられている。</p>	<p>表 1-(3)-9</p>
<p>③ 病児保育事業</p> <p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期で自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業をいい、乳幼児又は小学校に就学している子どもを対象としている。</p>	<p>表 1-(3)-10</p>
<p>④ 放課後児童健全育成事業</p> <p>保育所を利用する共働き世帯等においては、子どもの小学校入学後も、放課後等の居場所の確保という問題に直面することとなり、このいわゆる「小 1 の壁」の問題を打破するために、小学校に就学している子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブ等の居場所についても整備が進められている。新制度が開始された平成 27 年 4 月からは、放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業として実施され、利用する子どもの対象がそれまでの「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している」に変更されている。</p>	<p>表 1-(3)-6-1、2 (再掲)</p>
<p>市町村は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、設備及び運営について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）を踏まえて条例で基準を定めている。</p>	<p>表 1-(3)-11-1、2</p>
<p>平成 26 年 7 月には全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して「放課後子ども総合プラン」（以下「放課後プラン」という。）を策定している。この放課後プランでは、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとされ、学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化や余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用の促進に取り組むこととされている。</p> <p>また、放課後プランにおいて、市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブの実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、市町村と教育委員会が連携を深め、関係者との間の共通理解や情報共有を図るとともに、小学校の余裕教室等の活用方策等についての検討が求められている。</p>	<p>表 1-(3)-12</p>
<p><b>エ 教育・保育の必要性の認定等</b></p> <p>新制度においては、施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育</p>	<p>表 1-(3)-13-1</p>

所や、地域型保育給付の対象となる施設（以下、施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設を併せて「特定教育・保育施設等」という。）を利用するに当たっては、保護者は市町村に対して、子どもの年齢（満3歳以上又は未満の別）や保育の必要性の有無により分類される区分（以下「認定区分」（注1）という。）に該当することの認定の申請を行い、市町村から当該認定（以下「必要性の認定」といい、うち、2号認定及び3号認定の必要性の認定を「保育の必要性の認定」という。）を受けることとされている。保育の必要性の認定では、その認定要件が従来の「保育に欠ける」事由から「保育の必要性」の事由に変更され、「保育に欠ける」事由にはなかった「パートタイム就労」、「求職活動」、「就学」、「虐待やDVのおそれがある場合」等が保育の必要性の事由には含まれており、新制度では従来よりも保育の利用者として認められる者の範囲が広がっている。

保護者から当該申請を受けた市町村は、子どもの認定区分の認定と併せて、保育標準時間や保育短時間といった必要となる保育の量（以下「保育必要量」という。）の認定を行い、こうした認定区分や保育必要量等を記載した認定証を交付している。

保育の必要性の認定を受けた保護者は、施設を選択し、事業等の提供者と契約を行うこととなるが、児童福祉法第24条第1項により、市町村は新制度の下でも保育所での保育の実施義務を負い、保育所以外の認定こども園や小規模保育等についても必要な保育を確保する義務を負うことから、保育の必要性の認定を受けた子どもについては、同条第3項に基づき、市町村が利用調整（注2）を行い、利用可能な施設・事業者のあっせん等を行うほか、施設・事業者に対して、その子どもが利用できるよう要請を行うこととなる。

（注1）保育の必要性の有無により分類される区分は、支援法第19条により、次の1から3号までの認定に区分されている。

1号認定：満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定子どもに該当するものを除く。）

2号認定：満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（注2）新制度においては、保育の必要性の認定を受けた子どもが特定教育・保育施設等を利用するに当たって、利用定員（新制度において、施設・事業者が給付の対象となることの確認を受ける際に設定される定員であり、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの）を利用申込者が上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、全ての市町村がその調整を行うこととされている。

#### (4) 今回の調査の内容等

本調査は、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援に総合的に取り組む新制度が平成27年4月に始まった一方で、施設整備を進めつつも待機児童数が一定規模生じていることを踏まえ、待機児童の解消につながる子どもの預かり

表1-(3)-13-2、3

表1-(3)-14

表1-(3)-15

施設の整備や事業の効果的な実施等の観点から実施した。

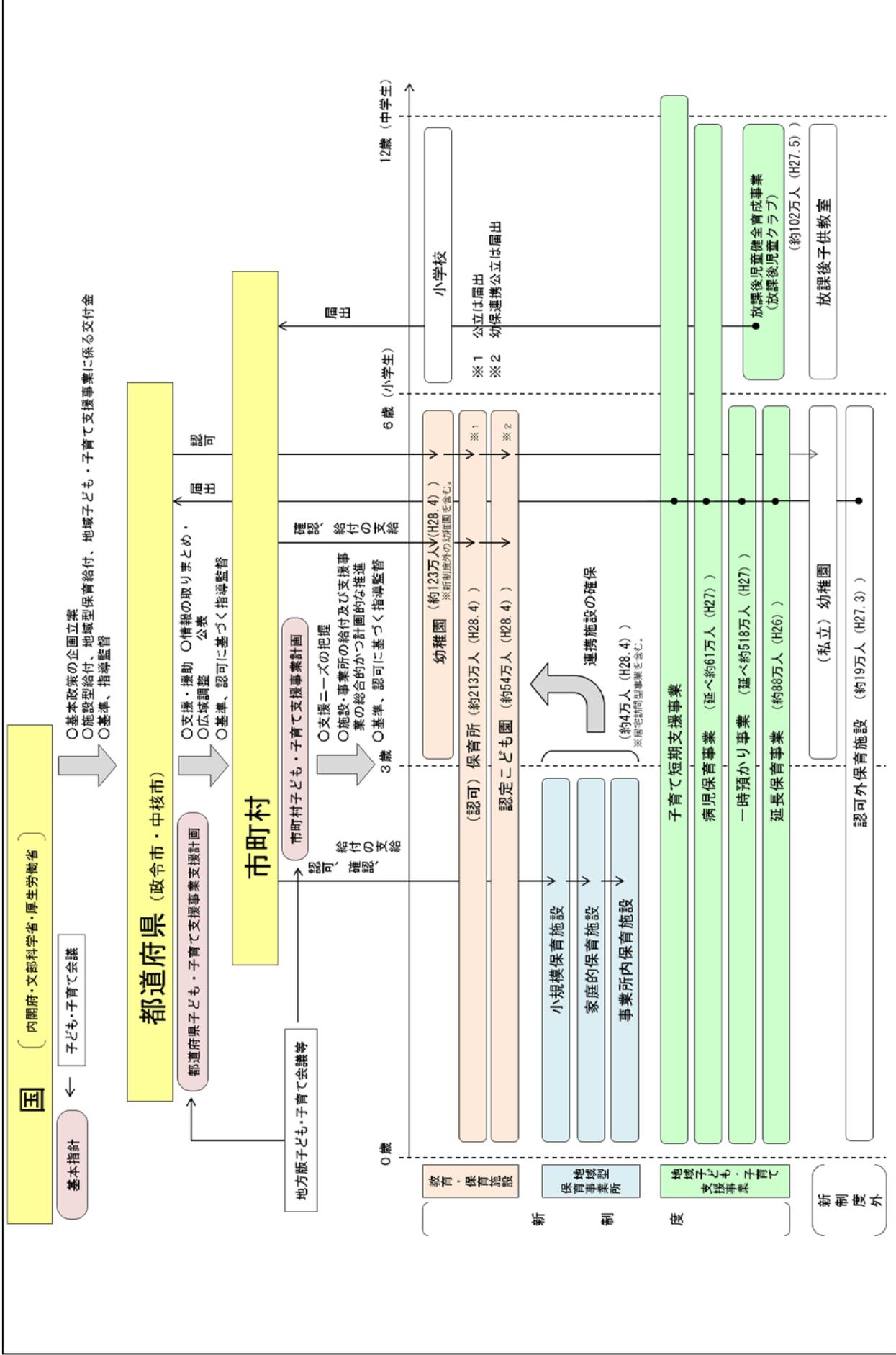
具体的には、新制度の開始に当たって全ての市町村等が5か年の市町村計画等を作成していることから、市町村計画等の作成に当たって実施した子育て支援の需要の把握状況や把握した需要の市町村計画等への反映状況等を調査し、今後の市町村計画等の見直しの際に改善すべき点を提供する観点から、潜在的需要や施設の広域的な利用の把握状況も含め、実態に即した需要の把握や市町村計画等の作成ができていないかについて検証した。

また、小規模保育事業や放課後児童健全育成事業等の各種事業についても、これらの事業の下で運営されている施設の整備の推進や活用を図る観点から、市町村等の支援の状況や関係機関の連携の状況等を調査した。

さらに、適切な保育環境の整備を図る観点から、保育の必要性の認定状況や延長保育事業の助成要件の確保状況等について調査するとともに、保護者の施設選択等に資する情報の提供を推進する観点から、都道府県による施設情報の公表状況や待機児童数の公表の在り方について調査した。

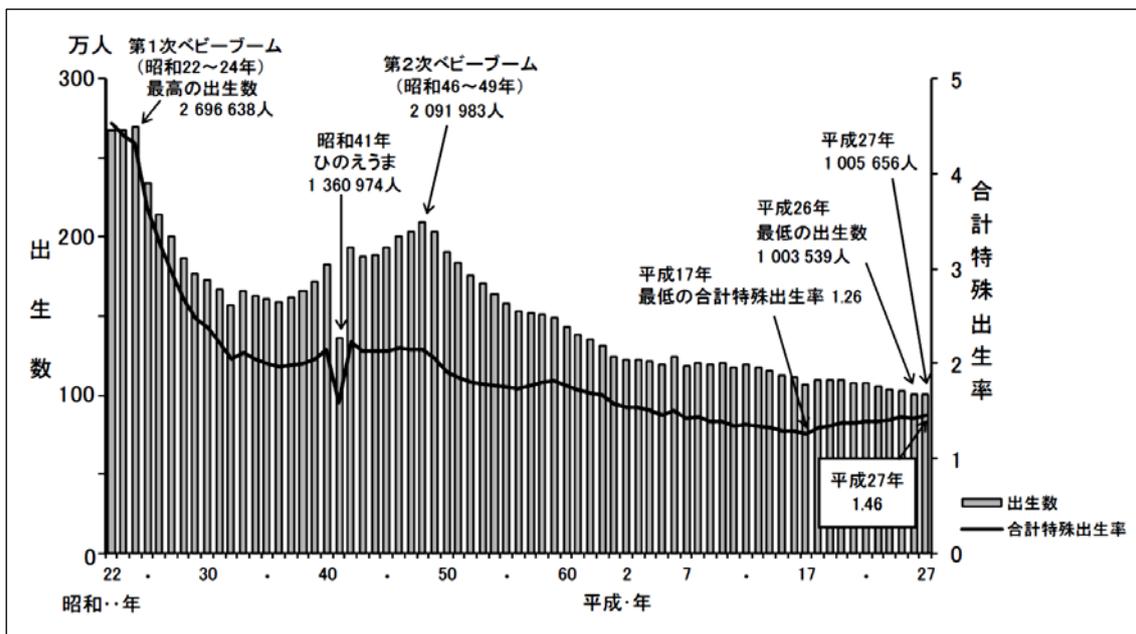
今回、調査の対象とした都道府県、市町村及び施設は、待機児童が生じているものや前述で紹介した各種事業を実施しているものを中心に選定した。

表 子ども・子育て支援関係機関関係図（本行政評価・監視に係るものを中心として）



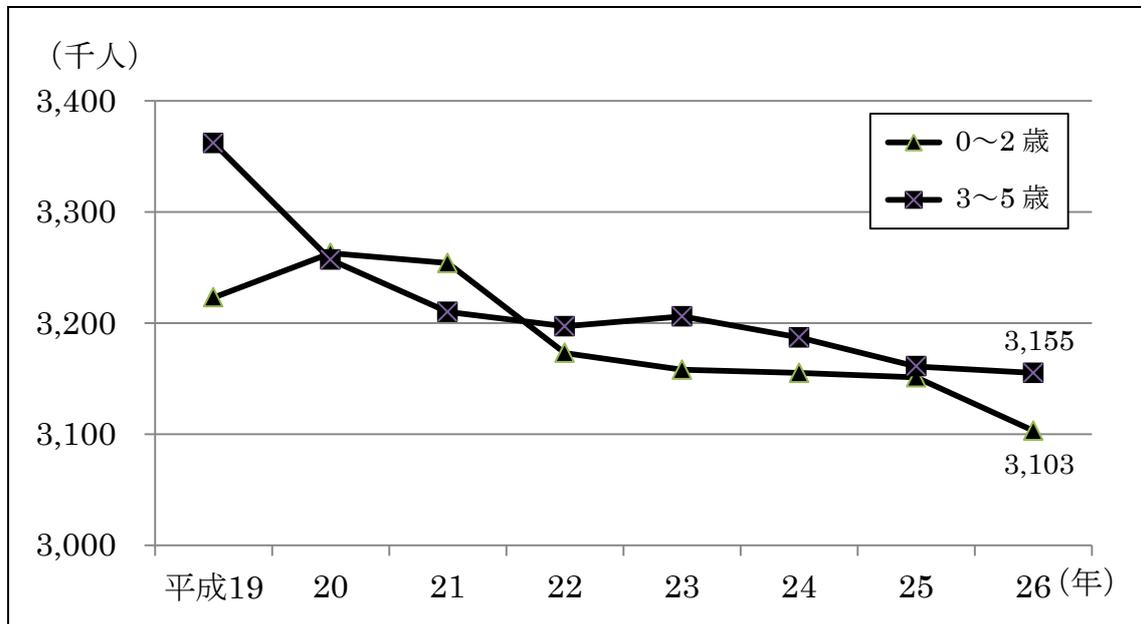
(注) 公表資料等を基に当省が作成した。

表 1-(1)-1 出生数及び合計特殊出生率の推移



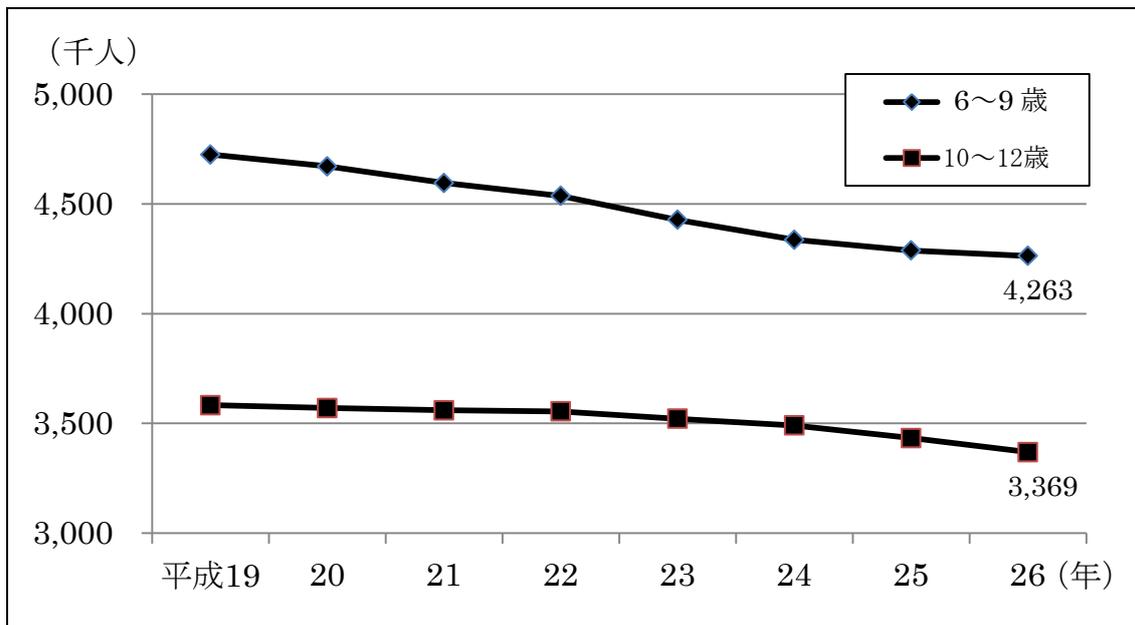
(注) 厚生労働省の「平成 27 年人口動態統計月報年計」による。

表 1-(1)-2-1 未就学児 (0 歳から 5 歳まで) の人口推移



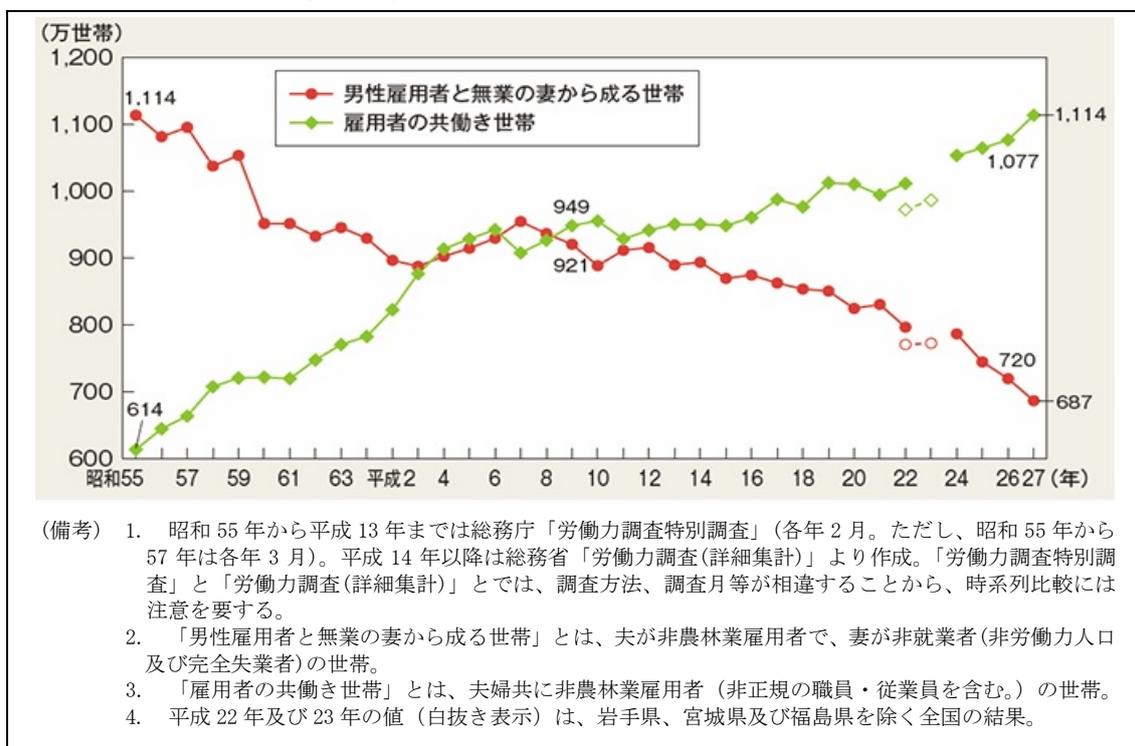
(注) 総務省統計局の「人口推計 (平成 26 年 10 月 1 日現在)」を基に総務省行政評価局が作成した。

表 1-(1)-2-2 小学生（6歳から12歳まで）の人口推移



(注) 総務省統計局の「人口推計（平成26年10月1日現在）」を基に総務省行政評価局が作成した。

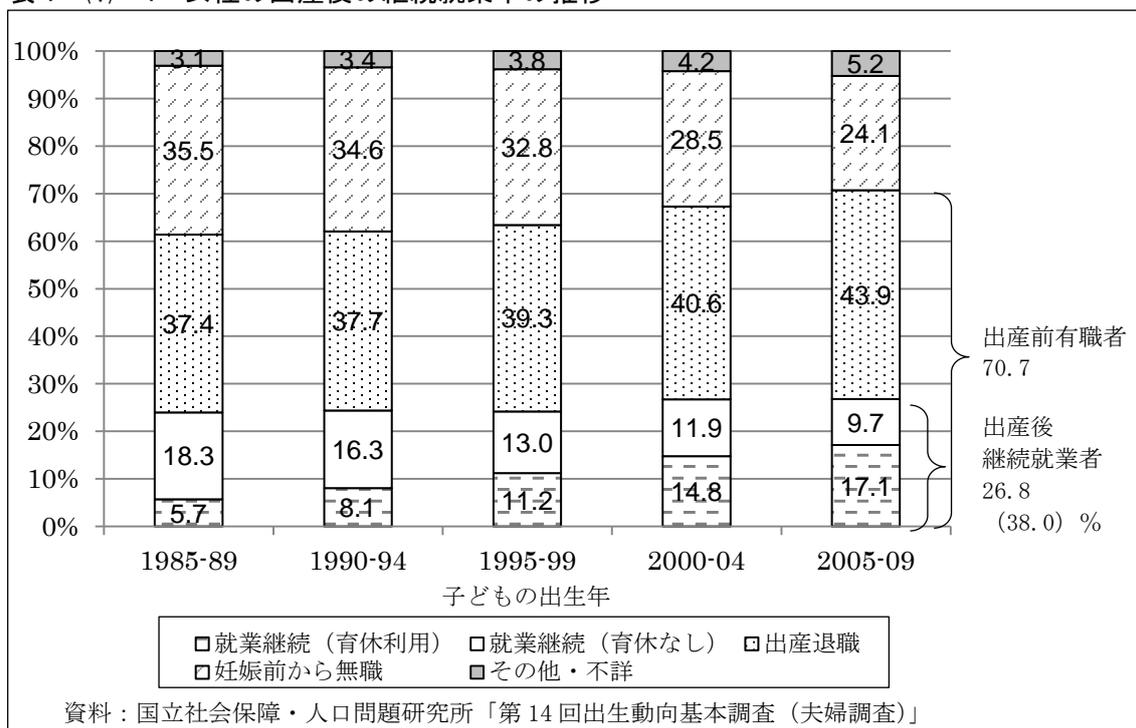
表 1-(1)-3 共働き世帯数の推移



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）。平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
  2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
  3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）の世帯。
  4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(注) 内閣府の「男女共同参画白書 平成28年版」による。

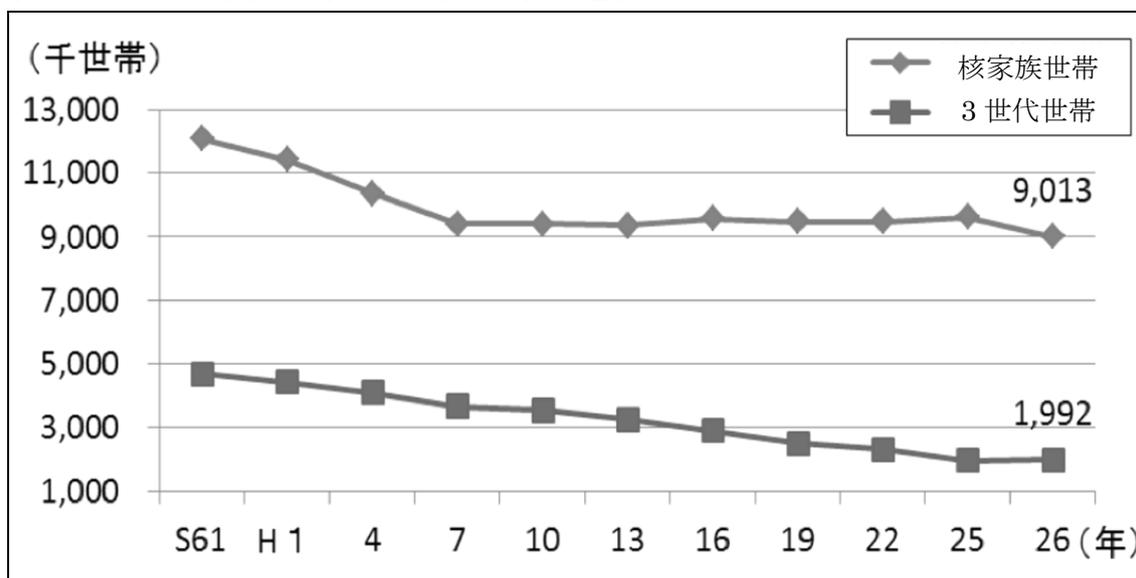
表 1-(1)-4 女性の出産後の継続就業率の推移



(注) 1 厚生労働省の「平成27年度版厚生労働白書」を基に当省が作成した。

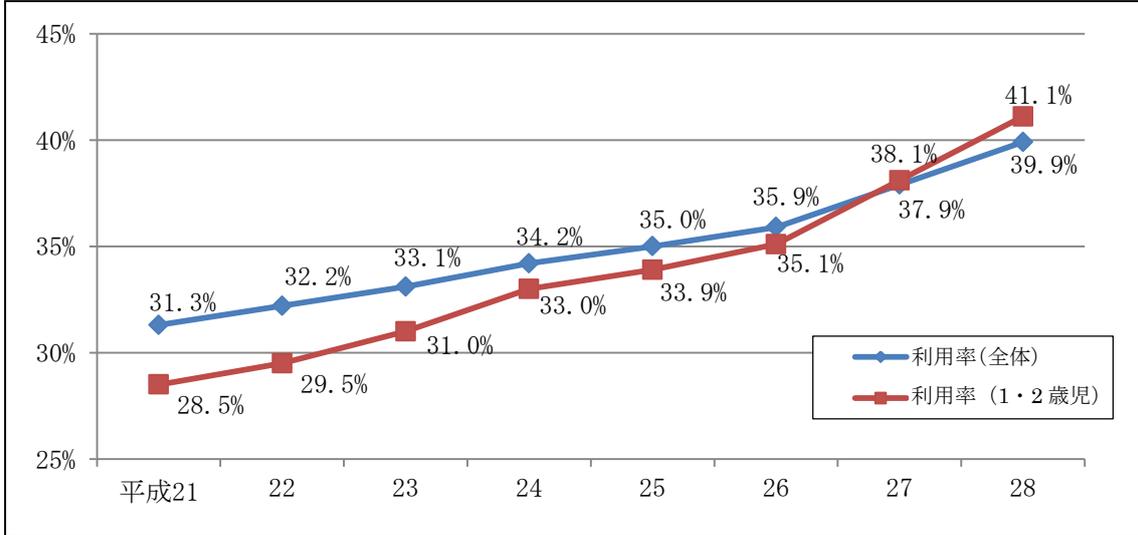
2 ( )内は、出産前有職者を100としたときの出産後継続就業者の割合を示す。

表 1-(1)-5 核家族世帯数と3世代世帯数の推移



(注) 厚生労働省の「平成26年国民生活基礎調査の概況」を基に当省が作成した。

表 1-(1)-6 保育所等利用率の推移



(注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」を基に当省が作成した。  
 2 「保育所等」とは、特定教育・保育施設(認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)を示す。

表 1-(1)-7 待機児童解消加速化プラン

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき取り組んでいるところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計約21.9万人分の保育の受け皿拡大を達成
- ◆ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分⇒50万人分)。

**待機児童解消加速化プランの全体像**

**「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)**

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

**支援パッケージ ～5本の柱～**

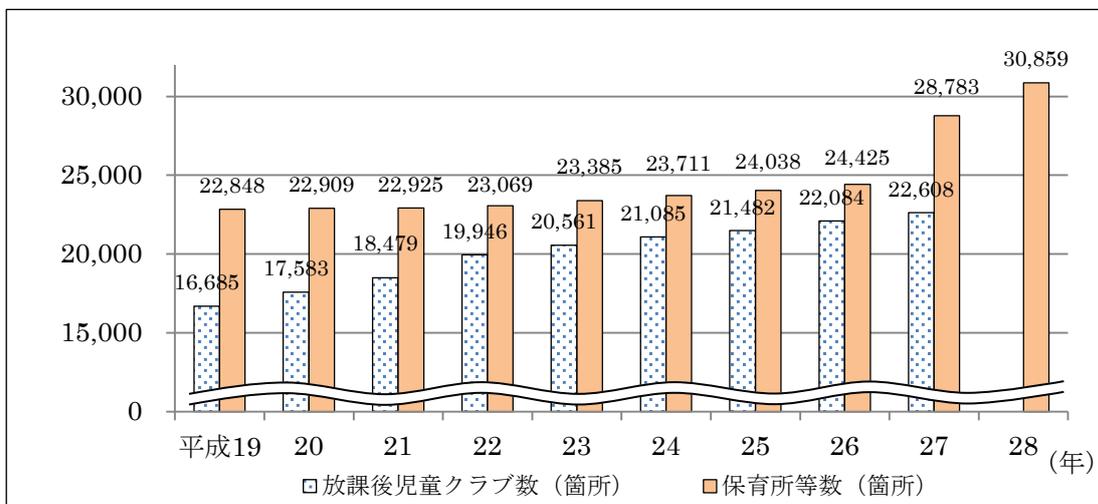
- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

**1・2歳児の保育所等利用率の推移**

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)  
 50万人分確保時の利用率  
**1・2歳児：35.1% → 41.1% → 48.0%**  
 <【参考】女性の就業率：70.8%(2014年)→77%(2020年)>  
 (注)利用率：利用児童数÷就学前児童数  
 平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

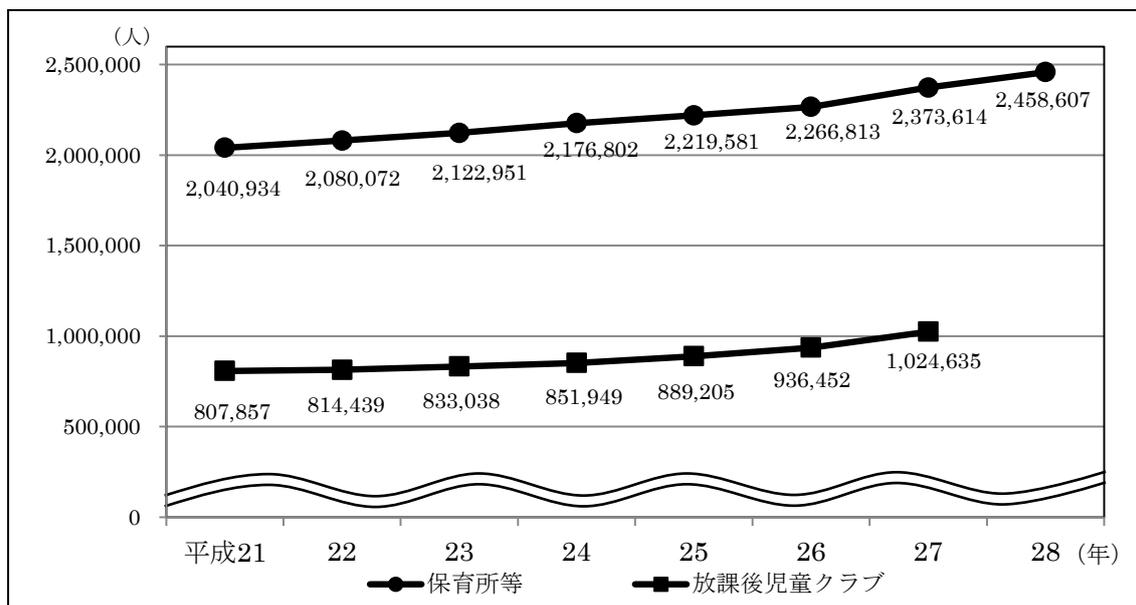
(注) 厚生労働省の「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月公表)及び「待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について」(平成28年9月公表)の資料を基に当省が作成した。

表 1-(1)-8 保育所等数及び放課後児童クラブ数の推移



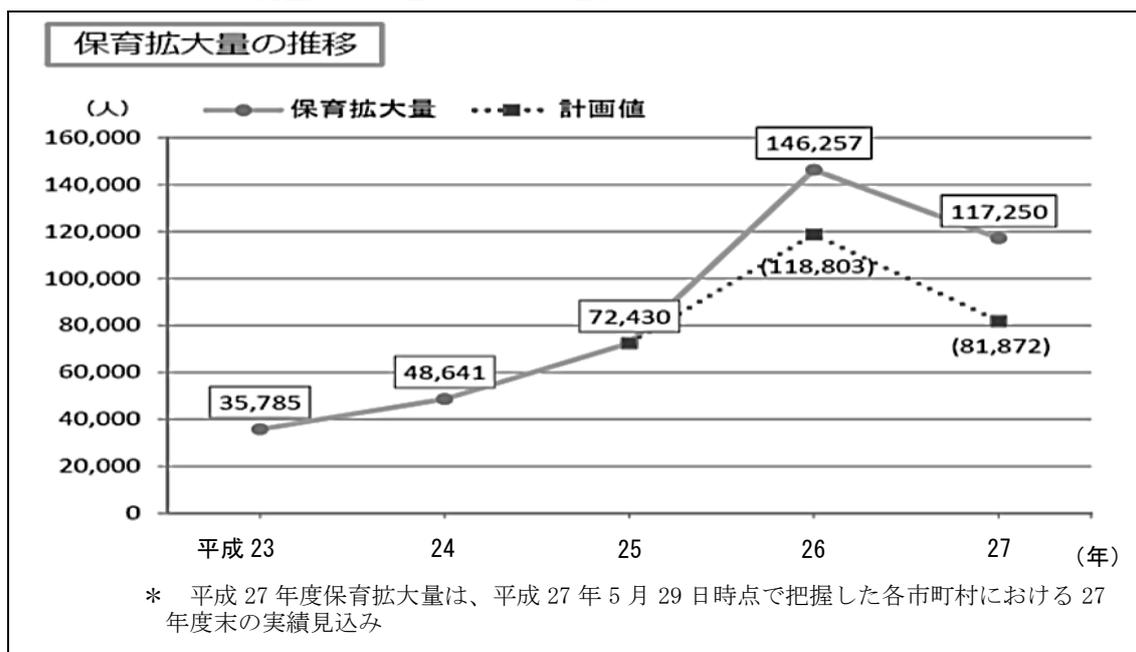
- (注)1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」及び「平成 27 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。
- 2 平成 28 年は、放課後児童クラブの数値が公表されていないため、保育所等数のみの数値を掲載している。
- 3 保育所等については、平成 27 年は、従来の保育所に加え、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設数（2,513 か所）及び地域型保育事業の箇所数（2,737 か所）が含まれている。また、平成 28 年は、特定教育・保育施設数（3,533 か所）及び地域型保育事業の箇所数（3,879 か所）が含まれている。

表 1-1-9 保育所等の利用児童数及び放課後児童クラブの登録児童数の推移



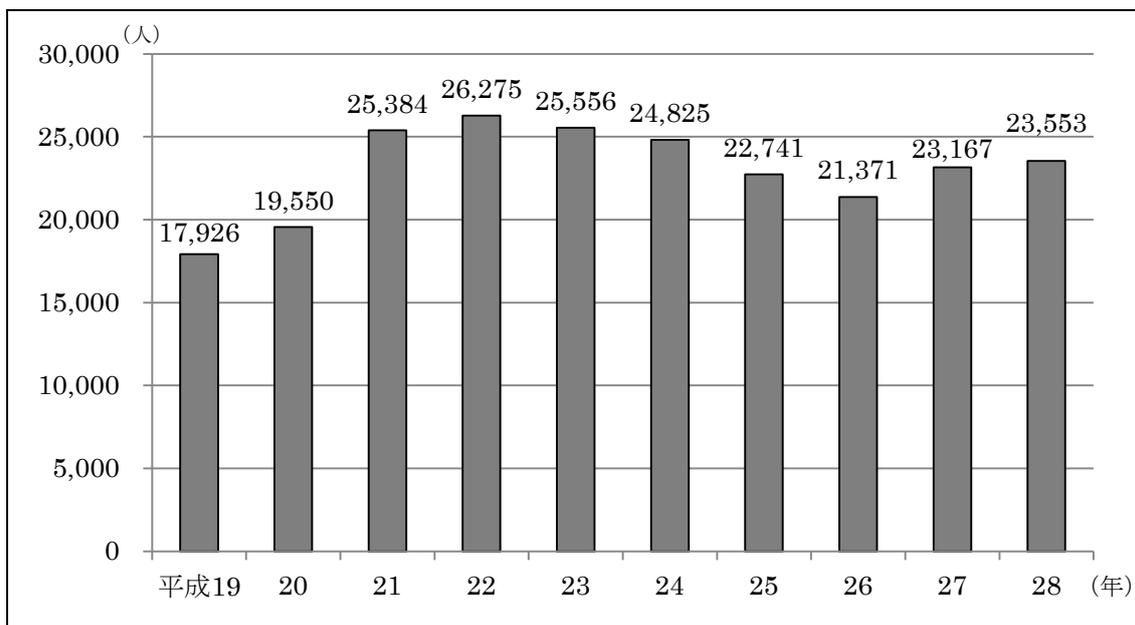
- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」及び「平成 27 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。
- 2 平成 28 年は、放課後児童クラブの数値が公表されていないため、保育所等の利用児童数のみの数値を掲載している。
- 3 保育所等については、平成 27 年は、従来の保育所に加え、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設の利用児童数（190,729 人）及び地域型保育事業の利用児童数（23,528 人）が含まれている。また、平成 28 年は、特定教育・保育施設の利用児童数（282,269 人）及び地域型保育事業の利用児童数（39,895 人）が含まれている。

表 1-1-10 待機児童解消加速化プランの進捗状況



(注) 厚生労働省の「待機児童解消加速化プランの状況について」（平成 27 年 9 月 29 日公表）による。

表 1-(1)-11-1 保育所等の待機児童数の推移



(注) 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」等を基に当省が作成した。

表 1-(1)-11-2 都市部とそれ以外の地域の保育所等に係る待機児童数

表 i 都市部とそれ以外の地域の保育所等に係る利用児童数及び待機児童数の合計

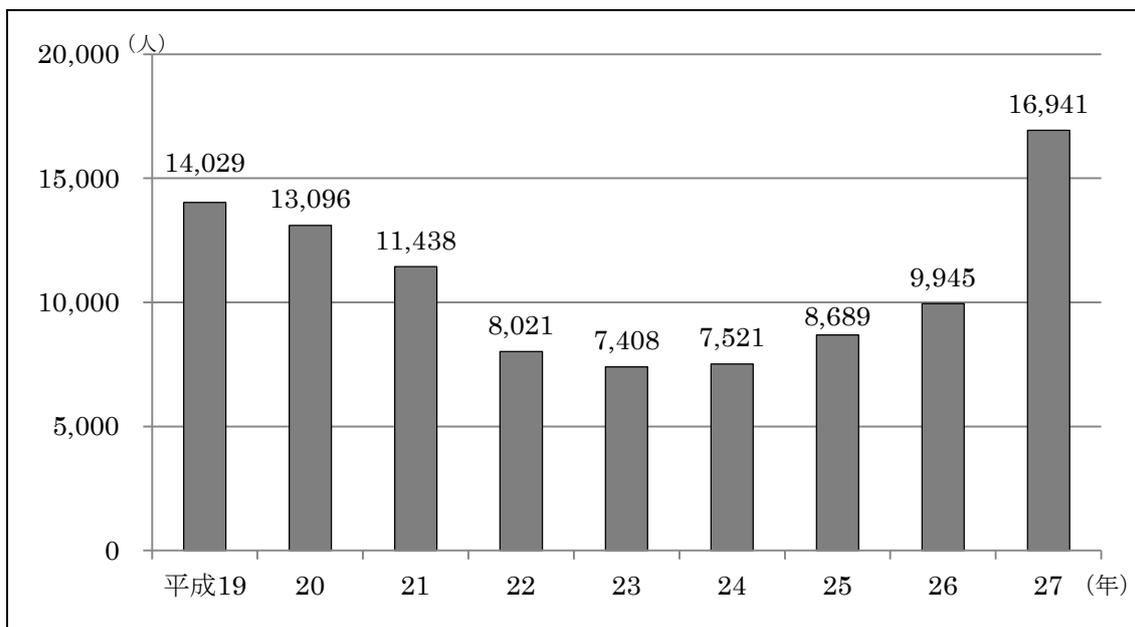
	利用児童数	待機児童数
7 都府県・指定都市・中核市	1,390,726 人 (56.6%)	17,501 人 (74.3%)
その他の地域	1,067,881 人 (43.4%)	6,052 人 (25.7%)
全国計	2,458,607 人 (100%)	23,553 人 (100%)

表 ii 上記 i における7都府県・指定都市・中核市別の利用児童数及び待機児童数

7都府県		利用児童数	待機児童数	中核市		利用児童数	待機児童数
11	埼玉県	80,125	897	68	旭川市	5,524	40
12	千葉県	62,184	1,246	69	函館市	3,492	0
13	東京都	225,017	8,327	70	青森市	6,669	0
14	神奈川県	37,958	465	71	盛岡市	6,316	0
26	京都府	25,570	64	72	秋田市	6,342	0
27	大阪府	65,937	801	73	郡山市	3,630	52
28	兵庫県	44,298	715	74	いわき市	5,627	12
都府県計		541,089	12,515	75	宇都宮市	9,039	29
指定都市				76	前橋市	6,717	0
48	札幌市	27,169	8	77	高崎市	8,045	0
49	仙台市	16,971	213	78	川崎市	4,207	67
50	さいたま市	17,306	24	79	越谷市	4,641	38
51	千葉市	14,628	11	80	船橋市	10,505	203
52	横浜市	58,756	7	81	柏市	6,122	0
53	川崎市	25,022	6	82	八王子市	11,086	139
54	相模原市	11,442	0	83	横須賀市	4,121	19
55	新潟市	21,446	0	84	富山市	11,443	0
56	静岡市	12,163	46	85	金沢市	12,156	0
57	浜松市	11,255	214	86	長野市	8,535	0
58	名古屋市	42,660	0	87	岐阜市	5,418	0
59	京都市	30,404	0	88	豊橋市	8,538	0
60	大阪市	48,821	273	89	豊田市	7,152	0
61	堺市	16,355	16	90	岡崎市	7,342	0
62	神戸市	25,365	59	91	大津市	7,431	0
63	岡山市	14,966	729	92	高槻市	6,017	0
64	広島市	25,513	161	93	東大阪市	8,185	127
65	北九州市	16,495	0	94	豊中市	6,089	217
66	福岡市	33,908	73	95	枚方市	7,404	0
67	熊本市	19,511	0	96	姫路市	10,853	46
指定都市計		490,156	1,840	97	西宮市	7,190	183
				98	尼崎市	7,354	47
				99	奈良市	5,660	85
				100	和歌山市	6,773	6
				101	倉敷市	11,027	111
				102	呉市	3,747	0
				103	福山市	12,324	0
				104	下関市	5,235	0
				105	高松市	8,924	321
				106	松山市	6,884	94
				107	高知市	10,425	42
				108	久留米市	8,845	78
				109	長崎市	9,466	66
				110	佐世保市	6,340	0
				111	大分市	8,957	350
				112	宮崎市	11,172	64
				113	鹿児島市	12,293	151
				114	那覇市	8,219	559
				中核市計		359,481	3,146
				合計		1,390,726	17,501

- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」を基に当省が作成した。  
 2 表 i の「7 都府県・指定都市・中核市」とは、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7 都府県(指定都市・中核市含む。)とその他の指定都市・中核市を示す。  
 3 表 ii の都府県の数値には指定都市・中核市は含まれない。

表 1-1)-11-3 放課後児童クラブの待機児童数の推移



(注)1 厚生労働省の「平成 27 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象年齢は、平成 24 年の児童福祉法改正により、平成 27 年度から、従来の「おおむね 10 歳未満」から「小学校に就学している」子どもに変更されている。

表 1-(2)-1 (旧)次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) (抜粋)

<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、<u>次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 行動計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 行動計画策定指針</p> <p>第 7 条 <u>主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。</u></p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項</p> <p style="margin-left: 20px;">二 次世代育成支援対策の内容に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p style="margin-left: 20px;">四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画</p> <p style="text-align: center;">(市町村行動計画)</p> <p>第 8 条 <u>市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動</u></p>
--

計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により 達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の 内容及びその実施時期

3～8 (略)

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により 達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の 内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する 市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3～8 (略)

### 第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により 達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の 内容及びその実施時期

3～6 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(2)-2 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）（抜粋）

前文

（略）

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

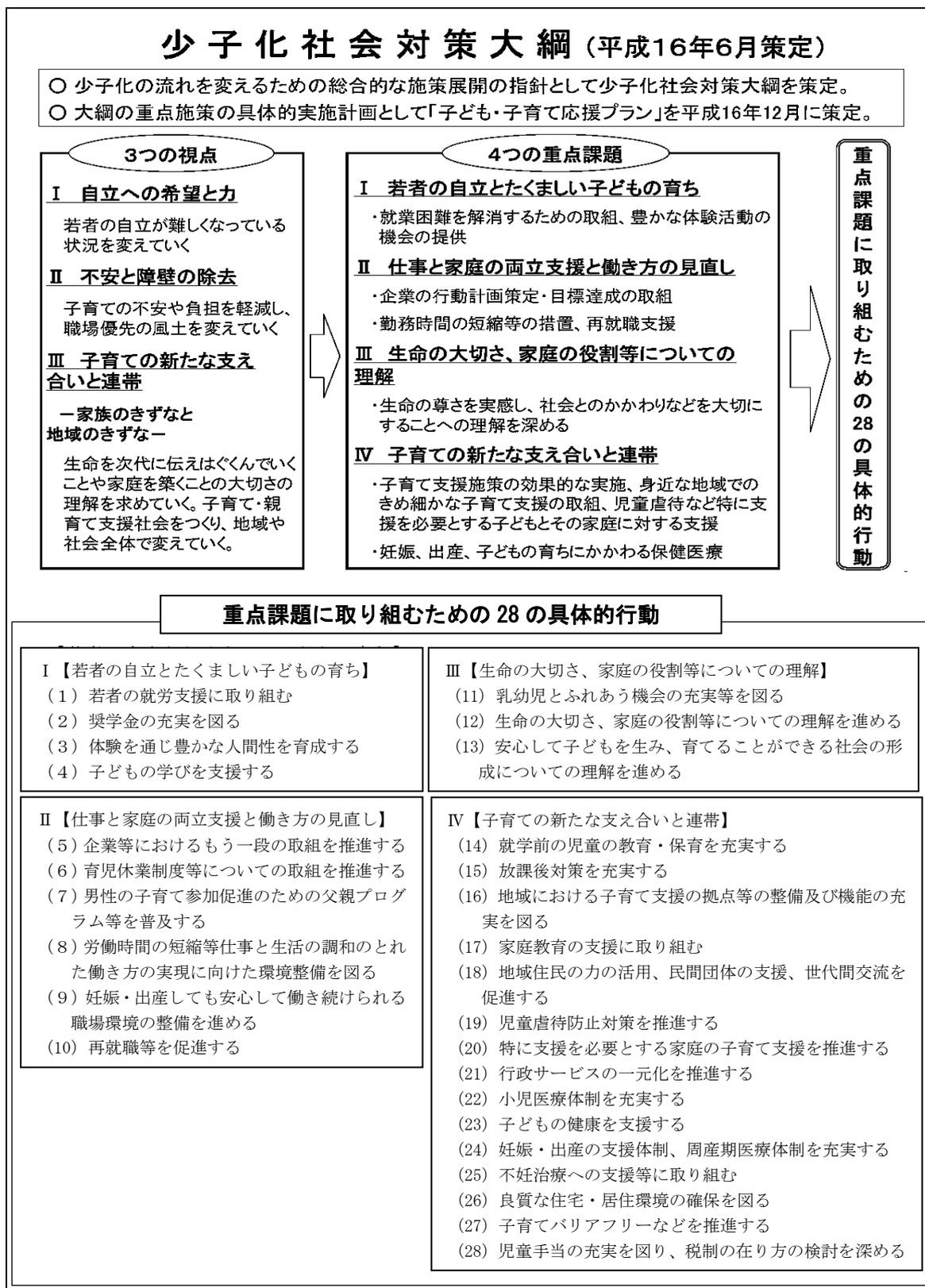
## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（注）下線は、当省が付した。

表 1-(2)-3 少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月）（概要）



(注) 内閣府のホームページに掲載された資料を基に当省が作成した。

表1-(2)-4 少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月））（概要）

<b>「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）</b>			
子どもと子育てを応援する社会	<b>家族や親が子育てを担う</b> <個人に過重な負担>	<b>社会全体で子育てを支える</b> <個人の希望の実現>	
	●子どもが主人公（チルドレン・ファースト） ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和		
<b>基本的考え方</b>	<b>1 社会全体で子育てを支える</b> ○子どもを大切にす ○ライフサイクル全体を通じて社会的に支える ○地域のネットワークで支える	<b>2 「希望」がかなえられる</b> ○生活、仕事、子育てを総合的に支える ○格差や貧困を解消する ○持続可能な活力ある経済社会が実現する	
<b>3つの大切な姿勢</b>	○生命(いのち)と育ちを大切にす	○困っている声に応える	○生活(くらし)を支える
<b>目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策</b>			
<b>1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ</b> (1) <b>子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を</b> ・子ども手当の創設 ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備 (2) <b>意欲を持って就業と自立に向かえるように</b> ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援（キャリア教育・ジョブ・カード等） (3) <b>社会生活に必要なことを学ぶ機会を</b> ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組環境整備	<b>2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ</b> (4) <b>安心して妊娠・出産できるように</b> ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担 ・相談支援体制の整備（妊娠・出産、人工妊娠中絶等） ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減 (5) <b>誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように</b> ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所得繰越控除の解消（余裕教室の活用等） ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討 ・幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化） ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実 (6) <b>子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように</b> ・小児医療の体制の確保 (7) <b>ひとり親家庭の子どもが困らないように</b> ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算 (8) <b>特に支援が必要な子どもが健やかに育つように</b> ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化 ・児童虐待の防止、家庭の養護の推進（ファミリーホームの拡充等）	<b>3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ</b> (9) <b>子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように</b> ・乳児の全戸訪問等（こどもには赤ちゃん事業等） ・地域子育て支援拠点の設置促進 ・ファミリー・サポート・センターの普及促進 ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室、幼稚園の活用 ・NPO法人等の地域子育て活動の支援 (10) <b>子どもが住まいやまちの中で安全・安心に過ごせるように</b> ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進 ・子育てバリアフリーの推進（段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等） ・交通安全教育等の推進（幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等）	<b>4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）</b> (11) <b>働き方の見直しを</b> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進 ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進 ・テレワークの推進 ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス） (12) <b>仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を</b> ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着 ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進 ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進 ・入札手続等における対応の検討

(注) 内閣府のホームページに掲載された資料による。

表 1-(2)-5 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議)(抜粋)

<p>一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策</p> <p>ー 成長と分配の好循環の形成に向けて ー</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 11 月 26 日 一億総活躍国民会議</p> <p>I. 「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめに向けた基本的考え方の整理 (略)</p> <p>II. 緊急に実施すべき対策</p> <p>アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今ここで、少子高齢化という構造的な問題に歯止めをかけ、国民一人ひとりの将来不安を解消し、消費や投資が進まない根本的な隘路を取り除くことこそ、我が国経済社会が直ちに着手すべき課題である。</p> <p>こうした観点から、引き続き強い経済実現に向けた対策を講じつつ、緊急に実施する対策では、「希望出生率 1.8 の実現」「介護離職ゼロ」という二つの目的達成に直結する政策に重点的に取り組む。</p> <p>具体的には、以下の対策を緊急に実施すべきであり、速やかに必要な対策を講じることとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策</p> <p>■ 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実</p> <p>○ <u>待機児童解消を確実なものとするため、平成 29 年度末までの整備拡大量を 40 万人から 50 万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る。【特に緊急対応】</u></p> <p>○ 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】</p> <p>○ 企業側の取組として、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成 28 年度予算編成過程において検討する。</p> <p>○ 保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。また、資料作成等の事務を簡略化して保育士が専門性の高いサービスに専念できるように ICT の活用による業務の効率化を推進する。さらに、朝夕の保育士配置要件の弾力化など、多様な担い手の確保についても年内を目途に検討する。</p>
--

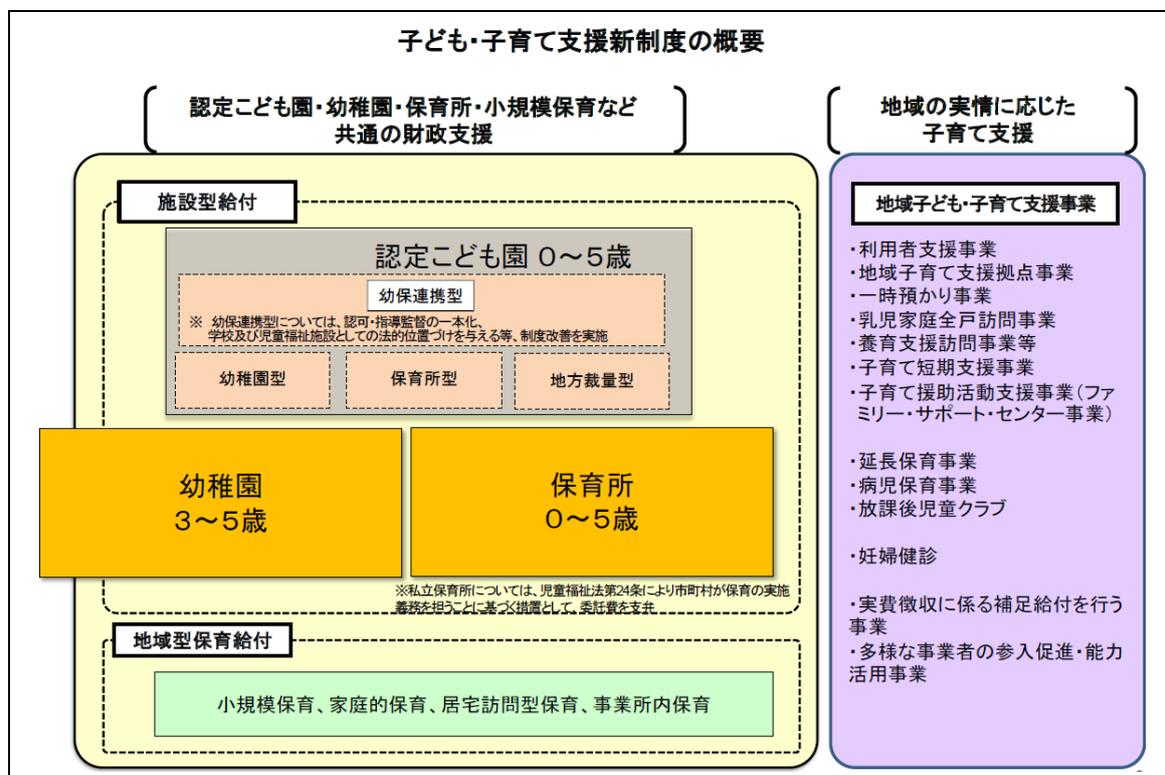
(注) 一億総活躍国民会議(第 3 回)(平成 27 年 11 月 26 日)における「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策ー成長と分配の好循環の形成に向けてー」による。

表 1-②-6-1 子ども・子育て支援新制度の主な内容（ポイント）

<p>① <u>認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設</u></p> <p>※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応</p>
<p>② <u>認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ</li> <li>・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化</li> </ul>
<p>③ <u>地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実</u></p>
<p>④ <u>市町村が実施主体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施</li> <li>・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える</li> </ul>
<p>⑤ <u>社会全体による費用負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 （幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）</li> </ul>
<p>⑥ <u>政府の推進体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）</li> </ul>
<p>⑦ <u>子ども・子育て会議の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置</li> <li>・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務</li> </ul>
<p>⑧ <u>施行時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月に本格施行</li> </ul>

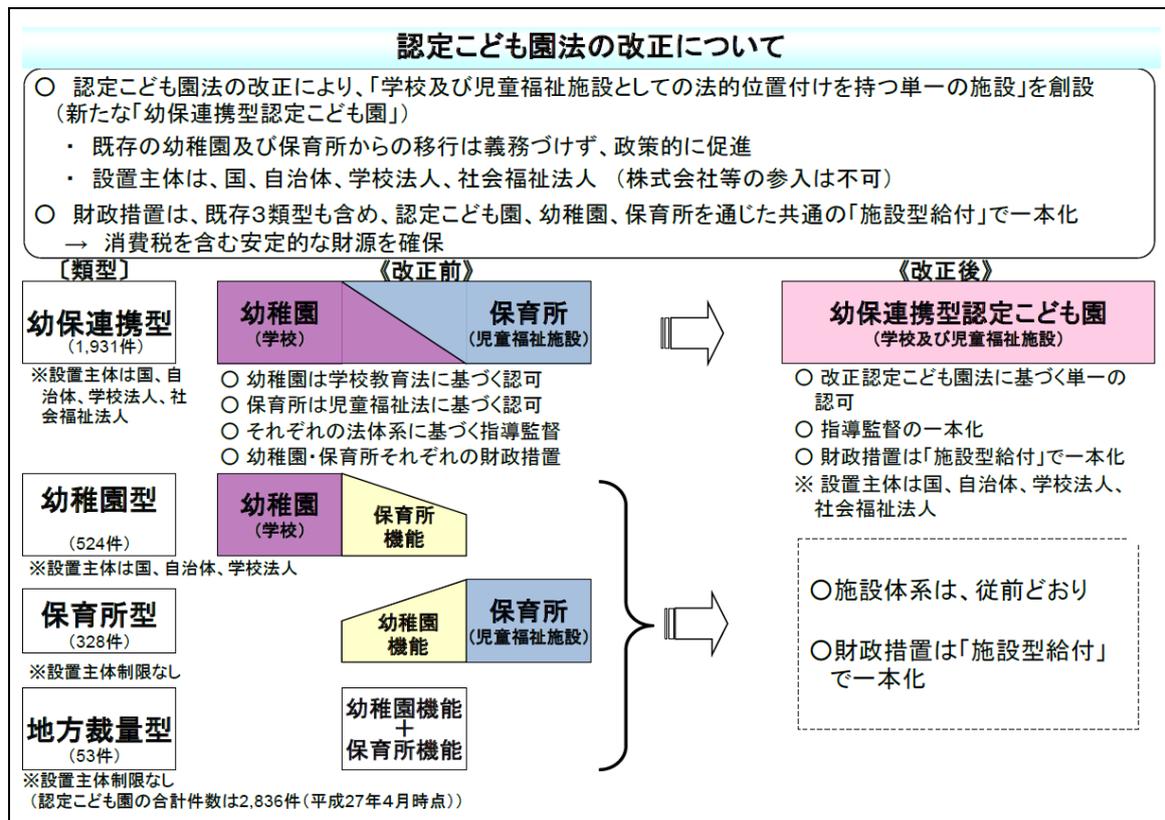
(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成28年4月）を基に当省が作成した。

表 1-(2)-6-2 子ども・子育て支援新制度の主な内容（「施設型給付」、「地域型保育給付」等の仕組み）



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成 28 年 4 月）による。

表 1-(2)-7 認定こども園の類型



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)による。

表 1-(3)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

	(市町村子ども・子育て支援事業計画)
第 61 条	<u>市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。</u>
2	市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一	市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
二	<u>教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</u>
三	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
3	(略)
4	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、 <u>子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</u>
5	市町村は、教育・保育提供区域における <u>子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。</u>
6	(略)
7	<u>市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。</u>
8	(略)
9	<u>市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。</u>
10	市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞

なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第 62 条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2～4 (略)

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 (略)

(都道府県知事の助言等)

第 63 条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 (略)

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号）（抜粋）

第一 （略）

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みである。

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

都道府県は、市町村が上記の役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずる。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子ども・子育て支

援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

二 (略)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 (略)

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

(一)～(二) (略)

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の(二)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

(略)

3～6 (略)

二～三 (略)

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 (略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  
(略)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の2の

(三)に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

(2) (略)

3～5 (略)

五 (略)

六 その他

1 (略)

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から五年を一期として作成することとする。

3～5 (略)

第四・五 (略)

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項

市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、子ども・子育て支援事業計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めること。

なお、地方版子ども・子育て会議の運営については、子どもの保護者、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を得るなど、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるものとなるよう、留意すること。

二 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-3 都道府県の認可等に関する関係法令

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（抜粋）

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2～9 （略）

（設置等の届出）

第 16 条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第 17 条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2～7 （略）

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抜粋）

第 4 条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
三 <u>私立の幼稚園</u> 、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
2～5 (略)
○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）
第 35 条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。
2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。
3 <u>市町村は</u> 、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を <u>都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</u>
4 <u>国、都道府県及び市町村以外の者は</u> 、厚生労働省令の定めるところにより、 <u>都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。</u>
5～12 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-4 地方版子ども・子育て会議の設置状況（平成 26 年 2 月 28 日時点）

区分	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1481 団体 (82.8%)	275 団体 (15.4%)	19 団体 (1.1%)	14 団体 (0.8%)	1789 団体 (100%)
都道府県	41 団体	6 団体	0 団体	0 団体	47 団体
市町村	1440 団体	269 団体	19 団体	14 団体	1742 団体
うち指定都市	20 団体	0 団体	0 団体	0 団体	20 団体
うち中核市	42 団体	0 団体	0 団体	0 団体	42 団体

- (注) 1 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成 28 年 4 月）を基に当省が作成した。
- 2 平成 26 年 2 月 28 日時点での都道府県及び市町村における「地方版子ども・子育て会議」（支援法第 77 条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申合せ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。）の設置状況を整理した
- 3 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

表 1-(3)-5-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）
2～8 （略）
9 この法律で、 <u>家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</u>
一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）</u>
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業
10 この法律で、 <u>小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</u>
一 <u>保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業</u>
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業
11～14 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-5-2 地域型保育事業について

都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け			
認定 定員	19人	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内 保育
	6人		
	5人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業主体：事業主等
	1人		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども (地域枠)

(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。

表 1-③-5-3 保育所及び地域型保育事業の基準の比較

事業類型		事業主体	保育場所等	対象児童年齢	認可定員	職員数	職員資格	
保育所		市町村 民間事業者等	施設	0～5歳	20人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	保育士	
地域型 保育 事業	小規模保 育事業 (注2)	A型	市町村 民間事業者等	0～2歳	6～19人	保育所の配置基 準+1名	保育士	
		B型					保育所の配置基 準+1名	1/2以上が 保育士(注3)
		C型					3:1 (補助者を置く場 合 5:2)	家庭的保育者 (注4)
	家庭的保育事業		市町村 民間事業者等		保育者の居宅 その他の場所 施設	1～5人	3:1 (家庭的保育補助 者を置く場合 5:2)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)
	事業所内保育事業		事業主等		従業員の子 + 地域枠	20人以上	保育所と同様	
	居宅訪問型保育事業		市町村 民間事業主等		子の居宅	19人以下	A型・B型と同様	
						1:1	市町村長が 認める者 (注5)	

- (注) 1 内閣府の「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(施設・事業者向け)」(平成27年7月改訂版)を基に当省が作成した。
- 2 小規模保育事業の類型については、「A型」は保育所分園、ミニ保育所に近い類型、「B型」は中間型、「C型」は家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型である。
- 3 保育士以外には研修を実施することとされている。
- 4 「家庭的保育者」とは、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者である。
- 5 「市町村長が認める者」とは、市町村長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者である。

表 1-(3)-6-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

<p>第 59 条 <u>市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業</p> <p>二 <u>支給認定保護者であつて、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業</u></p> <p>三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業</p> <p>四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p> <p>五 <u>児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業</u></p> <p>六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業</p> <p>七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業</p>
--

- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-6-2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～6 （略）

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8～12 （略）

13 この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

14 （略）

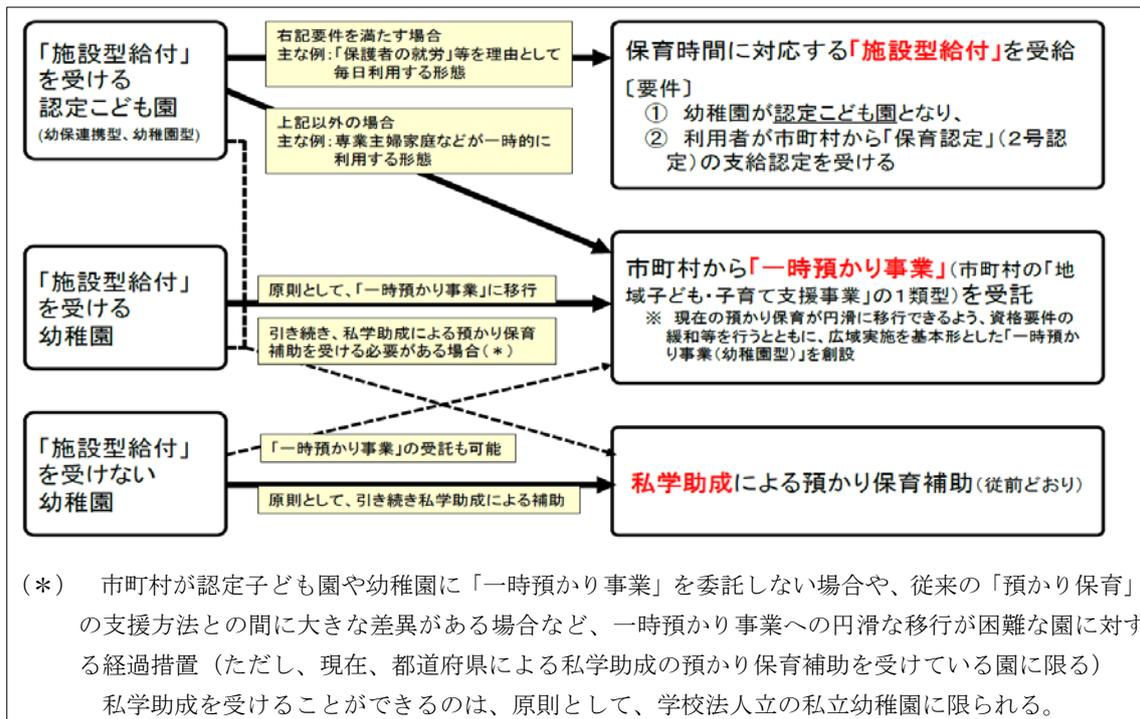
(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-7 一時預かり事業（幼稚園型）について

		「幼稚園型」の要件等
実施主体		市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）
実施場所		幼稚園又は認定子ども園
対象児童		主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業（一般型）により対応 ・同一施設において、幼稚園型（在籍園児を対象）と一般型（非在籍園児を対象）を併せて実施可能 ・ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。
職員	職員数	認可保育所と同じ $\left( \begin{array}{cc} 0 \text{ 歳児} & 3:1 & 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 6:1 \\ 3 \text{ 歳児} & 20:1 & 4 \text{ 歳以上児} & 30:1 \end{array} \right)$ ※ 算出される数が1人の場合でも2人以上配置 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）
	資格	保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） （当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者を含む） ※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ $\left( \begin{array}{l} \cdot 2 \text{ 歳以上児 保育室又は遊戯室 } 1.98 \text{ m}^2/\text{人} \\ \cdot 2 \text{ 歳未満児 乳児室 } 1.65 \text{ m}^2/\text{人} \quad \text{ほふく室 } 3.3 \text{ m}^2/\text{人} \end{array} \right)$ など ※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可
補助単価 （1人当たり日額）		○在籍園児 ・基本分：平日の教育時間前後や長期休業日の利用 一年間延べ利用者数 2,000人超 400円 一年間延べ利用者数 2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円（10円未満切り捨て） ・休日分：（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 ・長時間加算：基本分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、休日分については8時間を超えた場合に加算 100円 ○非在籍園児 ・基本分800円 ・長時間加算：8時間を超える場合に加算 100円
実施形態		利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする。 （関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※ 施設型給付と同様の形態

（注） 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成28年4月）による。

表 1-(3)-8 幼稚園の「預かり保育」について



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)による。

表1-(3)-9 延長保育事業について

○ 市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準時間認定 11時間の開所時間を超えて保育を実施。</li> <li>・ 短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。</li> </ul>
1. <u>一般型</u>
(1)実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
(2)対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。
2. <u>訪問型</u>
(1)実施場所 利用児童の居宅
(2)対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
① 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
② 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合
○ 実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）
○ 実施要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置</li> <li>・ 各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること</li> <li>・ 訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと</li> </ul>
交付実績：13,486か所（平成26年度）
負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成28年4月）による。

表 1-(3)-10 病児保育事業について

	①病児対応型・病後児対応型	②体調不良児対応型	③非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成 23 年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■看護師等:利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置</li> <li>保育士 :利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置</li> <li>■病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 看護師等を常時 1 名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等 1 名に対して 2 名程度）</li> <li>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか 1 名に対して、1 名程度とすること等</li> </ul>
交付実績 (H26 年度)	1,271 か所 (病児対応型 698 か所、病後児対応型 573 か所) (延べ利用児童数約 57 万人)	563 か所	5 か所
補助率	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3		

(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。

表 1-(3)-11-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

<p>第 34 条の 8 <u>市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。</u></p> <p>2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。</p> <p>3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>第 34 条の 8 の 2 <u>市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</u>この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。</p> <p>2 <u>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> <p>3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p>
---

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-11-2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2・3 （略）

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第 5 条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2～5 （略）

（設備の基準）

第 9 条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3・4 （略）

（職員）

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者

をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一～九 (略)

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 (略)

(開所時間及び日数)

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-12 放課後子ども総合プラン（抜粋）

(別紙)
「放課後子ども総合プラン」
1 趣旨・目的
<p><u>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。</u></p>
2 国全体の目標
<p>全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、<u>放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備する</u>とともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6(2)を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。</p> <p>また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。</p>
3 (略)
4 市町村の体制、役割等
(1) 運営委員会の設置
<p><u>市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。</u></p> <p><u>その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。</u></p>
(略)
5 (略)
6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施
(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進
学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校

に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

(略)

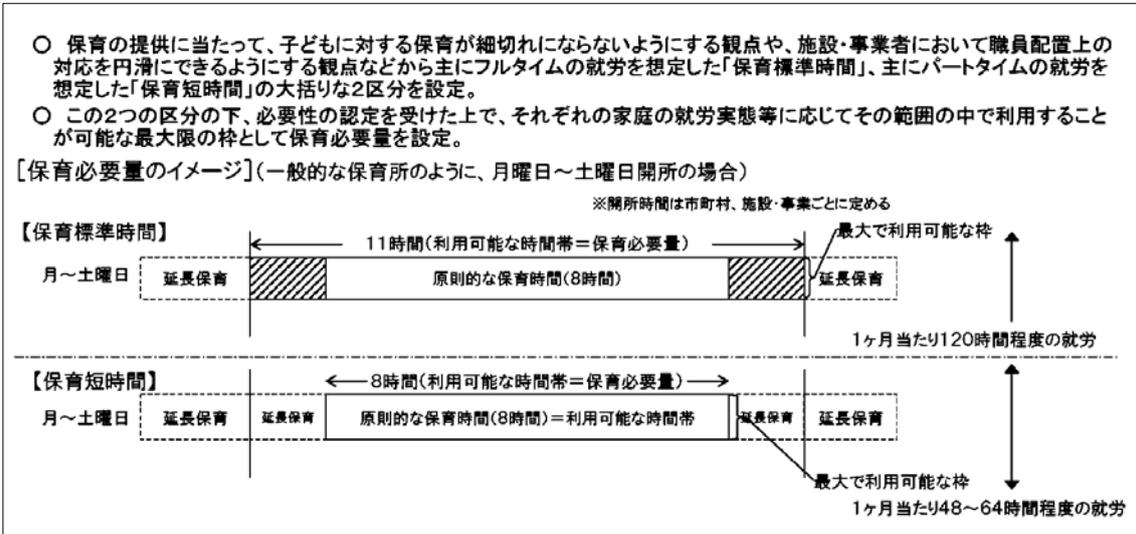
(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③-13-1 保育の必要性の事由について

<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。</li> <li>○ 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。</li> </ul> <p>2. 「事由」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。</li> </ul>	
<p>新制度施行前の「保育に欠ける」事由</p>	<p>新制度における「保育の必要性」の事由</p>
<p>○以下の <u>いずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昼間労働することを常態としていること（就労）</li> <li>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</li> <li>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</li> <li>④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）</li> <li>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</li> <li>⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）</li> </ul>	<p>○以下の <u>いずれかの事由に該当すること</u>  <u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>就労</u>                      ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</li> <li>② 妊娠、出産</li> <li>③ 保護者の疾病、障害</li> <li>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護                      ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</li> <li>⑤ 災害復旧</li> <li>⑥ <u>求職活動</u>                      ・起業準備を含む</li> <li>⑦ <u>就学</u>                      ・職業訓練校等における職業訓練を含む</li> <li>⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u></li> <li>⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></li> <li>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</li> </ul>

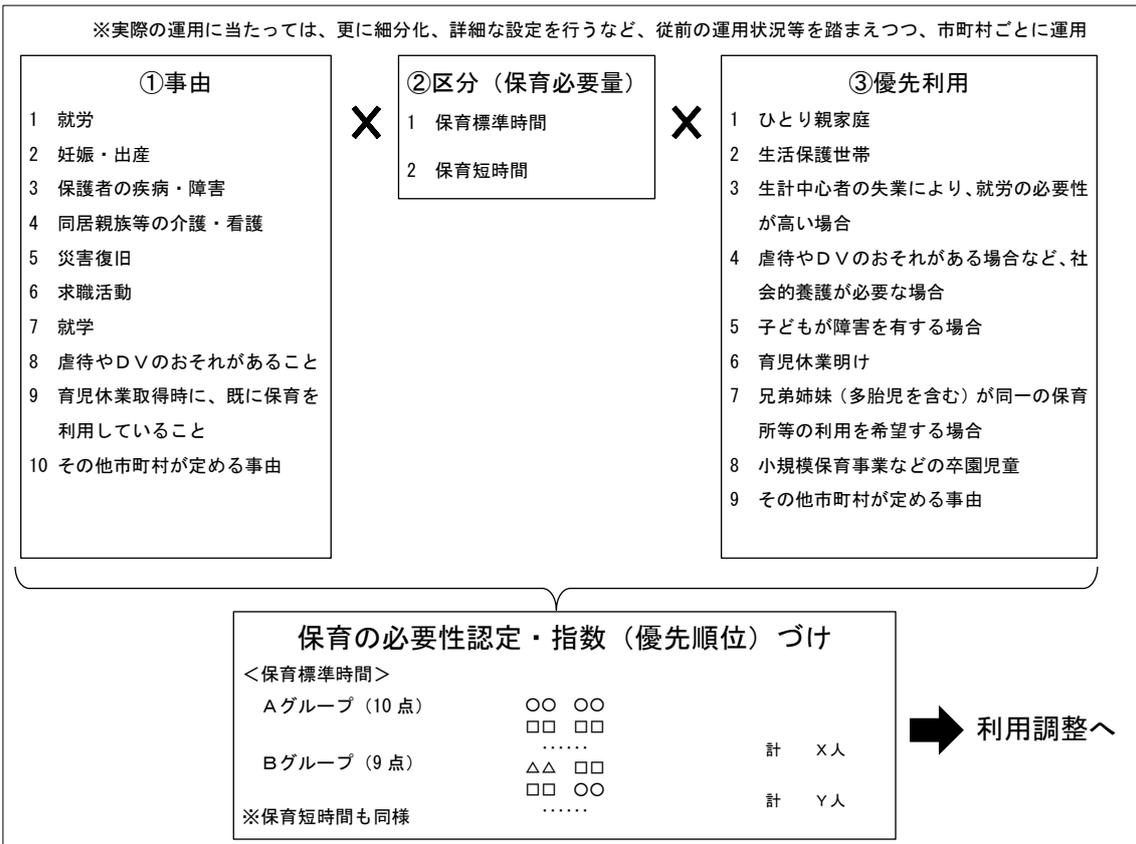
(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成 28 年 4 月）による。

表 1-(3)-13-2 保育必要量の認定について



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)による。

表 1-(3)-13-3 保育の必要性の認定・優先順位付けについて



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成28年4月)を基に当省で作成した。

表 1-(3)-14 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

<p>第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>4～7 （略）</p>
--

（注） 下線は、当省が付した。

表 1-(3)-15 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

<p>第 19 条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。</p> <p>一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）</p> <p>二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>2 （略）</p>
---

## 2 子育て支援に関する計画の作成

勸 告	説明図表番号
<p><b>(1) 地域の実情に即した計画作成の推進</b></p> <p>平成 25 年 4 月に策定された加速化プランでは、27 年 4 月からの新制度の取組を先取りするものとして、賃貸方式や国有地も活用した保育所整備や認可を目指す認可外保育施設への支援などが示されている。加速化プランでは、待機児童の解消に取り組む市町村（注 1）のうち、加速化プランに参加して支援の活用を希望する市町村が対象となっている。加速化プランに参加する市町村は、「待機児童解消加速化プランの実施方針」に基づく「待機児童解消加速化計画」及び「保育拡大計画」の提出について（第 4 次依頼）（平成 27 年 4 月 3 日雇児保発 0403 第 1 号）等（注 2）に基づき、緊急集中取組期間（25 年度及び 26 年度）及び取組加速期間（27 年度から 29 年度まで）における「待機児童解消加速化計画」（以下「加速化計画」という。）を作成することとされており、保育拡大量及び待機児童数について、27 年度当初までに整備した施設及び採択した事業ごとの実績と 30 年度当初までの見込みを記載することとされている。</p> <p>平成 27 年 4 月から開始された新制度では、支援法第 61 条第 4 項及び第 5 項により、市町村は、1(3)で述べた市町村計画を作成するに当たっては、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案することとされ、また、子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情の正確な把握に努めることとされている。また、基本指針では、市町村計画を作成するに当たって、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、子育て支援に係る潜在的な利用希望も含めて把握するために保護者に対する調査（以下「需要把握調査」という。）を行うよう求めており、国は、市町村向けに「調査票のイメージ」を示している。</p> <p>また、基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとされている。市町村は、教育・保育提供区域ごとに、需要把握調査により把握した需要を基に、市町村計画期間における年度別の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに当該「量の見込み」に対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を示した「確保方策」を市町村計画に盛り込むこととされている。</p> <p>国は、市町村が「量の見込み」を算出するに当たって参考にできるよう、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日付け内閣府事務連絡。以下「手引き」という。）を示している。手引きは、市町村計画における「量の見込み」の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた上で、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされている。ただ</p>	<p>表 1-(1)-7（再掲）</p> <p>表 2-(1)-1</p> <p>表 2-(1)-2</p> <p>表 2-(1)-3</p> <p>表 2-(1)-2（再掲）</p> <p>表 2-(1)-4</p>

し、この場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という新制度の基本的考え方を踏まえる必要があるとされている。

今回、各市町村における加速化計画の達成状況、新制度における市町村計画を作成するに当たっての需要の把握状況並びに「量の見込み」及び「確保方策」の設定状況について調査したところ、以下の実態がみられた。

(注1) 原則として待機児童数が1人以上であり、加速化計画を提出し、実施方針に定める事業を1事業以上実施する市町村を対象としている。ただし、待機児童がいない場合であっても、市町村において、今後、潜在的な需要も含め、保育の需要の増大が見込まれる場合は対象となる。また、財政力指数が1.0以上の市町村にあつては、待機児童数が10人以上、かつ、保育拡大量が90人以上の場合のみ対象となる。

(注2) 平成25年度及び26年度の加速化計画の作成は、「待機児童解消加速化プラン」の実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」について」の第1次から第3次までの依頼に基づく。なお、「保育拡大計画」の提出については、第3次依頼からである。

## ア 加速化計画の進捗状況

今回、調査対象である66市町村のうち、加速化計画の平成27年度当初における目標達成状況が確認できた50市町村について、その達成状況を調査したところ、次のとおり、整備箇所数や利用定員数の目標は達成しつつも、待機児童削減目標は達成できていない傾向がみられた。

- ① 整備箇所数については28市町村(56.0%)が、利用定員数についても28市町村(56.0%)が目標を達成している。
- ② 上記①の市町村のうち、整備箇所数又は人数のどちらか一方のみ目標を達成しているのは10市町村あるが、このうち、9市町村(90.0%)は待機児童削減目標が達成できていない。また、整備箇所数及び利用定員数のいずれの目標も達成できている23市町村においても、このうち、17市町村(73.9%)は待機児童削減目標が達成できていない。

上記の待機児童削減目標を達成できていない26市町村からは、達成できなかった理由として、新制度の開始による保護者の期待感の高まりや施設整備による新たな需要が掘り起こされたとする意見のほか、保育施設の入所要件の緩和や大型マンションの建設等による転入者の増加に伴う保育需要の増加など、潜在的な需要を勘案した需要予測の見込みの不十分さを挙げるものがあった。

加速化計画は、新制度開始前から作成されてきたものであるが、潜在的な需要も含めた需要の適切な把握が効果的な保育施設の整備及び事業の実施にとって重要であることがうかがえる。

## イ 教育・保育提供区域の設定状況

基本指針第三の二の1では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、一方、市町村が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整(後述2(2)参照)の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業

表2-(1)-5

表2-(1)-6

表2-(1)-2(再掲)

ごとに教育・保育施設等や各事業の広域利用（後述 2(2)参照）の実態が異なる場合には、その実態に応じて、これらの認定区分又は事業ごとに設定することができる」とされている。

今回、調査対象である 66 市町村における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域の設定状況について調査したところ、教育・保育については、25 市町村（37.9%）が市町村全域を一つの区域として設定し、残りの 41 市町村（62.1%）は行政区等の複数の区域を設定していた。また、上記の 25 市町村であっても、地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブについては原則小学校区単位で実施されていることもあり、うち 6 市町村（24.0%）が小学校区単位で教育・保育提供区域を設定していた。

放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況をみると、調査対象である 66 市町村のうち、46 市町村（69.7%）が小学校区以外の教育・保育提供区域を設定しており、このうち 27 市町村（40.9%）が市町村全域を教育・保育提供区域として設定していた。

上記の 27 市町村の中には、放課後児童クラブが実施されていない私立小学校の児童が送迎バスで通うなどの広域的な利用がある、市内の全小学校で希望者全員が放課後児童クラブを利用できる状況のため区域設定の必要がないなど、地域の実情により市町村全域を一つの教育・保育提供区域として設定している市町村がある一方、十分に検討する時間的余裕がなかった等を理由に全事業について市町村全域で設定したとしている市町村もあった。

上記の放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定別に待機児童が生じている施設を有しているかどうかの状況をみると、市町村全域を 1 区域として設定している 27 市町村では 10 市町村（37.0%）で、小学校区単位で設定している 20 市町村では 10 市町村（50.0%）で待機児童が生じている施設を有していた。

また、上記の 27 市町村のうち、2 市町村では、当省の調査日時点で待機児童が生じている放課後児童クラブを一部に有していたが、市町村計画上、市町村全体では供給が足りており、かつ 5 年間の計画期間を通じて新たな整備を行わないものとなっていた。ただし、当該 2 市町村では、市町村計画作成時には待機児童は生じておらず、また、平成 27 年度に放課後児童クラブを新たに設置するなど、待機児童の発生状況に応じた対策がとられていた。

一般的に教育・保育提供区域の設定が広域に設定される場合、一部の地域において供給が需要を満たさない場合でも、市町村計画上、供給不足が表面化せず、施設や事業が必要とされる地域に的確な「確保方策」が設定されないおそれがある。このため、教育・保育提供区域を設定する場合は、事業の実態に応じた教育・保育提供区域の設定について十分に検討することが重要であるといえる。

#### ウ 需要の把握対象の適切な選定

今回、調査対象である 66 市町村における需要の把握状況について調査したと

表 2-(1)-7

表 2-(1)-8

表 2-(1)-9

表 2-(1)-8 (再掲)

表 2-(1)-10

<p>ころ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 需要把握調査については、全ての市町村で「調査票のイメージ」を基にアンケート形式により実施されているが、独自に質問項目を追加したり、対象者の抽出方法を工夫したりするなど市町村独自の方法で実施しているところもみられた。</p>	表 2-(1)-11
<p>② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び一時預かり事業（幼稚園型）に限る。以下、本項目において同じ。）の需要の把握対象については、各市町村で事業の対象となる年齢（学年）全てに需要把握調査を行っている市町村が 37</p>	表 2-(1)-12
<p>市町村あり、中には現在の事業の直接の対象ではないが、将来的な保育の需要となる妊婦や 2、3 年後に放課後児童クラブの対象となる 3 歳児及び 4 歳児を需要把握調査の対象とするなど工夫している市町村がある一方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の対象者について、事業を利用する実績が少ないなどの理由で未把握又は一部の者のみを対象としている市町村が 29 市町村みられた。</p>	表 2-(1)-13
<p>需要把握調査の対象を工夫している市町村の中には、母子健康手帳被交付者を対象に調査することで、現在の就労状況や出産後の育児休業の取得予定等を把握し、0 歳児から 2 歳児の保護者のうち保育を必要とする者の割合を算出するなど「量の見込み」の算出のためのデータとして活用できているものがみられた。一方、上記の 29 市町村の中には、次のとおり、潜在的な需要を十分に把握した上で「量の見込み」を算出できていないと思われる事例がみられた。</p>	表 2-(1)-12 (再掲)
<p>① 平成 27 年度から放課後児童クラブの利用者の範囲は、従来のおおむね 10 歳未満とされていたものから小学校在学中まで拡大することになっていたが、当該拡大部分についての需要把握調査を行う際、調査時点で小学 4 年生及び 5 年生だった者は、翌年以降、放課後児童クラブを利用しないと判断し、その対象範囲を放課後児童クラブに在籍する小学 3 年生に限定していた。しかし、実際には、利用しないと見込んだ対象の学年の約 50 人から利用申込みがなされるなど、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握できていたとはいえないもの（1 市町村）</p>	表 2-(1)-13 (再掲)
<p>② 放課後児童クラブの需要把握調査は 5 歳児のみを対象とし、小学 2 年生以上は過去の利用実績で「量の見込み」を算出したため、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握できていなかったおそれがあり、結果として、平成 27 年度の利用実績よりも少ない「量の見込み」となっているもの（1 市町村）</p>	表 2-(1)-14
<p><b>エ 保育の必要性の認定基準の緩和による新たな需要の把握状況</b></p>	
<p>支援法第 20 条により、保護者が保育施設を利用するには、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がある。保育の必要性の認定基準については、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「支援法施行規則」という。）第 1 条に保護者の労働又は疾病その他の事由（以下「保育の</p>	表 2-(1)-15
<p></p>	表 2-(1)-16

必要性の事由」という。)が規定されており、その該当の有無は市町村が判断することとされている。

保育の必要性の事由のうちの一つである保護者の就労時間の基準については、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が(中略)定める時間以上労働することを常態とすること」(注)とされている。また、求職活動については「求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること」とされている。

平成25年12月に行われた厚生労働省の調査によると、保育を実施している全国の1,719市町村における就労時間の下限の設定状況については、月64時間を超える就労時間の下限を設定している市町村が198市町村(11.5%)みられ、今後、国の新基準を踏まえた見直しが必要となる市町村が多数みられる。実際、これまでの保育の必要性の認定基準を変更(緩和)した、又はする予定の市町村もあり、この場合、従来は保育の必要性の認定対象でなかった者が対象となる。

表2-(1)-17

今回、調査対象である66市町村のうち、平成27年度から保育の必要性の認定基準を変更(緩和)する予定であった2市町村の市町村計画における「量の見込み」への反映状況について調査したところ、就労時間の緩和を予定していたため、教育・保育提供区域別に算出した「量の見込み」に就労要件の緩和による影響を反映した補正係数を乗じて算出した結果、実態に近い数値の算出となっているものが1市町村ある一方、保育の必要性の認定基準(保護者の就労時間及び求職要件)の緩和を予定していたが、それによる需要の大幅な増加を市町村計画に見込んでおらず、27年度の施設の利用申込者数が「量の見込み」を上回っているものが1市町村みられた。

表2-(1)-18

表2-(1)-19

以上のことから、正確な需要の把握のために、市町村計画期間内において保育の必要性の認定基準の変更(緩和)を予定している場合は、需要把握調査で把握した現在の就労状況及び就労予定を加味し、また、基準の変更(緩和)によって新たに生ずる保育需要を可能な限り見込んだ上で「量の見込み」を算出する必要があると考えられる。

(注)保護者の就労時間の基準については、支援法施行規則附則第2条において、支援法の施行日(平成27年4月1日)から起算して10年を経過する日までの間は、48時間から64時間までの範囲に限定しないとする経過措置が規定されている。

## オ 推計児童数の変動に係る情報共有の推進

基本指針第三の二の2の(一)では、「量の見込み」の算出の際、必要に応じて社会的流出の動向等を勘案することができるとされている。アで述べたとおり、加速化計画で整備箇所数や人数の目標は達成されているが待機児童削減目標を達成できていない理由として、大型マンションの建設等による転入者の増加に伴う保育需要の増加を挙げている市町村もあり、将来における特殊な人口変動、例えば、大規模な住宅開発や鉄道新設等の都市開発による人口流入などを勘案した上で算出することは教育・保育及び地域子ども・子育て支援事

表2-(1)-2(再掲)

<p>業の対象となる子どもの数を適切に推計するに当たって重要なものとなってくる。</p>	
<p>国土交通省が公表した平成 27 年度の「住宅経済関連データ」及び「住宅市場動向調査」によると、待機児童が多く生じている首都圏及び近畿圏では、マンションの販売戸数は、22 年以降毎年約 6 万戸から約 8 万戸の水準を保っており、マンション購入世代も子育て世代である 30 歳代から 40 歳代までで約 7 割を占めるなど、マンション等の住宅の大規模開発による人口流入は、就学前児童の推計に大きな影響を与える要素になると考えられる。</p>	表 2-(1)-20-1、2
<p>今回、調査対象である 66 市町村における住宅の大規模開発等による社会的流出入の動向等の市町村計画への反映状況を調査したところ、i) 需要把握調査結果と実際の利用児童数・待機児童数等を比較した結果、現状との差が大きかった教育・保育提供区域において、事業所数などの就業の要素の分析を行い、就労による他の地域からの流入が多い地域への流入分を当該地域の需要に上乘せしたり、ii) 住宅の大規模開発等を加味した推計児童人口を見込むなど工夫している市町村が 6 市町村でみられ、この中には子育て支援担当部局がその他の関係部局等から住宅の大規模開発等による社会的流出入の動向等の情報収集などを行っている市町村もみられた。一方で、市町村内における子育て支援担当部局とその他の関係部局等間の住宅開発情報等の共有状況について確認できた 19 市町村のうち、7 市町村ではその他の関係部局等との間で情報を共有することとなっていなかった。また、このうち 2 市町村では、次のとおり実際に市町村計画の作成前後に住宅の大規模開発等が行われたが、市町村計画には反映されていない事例がみられた。</p>	表 2-(1)-21
<p>① 住宅の大規模開発により今後 200 人から 300 人の子どもが増えることが見込まれたが、子育て支援担当部局は、当該開発について、住宅開発担当部局から部内決裁の合議が回送されて初めて把握しており、市町村計画の完成直前でもあったため「量の見込み」には反映できていない。なお、実態として当該宅地造成が行われた教育・保育提供区域では平成 27 年度に 3 人の待機児童が生じている。</p>	表 2-(1)-22
<p>② 都道府県が施設の仕様や子育て支援サービスの提供等、ハードやソフトの両面において子育てに配慮したマンション等であることを認定する制度を導入しており、当該市町村内の複数の地域において、平成 24 年度から 27 年度の当省の調査日時点までに、計 1,179 戸が認定されているが、子育て支援担当部局及び住宅開発担当部局には、このような子育て世代を主な対象としたマンション等の開発情報は、当該都道府県から提供されておらず、また、従来から両担当部局との間で情報共有する仕組みとなっていなかったため、市町村計画の「量の見込み」及び今後どこに保育所等を整備するかなどの整備方針には反映されていない。なお、実態として、当該市町村では、平成 27 年度に 95 人の待機児童が生じている。</p>	表 2-(1)-23
<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の対象となる子どもの数を推計</p>	

するに当たっては、大規模な住宅開発等の都市開発の要素を市町村計画に反映するかどうか検討できるようにするために、関係部局間で情報共有することは重要である。

#### カ 「量の見込み」の算出に当たっての適切な補正の実施

手引きは、市町村計画における「量の見込み」の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえた上で、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされている。このため、市町村は、手引きの活用に加え、需要把握調査の結果や過去の利用実績などの地域の実情を考慮し、市町村計画として実効性を持たせるために様々な方法で補正を行っている。

表 2-(1)-4 (再掲)

今回、補正状況が確認できた 64 市町村における補正状況を調査したところ、60 市町村で何らかの補正を行っている状況であった。これらの補正内容をみると、①市町村計画期間中の子どもの数の推計値は減少傾向であるが、保育需要の増加といった実情から潜在的な需要が一定数顕在化するものと仮定し、市町村計画期間中は平均的に「量の見込み」が増加するよう算出したり、②手引きでは 2 号認定の「量の見込み」について 3 歳児から 5 歳児までの保育の需要を算出するものとなっているが、3 歳児の就園率と 4 歳児及び 5 歳児の就園率に差があったため別々に算出したりするなど地域の実情に応じて補正している市町村がみられた。

表 2-(1)-24

一方、過去の利用実績よりも少ない「量の見込み」が算出されるも、利用実態に合った補正がなされておらず、平成 27 年度の入所者数と市町村計画上の「量の見込み」に 462 人の違いが生じているものが 1 市町村みられた。基本指針では、「量の見込み」は、現在の利用状況や過去の利用実績のみならず、保護者の利用意向といった潜在的需要を加えて算出することとされている。このため、利用実績より少ない「量の見込み」が算出された場合は、利用実績から推定される需要のみならず潜在的需要が「量の見込み」に反映されているか検討し、実際の利用申込数に可能な限り近い「量の見込み」となるよう必要に応じて補正を行うなどの措置を講ずる必要があると考えられる。

表 2-(1)-25

また、「量の見込み」の算出の基礎となる児童人口の推計に当たって、他部局が過去に算出した人口推計を基礎としたが、当該人口推計値が実際の住民基本台帳人口を下回っていることを市町村計画の作成段階で把握したにもかかわらず、他部局の人口推計との一致を優先させたため、必要な補正を行っていないものが 1 市町村みられた。当該市町村は、過去の行動計画等でも他部局の児童人口の推計を用いた結果、実際の住民基本台帳人口と差が生じており、保育所入所児童数の目標値を上方修正している。当該市町村は、過去の結果及び市町村計画作成時の住民基本台帳の人口を踏まえて、推計児童人口を見直す余地があったと考えられる。

表 2-(1)-26

一方で、66 市町村の中には補正の方法が分からない、他の市町村の方法を参考としたいが情報が無いといった「量の見込み」の算出及び補正事例の情報提

表 2-(1)-27

供について国に対して意見を有するものが7市町村あった。市町村によって人口規模や待機児童の発生状況等の地域の実情は異なるため、国が一律にその方法を示すことは困難と思われるが、各市町村が今後の市町村計画の作成及び見直しの際に参考となるよう、市町村における補正事例を取りまとめ、情報を提供することが有用であると考えられる。

#### キ 市町村における適切な「確保方策」の設定

市町村は、市町村計画に教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することとされており、基本指針では、平成29年度末までに各年度の「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設等を整備することを目指すこととされている。

表2-(1)-2 (再掲)

今回、調査対象である66市町村において、市町村全体の「量の見込み」に対する「確保方策」の設定状況を調査したところ、教育は93.9%、保育の2号認定は86.4%、3号認定(1歳児及び2歳児)は69.7%、3号認定(0歳児)は71.2%の市町村が平成29年度末までに待機児童を解消予定としており、地域子ども・子育て支援事業は3事業とも約9割の市町村において31年度末までに解消予定としていた。また、全体の約7割の市町村が、平成31年度末までに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業双方の需要を満たす「確保方策」を設定している状況がみられた。

表2-(1)-28

「確保方策」を設定するに当たっては、需要把握調査の結果の内容、既存の施設・サービス等の提供状況、今後整備を予定する施設・サービス等の見込みや土地の確保状況、今後の整備方針等、様々な要素を考慮することが効果的、効率的な施設整備の観点から重要であると考えられる。

表2-(1)-29

今回、66市町村の中には、i)教育・保育提供区域ごとの待機児童数や教育・保育提供区域をまたいだ利用状況等の実情を分析した上で「確保方策」を設定、ii)平成27年度以降の利用定員について、既存の施設にヒアリングし、実態に即した「確保方策」を設定するなど、地域の実情に応じた設定をしているものがそれぞれ1市町村みられた。

表2-(1)-30

一方、中には、次のとおり、実態に即していない「確保方策」が設定されることで、的確な需給の判断ができずに適切な施設等の整備が進まないおそれのあるものがみられた。

表2-(1)-31

- ① 保育所の面積に対し、基準上入所させることができる最大の受入可能児童数(限界数値)を「確保方策」として用いているが、当該「確保方策」は、実際の受入可能上限である認可定員の合計数よりも多くなっており、市町村計画上、過剰な定員の確保ができていると判断を誤るおそれがあるもの(1市町村)
- ② 「量の見込み」の数値と「確保方策」の数値に差がないように設定することとしており、「確保方策」の設定が需要把握調査の結果を踏まえたものとなっていないため、実態に合った「確保方策」とはいえず、平成27年度の「確保方策」の人数が28年4月1日時点の保育所等の定員よりも約2千人

多く計上されているもの（1市町村）

## (2) 広域的な施設利用状況の把握の推進

広域的な施設利用とは、市町村域を超えて教育・保育施設等を利用すること（以下「広域利用」という。）をいう。特に、施設利用に当たって保護者と施設が直接契約を行う認定こども園及び幼稚園については、地域によっては、広域利用の実態が恒常的にみられる。

教育・保育施設等の広域利用については、基本指針第三の二の二の(二)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされており、当該調整が整った場合は、手引きを参考に、市町村計画に反映させるよう求めている。

また、基本指針第三の一の二の(三)では「市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと」とされている。

新制度では、都道府県及び市町村は、特定教育・保育施設等から認可・認定の申請があった場合には、基準を満たし、かつ、都道府県計画や市町村計画で定めた教育・保育提供区域における「利用定員の総数」（供給）が、「必要利用定員総数」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならない（基本指針第三の二の二の(二)の(2)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項及び第17条第6項並びに児童福祉法第34条の15第5項及び第35条第8項。以下、需要と供給を踏まえた認可・認定を行うことを「需給調整」という。）とされている。

新制度に移行していない私立幼稚園の認可制度には、需給調整の仕組みは導入されていないが、都道府県計画の作成に当たって、当該私立幼稚園の広域利用の状況を反映させているか否かは、1号認定者等が入園の対象となる認定こども園の整備に当たっての需給調整の判断に大きな影響を与えることになる。

また、都道府県計画の作成に当たっては、基本指針において、市町村計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計することが基本とされているため、市町村計画にも施設の広域利用の状況が反映されていることが重要となる。

一方、地域子ども・子育て支援事業に係る施設には、広域利用の調整や需給調整に関する取決めは示されていない。

### ア 教育・保育施設等における広域的な施設利用状況の把握の推進

#### (市町村計画における広域利用の反映状況)

今回、調査対象である66市町村における市町村計画への教育・保育の広域利用の反映状況について調査したところ、17市町村が広域利用の状況を反映しており、うち10市町村は教育部分（認定こども園及び幼稚園）のみの状況を反

表2-(2)-1

表2-(2)-2

表2-(2)-1（再掲）

表2-(2)-3

表2-(2)-1（再掲）

表2-(2)-4

<p>映していた。当該 17 市町村の中には、「量の見込み」又は「確保方策」において数百人もの広域利用者数を計上しているものがみられた。</p>	表 2-(2)-5
<p>また、市町村計画に教育・保育の広域利用を反映していない理由が把握できた 49 市町村では、市町村間の相互の広域利用の実態がほぼ同数であり相殺される等、自市町村内の施設整備に影響が生じないと判断したためとするものが 12 市町村ある一方、自市町村民が他市町村の施設を利用する方が大幅に多く、自市町村内の施設整備に影響がないためとするものも 1 市町村みられた。しかし、自市町村民の需要を他市町村の施設も含めて満たしている場合、関係市町村と調整して市町村計画に反映しないと、本来は他市町村の施設を利用している需要が自市町村の需要として反映され、また、他市町村には自市町村民の需要が反映されないことになる。このことは、両市町村における施設の広域利用状況の把握に差が生じることとなり、都道府県の需給調整にも影響が生じるおそれが出てくる。</p>	表 2-(2)-6
<p>また、市町村計画に広域利用を反映している 17 市町村の中には、次のとおり、他市町村との調整不足により市町村計画間の整合性が取れていないこと、また、市町村計画及び都道府県計画の間の整合性が取れていないことから、都道府県の需給調整に影響が出るおそれがある事例がみられた。</p> <p>① 他市町村と調整をした上で、市町村計画に広域利用の数値（「量の見込み」が 8 人、「確保方策」が 6 人）を反映しているが、他市町村の市町村計画には数値が反映されていないもの（1 市町村）</p> <p>② 市町村計画において、他市町村と調整をしていないにもかかわらず、市町村外における「確保方策」（最多で 221 人）を設定しているもの（2 市町村）</p> <p>③ 市町村計画には広域利用の数値（「量の見込み」が 40 人、「確保方策」が 50 人）を反映したものの、都道府県には反映前の数値が伝えられていたため、都道府県計画には当該数値が反映されておらず、市町村計画と都道府県計画とで整合性が取れていないもの（1 都道府県、1 市町村）</p> <p>このように、市町村計画と都道府県計画とで広域利用の整合性が取れていない場合はもとより、市町村計画間で広域利用の調整を行わず、その利用状況が反映されていない場合についても、都道府県計画は、市町村計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として作成されていることから、需給調整に影響を与えるおそれがある。</p>	表 2-(2)-7
<p><b>（施設の広域利用の把握状況）</b></p> <p>特に広域利用が恒常的にみられる認定こども園、私立幼稚園等の広域利用については、その利用状況を把握し、市町村計画に反映するか十分に検討する必要があると考えられる。</p> <p>しかし、私立の認定こども園の幼稚園部分及び新制度に移行している私立幼稚園における他市町村からの広域利用については、他市町村から施設に施設型給付が直接支給されることから、市町村はその状況を把握することが難しい背景がある。今回の調査で、これらの施設の他市町村からの広域利用の状況を市</p>	表 2-(2)-8

町村別に把握していたのは、該当する施設を有し、その状況を把握できた 49 市町村のうち、33 市町村（67.3%）であった。

また、新制度に移行していない私立幼稚園における他市町村からの広域利用及び他市町村への広域利用の双方についても、保護者から施設に直接申込みが行われ、入所者の選考も施設が行うため、市町村は事務手続上の関与がないことなどから把握することが難しい背景がある。今回の調査で、これらの施設の双方の広域利用の状況を市町村別に把握していたのは、該当する施設を有し、その状況を把握できた 32 市町村のうち、22 市町村（68.7%）であった。

表 2-(2)-8 (再掲)

一方、市町村計画に幼稚園の広域利用の状況を反映していた 16 市町村について、その方法を調査したところ、都道府県が市町村からの要望等を通じ、施設の広域利用の状況を把握し、その情報を提供しているものが 4 都道府県で見られ、この情報を活用して市町村計画に反映しているものが当該 4 都道府県内に 6 市町村あった。また、当該 6 市町村の中には、市町村単独による広域利用の状況の把握が困難であることから、都道府県主導による市町村間の調整、広域利用の情報提供等の支援が必要であるとの意見があり、都道府県が私立幼稚園の利用状況を把握し、市町村に対して情報提供することは、市町村が市町村計画における広域利用について検討する上で、重要であると考えられる。

表 2-(2)-9

さらに、市町村間及び市町村と都道府県との間における計画の整合性や市町村間の調整について、都道府県が確認・助言等を行うことも重要な役割であると考えられる。広域利用の調整に関する都道府県の取組内容を聴取したところ、市町村計画に幼稚園の広域利用を盛り込むべきと考えられる市町村に対し、都道府県が、直接、調整を行う等の取組をしているものが 10 都道府県みられ、この中には、広域利用について、市町村計画間の整合性が取られていない場合に、都道府県が調整を行うことで、関係市町村の市町村計画への反映に至っている事例がみられた。一方、新制度の実施主体が市町村であることから市町村に対して積極的に関与する立場にない等の意見も 3 都道府県で見られた。都道府県は市町村の主体性を尊重しつつも、市町村計画の整合性の確認や必要に応じて助言等の支援をすることが望ましいと考えられる。

表 2-(2)-10

#### イ 病児保育事業に係る施設における広域的な施設利用状況の把握の推進

病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期で自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業をいい、乳幼児又は小学校に就学している子どもを対象としている。

表 2-(2)-11

また、児童福祉法第 21 条の 8 及び第 21 条の 9 により、市町村は、その区域内において、病児保育事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないとされ、支援法第 59 条第 11 号及び第 61 条第 2 項第 2 号においても、病児保育事業を新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付け、市町村計画に「量の見込み」及び「確保方策」を設定した上で、市町村が主体となって病児保育事業を行うこととされている。

表 1-(3)-6-1 (再掲)

表 2-(1)-1 (再掲)

<p>内閣府の公表資料によると、病児保育事業を実施する施設（以下「病児保育施設」という。）は、平成 26 年度で 1,839 か所となっている。また、病児保育事業は、平成 27 年度で 792 市町村において実施され、延べ約 61 万人が利用している。</p>	表 2-(2)-12
<p>今回、調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設における稼働状況についてみると、次のとおり、稼働率が低い施設が多い状況等がみられた。</p>	
<p>① 病児保育施設を 1 施設のみ設置しているものが 23 市町村（34.8%）あり、未設置のものも 4 市町村（6.1%）あった。</p>	表 2-(2)-13
<p>② 稼働率が把握できた 205 施設の年間平均稼働率をみると、最頻値は 20%以上 30%未満の 34 施設（16.6%）で、年間平均稼働率が 1%未満の施設も 5 施設（2.4%）あった。</p>	表 2-(2)-14
<p>③ 稼働率が全国平均（45.0%）よりも低くなっている 12 施設では、その理由として、病児保育事業自体の周知不足とする 4 施設（33.3%）のほか、インフルエンザ等が流行する時期には利用者が多いものの、それ以外の時期には利用者が定員に満たないため、全期間で見ると稼働率が低くなるとする 3 施設（25.0%）などがみられた。</p>	表 2-(2)-15
<p>市町村に病児保育施設が設置されていない場合や設置されていてもその稼働率が低い場合は、隣接する市町村の既存の病児保育施設を他市町村の住民が広域的に利用できるようにすれば、既存の施設の利用者が増えることで運営の安定化につながり、病児保育施設のない市町村の住民にとっては施設利用の利便性が高まることになると考えられる。この場合、必要に応じて、隣接する市町村間で協定等を結び、費用負担等について決定しておくことが望ましい。</p>	
<p>一方、病児保育施設が所在する市町村（以下「所在地市町村」という。）以外の住民が施設を広域利用すること等について市町村計画への反映やその調整に関する取決めは、基本指針等では示されていない。</p>	
<p>今回、病児保育施設における広域利用者の受入状況や市町村間の調整の有無による利用状況の違いについてみたところ、以下のような状況であった。</p>	
<p><b>（病児保育施設における広域利用者の受入状況）</b></p>	
<p>今回、66 市町村に設置されている 221 病児保育施設の広域利用の状況等について調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>① 広域利用の認否が確認できた 209 施設のうち、広域利用を認めているものが 108 施設（51.7%）、認めていないものが 101 施設（48.3%）あった。</p>	表 2-(2)-16
<p>② 上記①の広域利用を認めている 108 施設のうち、市町村が施設の年間延べ広域利用者数を把握している 62 施設の利用状況についてみると、全体の 7.0%（3,755 人／5 万 4,007 人）が広域利用者となっていた。</p>	表 2-(2)-17
<p>③ 上記①の 209 施設のうち、年間平均稼働率が確認できた 205 施設の同稼働率は、広域利用を認めている施設では平均 51.7%であるのに対し、広域利用</p>	表 2-(2)-18

を認めていない施設では平均 36.7%であった。

このように、広域利用を認めている施設では、実際に広域利用者が確認できるとともに、広域利用を認めていない施設と比較し、施設の稼働率が高い傾向がみられた。

また、今回、調査対象である 21 病児保育施設のうち、広域利用を認めていない 11 施設からは、次のような理由が挙げられた。

- ① 市町村間における広域利用の調整が未実施等であることにより、広域利用者が市町村から補助を受けられないことを理由とするものが 3 施設あった。
- ② 市町村から委託を受けて事業を実施しており、市町村の方針によることを理由としているものが 5 施設あり、このうち、市町村が広域利用を認めるのであれば広域利用の実施を前向きに検討したいとするものが 3 施設あった。

#### (広域利用の調整の有無による病児保育施設の稼働状況等の違い)

病児保育施設の広域利用に関して、費用負担等を含む市町村間の調整が行われていない場合は、病児保育施設の広域利用者は、その居住する市町村から補助を受けられないことが想定される。

今回、調査対象のうち、病児保育施設を設置し、関係市町村との病児保育施設の広域利用の調整の状況が確認できた 60 市町村におけるその調整の有無及び当該 60 市町村内で広域利用を認めていることが確認できた 103 病児保育施設における施設の稼働状況等の違いについて調査したところ、次のとおり、市町村間の調整により、稼働率の改善に効果を上げた事例や、利用者の負担額が区々となっている状況がみられた。

- ① 市町村間で病児保育施設の広域利用の調整を行っているものは 7 市町村 (11.7%) あった。
- ② 平成 27 年度の広域利用者数は、年間延べ利用者数 815 人に対して 20 人 (2.5%) だったが、近隣 8 市町村で病児保育施設の広域利用に関する協定を締結し、28 年度当初から適用したところ、28 年 4 月から 7 月までの 4 か月間で、広域利用者数は、延べ利用者数 378 人に対して 42 人 (11.1%) となり、稼働率も 70.5% から 94.5% に向上したものが 1 施設あった。
- ③ 市町村間の調整がなく、広域利用者が補助を受けていないことにより、広域利用者の施設利用料金が所在地市町村の利用者と比較して高額となっているものが 21 施設あった。

市町村における特定教育・保育施設等の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施は、市町村計画に基づき進められている。このため、住民の教育・保育の需要を可能な限り正確に把握し、それに即した施設整備や事業等を効果的かつ計画的に実施していくことが望ましい。また、病児保育施設では、広域利用に向けた市町村間の調整が施設の稼働率向上に寄与しているのがみられることから、施設の活用を図る観点からは、必要に応じて、病児保育施設の広域利用の状況について市町村計画への反映を検討するとともに、市町村間での調整が図られることが望ましい。

表 2-(2)-19

表 2-(2)-20-1~3

しかし、前述してきたように、市町村計画の「量の見込み」や「確保方策」の算出方法が実態を捉えていないと思われる事例や都道府県及び市町村間の連携、市町村における関係部局間の連携が不十分な事例がみられた。

#### 【所見】

したがって、内閣府は、地域の実情に即した実効性のある内容の都道府県計画及び市町村計画を作成する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 市町村に対し、次の点を要請すること。

- i) 需要把握調査における調査対象の適切な選定や保育の必要性の認定基準の緩和等の潜在的需要の把握に努めた上で「量の見込み」を算出するとともに、その結果に基づき、実態に即した「確保方策」を設定すること。
- ii) 将来の需要が見込まれるような都市開発等の情報を関係部局間で共有すること。
- iii) 広域利用の状況の市町村計画への反映に当たっては、教育・保育施設等に加えて、必要に応じて病児保育施設を対象にすることを検討するとともに、両者の反映に当たっては、関係市町村と調整をすること。

② 都道府県に対し、次の点を要請すること。

- i) 市町村が市町村計画に広域利用を反映するための検討に資するよう、市町村からの要望がある場合など、必要に応じ、都道府県内の私立幼稚園及び私立の認定こども園の幼稚園部分の利用状況を把握し、情報提供すること。
- ii) 市町村との間の市町村計画の協議等を通じ、市町村計画の広域利用状況の反映の必要性について確認するとともに、必要に応じて市町村計画に反映することについて助言等すること。

③ 今後の市町村計画の作成及び見直しに当たって「量の見込み」の算出に資する補正事例を把握、整理し、市町村に情報提供すること。

表 2-1(1)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの 当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 （略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

（注） 下線は、当省が付した。

表 2-(1)-2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  
(平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号) (抜粋)

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項  
一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

(略)

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

(略)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1・2 (略)

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

4～6 (略)

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市(児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。)にあっては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支

援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

#### 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

#### 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

##### （一） 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける 当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（(3)については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項第一号規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

その際、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

また、都市部を中心とする待機児童の存在に対応した基盤整備を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満三歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満三歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。

保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計

画期間内の各年度における目標を設定すること。

必要利用定員総数及び保育利用率を定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関等（以下「地方版子ども・子育て会議」という。）においてその算出根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算出根拠の透明化を図ること。

(1) ～ (3) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、保育の必要な子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一) で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一) により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

(略)

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

ア 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども特定教育・保育施設

ウ 法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

(以下略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(1)-3 「調査票のイメージ」(抜粋)

問16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。(自治体における料金設定を示す)

- |  |  |
|--|--|
| 1. 幼稚園<br>(通常の就園時間の利用)                                   | 2. 幼稚園の預かり保育<br>(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) |
| 3. 認可保育所<br>(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)    | 4. 認定こども園<br>(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)              |
| 5. 小規模な保育施設<br>(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの) | 6. 家庭的保育<br>(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)          |
| 7. 事業所内保育施設<br>(企業が主に従業員用に運営する施設)                        | 8. 自治体の認証・認定保育施設<br>(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) |
| 9. その他の認可外の保育施設  | 10. 居宅訪問型保育<br>(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)  |
| 11. ファミリー・サポート・センター<br>(地域住民が子どもを預かる事業)                  | 12. その他( )                                     |

問16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 居住している市区町村内 | 2. 他の市区町村 |
|----------------|-----------|

(注) 内閣府の子ども・子育て支援新制度説明会(平成25年8月6日)の資料による。

表 2-(1)-4 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」  
(平成 26 年 1 月 20 日付け内閣府事務連絡) (抜粋)

<2> 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表 1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5 歳
		0～5 歳
9	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

II. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡）の別紙 4「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

（以下略）

（注）下線は、当省が付した。

表 2-(1)-5 市町村における加速化計画の目標達成状況

表 i 平成 27 年度当初における保育の整備量の目標達成状況

(単位：市町村)

目標内容	目標の達成状況		
	達成	未達成	合計
保育の整備量(か所) (A)	28 (56.0%)	22 (44.0%)	50 (100%)
保育の整備量(利用定員数) (B)	28 (56.0%)	22 (44.0%)	50 (100%)

表 ii 平成 27 年度当初における保育の整備量及び待機児童の減少数の目標達成状況

(単位：市町村)

保育の整備量の目標達成状況		待機児童の減少数の目標達成状況	
		達成	未達成
(A) 及び (B) の 両方を達成	23 (46.0%)	6 〈26.1%〉	17 〈73.9%〉
(A) 又は (B) の どちらか一方のみを達成	10 (20.0%)	1 〈10.0%〉	9 〈90.0%〉
(A) のみ達成	5 (10.0%)	1 〈20.0%〉	4 〈80.0%〉
(B) のみ達成	5 (10.0%)	0 〈0%〉	5 〈100%〉
(A) 及び (B) とも 未達成	17 (34.0%)	4 〈23.5%〉	13 〈76.5%〉
合計	50 (100%)	11 〈22.0%〉	39 〈78.0%〉

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 i は、平成 26 年度に作成した加速化計画の目標値（見込み）と 27 年度当初（4 月 1 日時点）の実績を比較した場合の達成状況である。なお、調査対象である 66 市町村のうち、平成 26 年度以前に加速化計画を作成していない、又は 25 年度及び 26 年度に作成した加速化計画が確認できなかった 14 市町村及び待機児童の減少数の達成状況が確認できなかった 2 市町村を除いた 50 市町村について整理した。また、当該 50 市町村には、平成 26 年度に作成した加速化計画が入手できなかったため、25 年度に作成した加速化計画と比較したものが 6 市町村含まれる。

3 表 ii の「待機児童の減少数の目標達成状況」欄は、目標として設定した待機児童の減少数（平成 26 年度当初の待機児童数と 27 年度当初の待機児童数（見込み）の差）と実績における減少数（26 年度当初の待機児童数と 27 年度当初の待機児童数の差）を比較した場合の達成状況である（ただし、25 年度に作成した加速化計画と比較した 6 市町村については、「26 年度」を「25 年度」に置き換える。）。

4 ( )内は、「合計」に占める割合を示す。また、表 ii の「うち、待機児童の減少数の目標達成状況」欄の〈 〉内は、「保育の整備量の目標達成状況」欄のそれぞれの市町村数に占める割合を示す。

表 2-(1)-6 市町村の加速化計画における「待機児童の減少数」の未達成の理由

未達成の理由	市町村数
市町村が想定した以上の潜在的な需要が顕在化したため	10
保育施設等の整備により、保護者の利用可能性の期待が高まるなど新たな需要が掘り起こされたため	5
女性の社会進出や3世代世帯の減少等の社会的要因による保育需要が増加したため	3
新制度の開始により、保護者の利用可能性の期待が高まったため	2
保育所の利用要件の緩和により利用対象者が増加したため	2
保育士の確保が困難であったため	2
新施設の開園が遅延したため	2
大型マンション建設等による転入者の増加により保育需要が増加したため	1
保育所整備の用地確保が困難であったため	1
国が示す「待機児童」の定義が変更になったため（注4）	1
前年の待機児童減少との情報により新たな保育需要が喚起されたため	1
地域によって保育需要に偏りがあり、利用調整がうまくできなかったため	1
保育所定員の弾力化が厳格化されたため（注5）	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村のうち、保育の整備量における人数及び整備箇所数のいずれか一方のみ又は両方の目標を達成しているが、待機児童数の削減目標が未達成であった市町村において、未達成の理由についての見解が確認できた18市町村について整理した。

3 複数回答があるため、各項目の合計は、18市町村と一致しない。

4 現在の待機児童の定義については、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査について」（平成28年4月26日付け雇児保発0426第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）における「保育所等利用待機児童」を指し、保護者が求職中の場合の取扱いについては、27年度から「求職活動の状況把握に努め適切に対応すること」から原則「待機児童に含めること」（求職活動を休止していることの確認ができる場合は除く。）に変更されている。

5 「保育所定員の弾力化」とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。厚生労働省の「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日雇児保発0217第1号）により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半（10月以降）は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たしていることを条件に認められることとされている。

表 2-(1)-7 市町村における教育・保育提供区域の設定状況

(単位：市町村)

区分	教育・保育提供区域の設定状況			
	市町村 1 区域(注 3)		複数区域 (注 4)	
	うち、放課後児童クラブは小学校区単位で設定 ※〈 〉内は、25 市町村に占める割合		うち、放課後児童クラブは小学校区単位で設定 ※〈 〉内は、41 市町村に占める割合	
教育・保育提供区域	25 (37.9%)	6 〈24.0%〉	41 (62.1%)	14 〈34.1%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。  
 3 「市町村 1 区域」とは、1 号認定、2 号認定及び 3 号認定全ての教育・保育提供区域を市町村全域で一つに設定している市町村を示す。  
 4 「複数区域」とは、市町村が独自に設定した地域、既存の行政区等を用いて、市町村内を複数の教育・保育提供区域に設定している市町村を示す。  
 5 ( ) 内は、調査対象である 66 市町村に占める割合を示す。

表 2-(1)-8 市町村における放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況

放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況	左記の区域を設定している市町村数	左記の市町村のうち、待機児童が生じている放課後児童クラブを有する市町村数
小学校区以外の区域を設定	46 (69.7%)	22 〈47.8%〉
うち、市町村全域を一つの区域として設定	27 (40.9%)	10 〈37.0%〉
小学校区を設定	20 (30.3%)	10 〈50.0%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。  
 3 ( ) 内は、調査対象である 66 市町村に占める割合を示す。また、〈 〉内は、「左記の区域を設定している市町村数」で示した市町村数に占める割合を示す。

表 2-(1)-9 放課後児童クラブの教育・保育提供区域を市町村全域に設定している例

1	<p>検討段階で小学校区ごとに設定した方がよいとする意見もあったが、十分に検討する時間的余裕がなかったため、教育・保育及び全事業について市町村全域で設定している例</p> <p>当該市町村は、幼稚園や保育所が市内に均等に配置されておらず、子どもの人口が減少する中で区域区分を行った場合は、地域によって提供するサービスの質の違いが生じる可能性があること、小規模保育は事業者数が少ないことから、市内全域からの利用が見込まれることなどを理由に、特定教育・保育施設等について市内を一つの教育・保育提供区域として設定し、それに併せて放課後児童クラブについても同じ区域を設定している状況がみられた。</p> <p>一方、当該市町村の子ども・子育て会議の委員からは放課後児童クラブについては、それが所在する小学校区ごとに需要を把握し、量の見込みと確保方策を設定した方がよいとする意見も出されたが、当時は時間的余裕がなく十分に検討できなかったため、同会議の結論としては、教育・保育及び全事業について市内を一つの教育・保育提供区域として設定することとなった。</p> <p>なお、当該市町村では、今後、市町村計画の見直しに併せて、放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定の見直しについても検討したいとしている。(1 市町村)</p>
2	<p>他の小学校区域を利用することはほとんどないが、教育・保育の教育・保育提供区域と同様に設定している例</p> <p>当該市町村は、市町村域がそれほど広くなく、比較的コンパクトにまとまっていることや、これまでの市民の利用動向等を踏まえ、教育・保育提供区域を市町村全域で設定している。一方、当該市町村では、小学校区を基本に放課後児童クラブが設置されており、児童が他の小学校区の放課後児童クラブを利用することはほとんどないが、単に教育・保育の教育・保育提供区域と同様に設定したとしている。(1 市町村)</p>
3	<p>教育・保育提供区域の設定について、特に事業別に検討していない例</p> <p>当該市町村は、既存の幼稚園や保育所を中心とする社会資源を活用した支援を進める必要があると考えること、サービス利用対象者は子育て世帯であり、行動範囲が広く若い年代となっていること、また、幼稚園では送迎バス等の通園手段が整備されている状況にあることを踏まえ、教育・保育提供区域については、事業別に検討を行わず、市町村全域を一つの区域として設定しており、放課後児童クラブにおいても同様に設定している。(1 市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、市町村全域を教育・保育提供区域として設定している 26 市町村について整理した。

表 2-(1)-10 一部の放課後児童クラブで待機児童が生じているが、新たな整備を行わない市町村計画となっている例

1	<p>当該市町村は、幼稚園や保育所等の教育・保育の教育・保育提供区域と同様に放課後児童クラブの教育・保育提供区域を、市町村全域を一つの区域として設定している。一方、実際の放課後児童クラブの設置は、小学校区が基本とされている。</p> <p>当該市町村では、平成 27 年 5 月 1 日時点で、放課後児童クラブに 9 人の待機児童が生じていたが、当該市町村の市町村計画の放課後児童クラブの需給内容を見ると、下表のとおり、市町村全体の需要量が市町村全体の供給量内に収まっており、市町村計画上では、28 年度以降は、「確保方策」(供給量)において新たな整備を行わない内容となっている。</p> <p>表 当該市町村の市町村計画における放課後児童クラブの「量の見込み」及び「確保方策」 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 12.5%;">平成 27 年度</th> <th style="width: 12.5%;">28 年度</th> <th style="width: 12.5%;">29 年度</th> <th style="width: 12.5%;">30 年度</th> <th style="width: 12.5%;">31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み(需要量) (A)</td> <td>422</td> <td>420</td> <td>424</td> <td>421</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>確保方策(供給量) (B)</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>(B) - (A) (過不足分)</td> <td>+128</td> <td>+130</td> <td>+126</td> <td>+129</td> <td>+132</td> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <td>確保方策の 前年との差</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該市町村の市町村計画を基に当省が作成した。</p> <p>ただし、当該市町村は、市町村計画を作成した平成 26 年度までは待機児童が生じておらず、また、27 年度に待機児童が生じている放課後児童クラブと同じ小学校区に新たな放課後児童クラブを整備し、25 人の定員を増やしており、待機児童の状況に応じた対策がとられていた。</p>	区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	量の見込み(需要量) (A)	422	420	424	421	418	確保方策(供給量) (B)	550	550	550	550	550	(B) - (A) (過不足分)	+128	+130	+126	+129	+132	確保方策の 前年との差	-	0	0	0	0
区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																										
量の見込み(需要量) (A)	422	420	424	421	418																										
確保方策(供給量) (B)	550	550	550	550	550																										
(B) - (A) (過不足分)	+128	+130	+126	+129	+132																										
確保方策の 前年との差	-	0	0	0	0																										
2	<p>当該市町村は、放課後児童クラブの教育・保育提供区域を市町村全域を一つの区域として設定している。一方、実際の放課後児童クラブの設置は、小学校区が基本とされている。</p> <p>当該市町村では、平成 27 年 5 月 1 日時点で、放課後児童クラブに 38 人の待機児童が生じていたが、当該市町村の市町村計画の放課後児童クラブの需給内容を見ると、下表のとおり、市町村全体の需要量が市町村全体の供給量内に収まっており、市町村計画上では、28 年度以降は、「確保方策」(供給量)において「量の見込み」(需要量)の減少に伴い、新たな整備を行わない内容となっている。</p>																														

表 当該市町村の市町村計画における放課後児童クラブの「量の見込み」及び「確保方策」

(単位：人)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(需要量) (A)	2,661	2,611	2,562	2,528	2,494
確保方策(供給量) (B)	2,661	2,611	2,562	2,528	2,494
(B)－(A) (過不足分)	0	0	0	0	0
確保方策の 前年との差	－	－50	－49	－34	－34

(注) 当該市町村の市町村計画を基に当省が作成した。

ただし、当該市町村は、市町村計画を作成した平成 26 年度までは待機児童が生じておらず、また、27 年 5 月 1 日における利用申込者数は 1,987 人、利用児童数は 1,949 人となっており、市町村計画の「確保方策」(2,661 人)は当該人数を上回っているため、「確保方策」が整備されれば、新たに整備を行う必要性は低くなる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-11 市町村における需要把握調査の工夫事例

1	国の「調査票のイメージ」では、広域的な利用希望について、自市町村か他市町村かの二択であるが、利用したい市町村を把握するために、市町村名を選択したり記載できたりするよう工夫した。(6市町村)
2	需要把握調査において、希望する保育所等の場所について、「自宅近く」、「職場近く」、「駅近く」、「職場内」又は「その他」を選択させる独自の設問を追加し、需要把握調査結果から「自宅近く」との回答が大半を占める状況となっていることから、保育所等の施設整備に当たっては、自宅から市町村外への通勤者の利用が多い駅までの間で預けたいと考えている需要が多いことを踏まえた整備を検討した。(1市町村)
3	需要把握調査において、希望する保育所等の場所について、教育・保育提供区域よりも狭い範囲である小学校区別に選択する独自の設問を追加し、需要把握調査結果を、施設を整備する際の検討材料とした。(3市町村)
4	需要把握調査において、定期的に利用したい施設や事業を選択する際に重視する点を問う独自の設問を追加し、自宅近くにある等施設の立地環境のほか、駐車場の有無や設備の充実等施設環境についての需要を把握した。需要把握調査結果から、自宅に最寄りか近隣の施設に対する需要が多いと判断し、そのことも踏まえて施設を整備することとした。(1市町村)
5	需要把握調査において、保育所の利用状況等子育てに係る情報について、保護者がどのような情報媒体を活用しているか把握するため、子ども・子育てに関する情報の入手先についての独自の設問を追加し、需要把握調査結果から主にインターネットが使われていることが把握できたため、スマートフォンからも情報を見られるよう整備した。(1市町村)
6	需要把握調査において、その対象者は、住民基本台帳から無作為抽出しているが、相対的に人口が少ない区域については、回収率が低い場合でも分析できるだけの標本数が得られるよう、他地域より抽出率を高くした。(1市町村)
7	アンケートを発送した一定期間後に全員に対し督促状を発送したほか、回収方法について市への郵送だけでなく、幼稚園や保育所にも回収ボックスを設置し送迎の際に入れてもらうようにするなど、回収率が高まるような工夫した。この結果、需要把握調査結果の回収率が前回実施した後期行動計画策定に係る需要把握調査と比較して上昇した。(1市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。なお、複数回答を行っているものが 4 市町村含まれる。

表 2-1-12 市町村における認定区分及び事業別の需要の把握状況

(単位：市町村)

認定区分・事業別	調査対象とすべきと考えられる対象者	把握	一部把握又は未把握	合計
全体(注3)		37	29	66
1号認定	3～5歳児	66	0	66
2号認定(教育ニーズ)	3～5歳児	66	0	66
2号認定	3～5歳児	66	0	66
3号認定	0～2歳児	66	0	66
放課後児童クラブ	5歳児(注4)	64	2	66
	小学生(注5)	48	18	66
一時預かり事業(幼稚園型)	3～5歳児	66	0	66
病児保育事業	市町村が事業対象として設定した年齢又は学年	41	25	66

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である66市町村について整理した。  
 3 「把握」及び「一部把握又は未把握」欄は、それぞれの対象者への需要把握を行っているかについて整理している。また、「全体」は、表中の全ての認定区分及び事業について、その対象者に需要を把握しているか否かについて整理している。  
 4 放課後児童クラブの対象者は小学生だが、国の「調査票のイメージ」は5歳児(平成27年度において小学生)を対象としているため「5歳児」も対象に含めている。  
 5 放課後児童クラブの小学生は、市町村において設定している放課後児童クラブの利用対象者を調査の対象としており、市町村によっては小学1年生から6年生までの全てを含んでいない放課後児童クラブも含まれる。

表 2-(1)-13 市町村における需要把握調査対象の工夫事例

1	<p>放課後児童クラブの需要把握については、国が示した調査票のイメージでは 5 歳児を対象としているが、3 歳児及び 4 歳児においても、2、3 年後に小学校に入学する世代であり、同事業の需要を把握することが必要と認識したため、需要把握調査の対象とした。(1 市町村)</p>
2	<p>需要把握調査において、将来子育て支援を必要とする可能性がある母子健康手帳被交付者も対象としており、現在の就労状況、出産後の育児休業の取得予定等を把握した。その結果を就学前児童の保護者に係る調査結果とともに、0 歳児から 2 歳児までの保護者のうち保育を必要とする者の割合を算出するなど「量の見込み」の算出のためのデータとして活用した。(1 市町村)</p>
3	<p>需要把握調査において、妊婦が、妊娠、出産及び子育てについてどこから情報を得ているか、どのような情報を知りたいかといったことを把握するため、第一子出産予定の母子健康手帳被交付者も対象としている。その結果、子育てに関する情報をテレビ、新聞、インターネットなどのマスメディアから情報を得ていると回答した者の割合が全体の 6 割以上を占めていたことから、市のホームページにおける子育て支援に関する情報発信の在り方を見直し、新たな子育て支援のサイトを立ち上げ、利用者への情報提供を図っている。(1 市町村)</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(1)-14 需要把握の対象範囲や調査対象が一部に限定されている事例

1	<p>平成 27 年度から放課後児童クラブの利用者の範囲は、従来のおおむね 10 歳未満とされていたものから小学校在学中まで拡大されることになっていたが、当該拡大部分についての需要把握を行う際、調査時点で小学 4 年生及び 5 年生であった者は放課後児童クラブを利用しないと判断し、その調査の対象範囲を放課後児童クラブに在籍する小学 3 年生に限定していた事例</p> <p>当該市町村は、放課後児童クラブの需要把握に当たって、当該市町村の教育委員会が独自に行った調査結果を用いており、当該調査は放課後児童クラブに在籍する小学 3 年生に限定している。</p> <p>当該市町村の放課後児童クラブの「量の見込み」の算出状況は、表 1 のとおりであり、低学年（小学 1～3 年生）の「量の見込み」は過去の利用実績を加味した利用率を用いており、小学 5 年生及び 6 年生については、平成 26 年度時点で小学 3 年生であった児童のみが利用していくことを前提に算出したとしている。</p>																																																
	<p>表 1 放課後児童クラブの「量の見込み」の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 27 年度</th> <th style="text-align: center;">28 年度</th> <th style="text-align: center;">29 年度</th> <th style="text-align: center;">30 年度</th> <th style="text-align: center;">31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学 1 年生</td> <td style="text-align: center;">2,964</td> <td style="text-align: center;">2,940</td> <td style="text-align: center;">2,987</td> <td style="text-align: center;">2,880</td> <td style="text-align: center;">2,791</td> </tr> <tr> <td>2 年生</td> <td style="text-align: center;">2,228</td> <td style="text-align: center;">2,175</td> <td style="text-align: center;">2,175</td> <td style="text-align: center;">2,197</td> <td style="text-align: center;">2,131</td> </tr> <tr> <td>3 年生</td> <td style="text-align: center;">1,319</td> <td style="text-align: center;">1,402</td> <td style="text-align: center;">1,443</td> <td style="text-align: center;">1,493</td> <td style="text-align: center;">1,543</td> </tr> <tr> <td>4 年生</td> <td style="text-align: center;">876</td> <td style="text-align: center;">840</td> <td style="text-align: center;">887</td> <td style="text-align: center;">898</td> <td style="text-align: center;">915</td> </tr> <tr> <td>5 年生</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">598</td> <td style="text-align: center;">617</td> <td style="text-align: center;">639</td> <td style="text-align: center;">650</td> </tr> <tr> <td>6 年生</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">459</td> <td style="text-align: center;">472</td> <td style="text-align: center;">492</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">7,387</td> <td style="text-align: center;">7,955</td> <td style="text-align: center;">8,568</td> <td style="text-align: center;">8,579</td> <td style="text-align: center;">8,522</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該市町村の資料を基に当省が作成した。</p> <p>しかし、平成 27 年 5 月の放課後児童クラブの実際の利用状況をみると、表 2 のとおり、利用申込数（平成 27 年 5 月）は、7,668 人であり、当該市町村が設定した「量の見込み」の 7,387 人を 281 人上回っている。特に低学年において 7,153 人の申込みがあり、642 人の過小な「量の見込み」となっている。また、「量の見込み」を 0 人と設定した小学 5 年生及び 6 年生については、実際の申込者数は 53 人となっていた。</p> <p>これは、小学 3 年生のみを調査の対象とし、低学年の「量の見込み」は過去の利用実績を用いて算出したこと、また、小学 5 年生及び 6 年生については、小学 3 年生を対象に行った当該調査結果に基づく進級時の減少率を考慮した入会率では、5 年生は 5.4%、6 年生は 4.2%の需要があったにもかかわらず、当該調査時点で小学 4 年生及び 5 年生であった者は翌年以降、放課後児童クラブを利用しないと判断した結果、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握した上で、「量の見込み」に反映できていなかったおそれがある。</p> <p>なお、当該市町村の放課後児童クラブでは、市町村全体では申込者数が総定員を下回るものの、放課後児童クラブ単位で見ると待機児童が生じているものがあり、低学年で 159 人、小学</p>	区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	小学 1 年生	2,964	2,940	2,987	2,880	2,791	2 年生	2,228	2,175	2,175	2,197	2,131	3 年生	1,319	1,402	1,443	1,493	1,543	4 年生	876	840	887	898	915	5 年生	0	598	617	639	650	6 年生	0	0	459	472	492	計	7,387	7,955	8,568	8,579	8,522
区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																																												
小学 1 年生	2,964	2,940	2,987	2,880	2,791																																												
2 年生	2,228	2,175	2,175	2,197	2,131																																												
3 年生	1,319	1,402	1,443	1,493	1,543																																												
4 年生	876	840	887	898	915																																												
5 年生	0	598	617	639	650																																												
6 年生	0	0	459	472	492																																												
計	7,387	7,955	8,568	8,579	8,522																																												

5年生及び6年生で8人生じている。

表2 平成27年度の「量の見込み」に対する放課後児童クラブの利用状況

(単位：人)

区分	量の見込み (A)	確保方策	利用申込数 (5月1日時点) (B)	差引 (A) - (B)	登録児童数 (5月1日時点)	待機児童数 (5月1日時点)
小学1年生	2,964	2,964	3,177	-213	3,138	39
2年生	2,228	2,228	2,445	-217	2,431	14
3年生	1,319	1,319	1,531	-212	1,425	106
小計	6,511	6,511	7,153	-642	6,994	159
4年生	876	876	462	414	369	93
5年生	0	0	42	-42	37	5
6年生	0	0	11	-11	8	3
小計	876	876	515	361	414	101
合計	7,387	7,387	7,668	-281	7,408	260

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 「差引(A)-(B)」欄は、市町村計画における「量の見込み」と実際の利用申込者数の差であり、「待機児童数」欄は、市町村内の各クラブの定員に対して利用できなかった人数であるため、一致しない。

2 放課後児童クラブの需要把握調査等において、5歳児のみをその対象とし、小学2年生以上は過去の利用実績で「量の見込み」を算出している事例

国の手引きでは、「量の見込み」を算出するに当たって、就学前児（5歳児）の保護者を対象とした調査（以下「5歳児調査」という。）に基づく算出方法を示している。ただし、就学児に対する調査（以下「就学児調査」という。）を行っている場合には、各市町村の判断で、就学児調査の結果を利用することも考えられるとしており、就学児調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案し、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を「量の見込み」とすることも可能としている。

また、国は、「放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査の集計結果について（情報提供）」（平成26年5月1日）において、5歳児の利用意向を基にした「量の見込み」と、就学児の利用意向を基にした「量の見込み」を比較した結果、より需要の実態に近い就学児よりも、5歳児の利用意向を基にした「量の見込み」の方が利用意向率が高くなる傾向がみられるという内容の情報提供を行っており、①5歳児調査と就学児調査の両方を実施している市町村については、就学児調査結果を「量の見込み」とする、②5歳児調査のみを実施している市町村については、5歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値を用いて、5歳児調査の数値を補正して「量の見込み」とする方法が、より需要の実態に近い「量の見込み」になるとしている。

当該市町村は、放課後児童クラブの需要把握調査の対象については、国の手引きが5歳児の保護者を対象とした算出方法を示していることから、就学児調査による需要把握調査を実施し

ていない。

そのため、5歳児調査結果を用いて「量の見込み」を算出した結果、特に高学年（小学4年生から6年生まで）において過去の利用実績と比較して過大な見込みとなったため、小学1年生の「量の見込み」は5歳児調査結果を用いて算出しているが、小学2年生以上の「量の見込み」については、過去の利用実績に基づく学年進行による逓減を考慮して算出している。

一方、当該市町村の平成27年度の「量の見込み」と実際の放課後児童クラブの登録児童数を比較したところ、実際の登録児童数よりも少ない「量の見込み」となっていた。これは、5歳児のみを対象とした調査であったため、過大な「量の見込み」が算出されてしまったことにより補正する必要があったが、当該市町村は、5歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値等を用いた補正ではなく、小学2年生以上は過去の利用実績のみで算出したことにより、将来的に利用を希望している保護者などの潜在的な需要を十分に把握できていなかったおそれがある。

表 平成27年度の「量の見込み」と放課後児童クラブの登録児童数との比較

(単位：人)

区分	低学年	高学年	計
「量の見込み」(A)	11,424	2,861	14,285
放課後児童クラブの登録児童数(B)	12,284	3,209	15,493
(A) - (B)	-860	-348	-1,208

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 (B)は、平成27年4月1日時点の数である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-15 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

（支給要件）

第 19 条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（市町村の認定等）

第 20 条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2～7 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 2-(1)-16 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）（抜粋）

第 1 章 子どものための教育・保育給付

第 1 節 支給認定等

（法第 19 条第 1 項第二号の内閣府令で定める事由）

第 1 条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
  - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
  - ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項

に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

（認定の申請等）

第2条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～四（略）

2～5（略）

附 則

（就労時間に係る要件に関する特例）

第2条 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一条第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

（注） 下線は、当省が付した。

表 2-1-17 市町村の保育の必要性の認定における就労時間の下限の設定状況

区分	就労時間の下限（注3）				その他
	64時間超	48時間以上64時間以下	48時間未満	うち下限なし	
1か月当たりの就労時間					
市町村数	198 (11.5%)	786 (45.7%)	708 (41.2%)	670 (39.0%)	27 (1.6%)

（注）1 内閣府の子ども・子育て支援新制度説明会資料（平成26年1月24日）を基に当省が作成した。なお、当該内閣府の資料は厚生労働省の保育課調査結果（平成25年12月）による。

2 上記調査の回答数は、1,742市町村（当時）のうち、保育を実施していない23市町村を除く1,719市町村である。

3 「就労時間の下限」とは、保育を受けようとする子どもの保護者の就労時間が、当該下限の時間以上の場合に、「保育の必要性」が認められるとするものであり、「48時間以上64時間以下」とは当該下限の時間が、48時間から64時間までの間に設定されていることを示す。

4 （ ）内は、1,719市町村に占める割合を示す。

表 2-(1)-18 就労要件の下限時間の緩和を「量の見込み」に反映している事例

当該市町村は、平成 27 年 4 月からの新制度への移行に際し、保育の必要性の事由の一つである保護者の就労時間の基準を表 1 のとおり変更している。

表 1 当該市町村の 2・3 号認定に係る主な認定要件の変更

項目	平成 26 年度まで	27 年度以降（新制度）
「就労」要件	1 月 80 時間以上	1 月 64 時間以上

(注) 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

そのため、当該市町村では、上記の就労時間の変更に伴う保育の需要量の影響を考慮し、2 号認定及び 3 号認定（1 歳児及び 2 歳児）については、手引きに基づき算出した「量の見込み」に補正係数を乗じて補正している。

これにより、表 2 のとおり、2 号認定及び 3 号認定について、補正後の「量の見込み」は、補正前の「量の見込み」よりも平成 27 年度の申込者数に近い数値となっている。

なお、実態として、平成 27 年度の申込者数 3,495 人は、26 年度の申込者数 3,279 人より 216 人増加している。

表 2 当該市町村の補正前後の「量の見込み」（平成 27 年度）と申込者数の比較

(単位：人)

区分	2 号認定	3 号認定（1・2 歳児）	3 号認定（0 歳児）
補正前の「量の見込み」	1,390	1,104	608
合計	3,102		
補正後の「量の見込み」	1,827	1,334	357
合計	3,518		
平成 27 年度の申込者数(注 3)	3,495		

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 3 号認定（0 歳児）については、就労時間の変更による補正ではないが、当該市町村の資料により把握できた「平成 27 年度の申込者数」が 3 号認定（0 歳児）を含めた合計数であるため、合計数を比較するために表中に計上している。

3 「平成 27 年度の申込者数」は、平成 27 年度の保育所の利用申込みがなされ、かつ利用要件に該当している者の数である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-1-19 保育の必要性の認定基準（保護者の就労時間及び求職要件）の緩和による需要の増加を見込めていない事例

当該市町村は、新制度で3号認定（0歳児から2歳児まで）分も含めて国が定める認定要件が変更（※）されたことを受けて、平成27年4月から保育の必要性の事由の一つである保護者の就労時間及び求職要件の基準を表1のとおり変更しており、就労時間については、特に3号認定において、基準が大幅に緩和されている。

※ 2・3号認定に係る認定要件の変更のうち、「就労」要件については、「昼間労働することを常態としていること」から「就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）」に変更され、また、「求職活動」の要件が新たに加わった。

表1 当該市町村の2・3号認定に係る主な認定要件の変更

項目	平成26年度まで	27年度以降
「就労」要件	0・1歳児 1月 120時間以上 2歳児 1月 90時間以上 3歳児 1月 64時間以上 4・5歳児 特になし	0～3歳児 1月 64時間以上  4・5歳児 1月 48時間以上
「求職」要件	明記なし（認めていなかった。）	求職活動を証明する書類(2か月以内に就職する旨の誓約書)

（注）当該市町村の資料を基に当省が作成した。

当該市町村における利用申込者数、待機児童数及び利用していない者の数の推移は表2のとおりであり、2号認定及び3号認定を合わせると、平成27年4月1日時点の待機児童は59人となり、前年度同時期の7人から8倍超の増加がみられる。また、当該市町村の市町村計画をみると、2・3号認定の「量の見込み」及び「確保方策」は、表3のとおりであり、平成27年度の利用申込者数(5,318人)は「量の見込み」(5,075人)を上回っており、保育の必要性の認定基準を変更した結果、当初の見込み以上に新たな保育の需要が生じた可能性がある。

当該市町村では、就労時間及び求職要件の基準の変更に伴う追加需要について、市町村計画に盛り込む時間的余裕がなかったとしている。

表2 当該市町村における利用申込者数、待機児童数等の推移（2・3号分）

（単位：人）

項目	平成25年度	26年度	27年度
利用申込者数	4,801	5,036	5,318
待機児童数	9	7	59
（うち2号認定）	(0)	(0)	(45)
（うち3号認定）	(9)	(7)	(14)
利用していない者の数	63	66	127

（注）当該市町村の資料を基に当省が作成した。

表3 当該市町村の2・3号認定に係る「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

項目	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5,075	5,035	4,980	4,951	4,901
確保方策	5,287	5,319	5,385	5,385	5,385

(注) 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-20-1 首都圏及び近畿圏におけるマンション販売戸数の推移

(単位：戸)

区分	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年
首都圏	44,535	44,499	45,602	56,478	44,913	40,449
近畿圏	21,716	20,219	23,266	24,691	18,814	18,930
合計	66,251	64,718	68,868	81,169	63,727	59,379

(注) 1 国土交通省の「平成27年度住宅経済関連データ」を基に当省が作成した。

2 「首都圏」は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部を指し、「近畿圏」は、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県及び奈良県を指す。

表2-(1)-20-2 分譲マンションの世帯主の年代別割合（平成27年度）

(単位：%)

区分	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
割合	10.0	35.5	30.7	9.5	14.3

(注) 国土交通省の「平成27年度住宅市場動向調査」を基に当省が作成した。

表 2-1)-21 市町村における社会的要因等を市町村計画に反映した工夫事例

1	<p>当該市町村は、「量の見込み」の算出に当たり、教育・保育提供区域ごとの需要把握調査結果と、実際の利用児童数・待機児童数等を比較した結果、現状との差が大きい区域において、国勢調査及び経済センサスのデータ（「区域住民における就業人口」及び「区域に所在する事業所の従業員数」等）を用いて比較・分析した結果、当該データにより就労における他区域からの流入が多い地域がみられた。該当する区域では、就労先への移動の途中の施設や就労先に近い施設に子どもを預ける傾向があると想定されたことから、当該区域の需要に、隣接区域からの流出分を上乗せする補正を行っている。その結果、補正後の数値の方が現状の数値と近いものになった。（1 市町村）</p>
2	<p>当該市町村は、推計児童人口について、過去 5 年の「住民基本台帳人口」を用いて算出しているが、一部の地域において、建物や設備の老朽化に加え、生活水準の向上など時代のニーズに対応するために団地の建て替え事業が進められており、当該団地の建て替えによる人口増加が見込まれるため、平成 24 年度及び 25 年度の実績から住宅 1 戸増加当たりの就学前児童の人口増加を推計し、補正を行っている。また、当該市町村全体における新築の大規模マンションについても、市町村計画作成時で把握している建設計画を加味し、上方修正を行っている。これにより平成 27 年度は 180 人程度の児童の増加を見込んでいる。（1 市町村）</p>
3	<p>当該市町村は、市町村計画について検討を開始した平成 25 年時点では、31 年度までにおける 50 戸以上の大規模開発について、都市計画課から情報を収集し、推計児童人口を算出していたが、その後、当該市町村のシンクタンクが住宅開発状況や自然増減の状況等を勘案した小学校区別の推計人口データを発表したことから、当該データを踏まえて、「量の見込み」を補正している。（1 市町村）</p>
4	<p>当該市町村は、推計児童人口については、教育・保育提供区域ごとに実態に即した要保育児童数を算出するため、当該市町村の教育委員会が作成している小・中学校児童・生徒数の推計表を入手し、当該推計表から小学校区ごとの児童人口の変動率を把握し、教育・保育提供区域別・年齢別児童数に当該変動率を加味している。</p> <p>当該変動率は、当該教育委員会が学校施設の整備計画等の参考に資するため、地域の人口増減に影響するような要素である大規模なマンション建設や宅地開発等を加味し、年度ごとに児童数の変動率を算出しているものである。（1 市町村）</p>
5	<p>当該市町村では、土地区画整理事業が 2 事業（施工期間：平成 10 年から 31 年まで及び 11 年から 30 年まで）施工されており、これによる人口増加が 1 万 7,000 人予定されている。このため、市町村計画の推計児童人口を算定するに当たっては、当該事業による人口増加を見込んでいる。（1 市町村）</p>
6	<p>当該市町村では、今後、女性の就労率が増加することを見込んで、需要把握調査結果から算出した数値に 3%加算した数値を「量の見込み」として算出している。（1 市町村）</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(1)-22 子育て支援担当部局とその他関係部局等間の住宅開発情報等の共有状況

区分	情報の共有先				情報共有をしていない	合計
	住宅開発担当部局	都市政策の企画関係担当部局	教育委員会	その他		
市町村数	4	5	1	2	7	19

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、子育て支援担当部局とその他関係部局等間の住宅開発情報等の共有状況が確認できた 19 市町村について整理した。  
 3 「その他」は、関係する複数の部局と情報共有している場合を示す。

表 2-(1)-23 住宅の大規模開発等が市町村計画に反映されていない事例

1	<p>住宅の大規模開発により今後 200 人から 300 人の子どもが増えることが見込まれたが、市町村計画の「量の見込み」には反映されていない事例 (1 市町村)</p> <p>当該市町村は、推計児童数について、人口増加率を加味して算出している。当該市町村の子育て支援担当部局は、市町村計画の作成に当たって、マンション建設等の情報を入手した場合、その増加分を加味することはあり得るとしており、実際に当該市町村内の一部の地域の駅前周辺で大規模な宅地造成 (100 世帯分 2 か所) が行われる状況であった。</p> <p>しかし、当該市町村では、子育て支援担当部局が、市町村計画作成に当たって、都市開発担当部局から大規模開発に伴う人口急増等の情報を事前に共有する仕組みにはなっておらず、開発行為に係る部内決裁の合議が回送されて初めて把握したとしている。</p> <p>このため、当該宅地造成により、今後 200 人から 300 人の児童が増えることが見込まれたが、当該情報の把握が市町村計画の完成直前であったため、その増加分については「量の見込み」に反映していない。</p> <p>なお、実態として、当該市町村では、当該宅地造成が行われた教育・保育提供区域において、平成 27 年度に 3 人の待機児童が生じている。</p>
2	<p>子育てに配慮したマンション等の情報が、当該市町村の子育て支援担当部局に提供されておらず、情報共有する仕組みにもなっていない事例 (1 市町村)</p> <p>当該市町村が所在する都道府県では、施設の仕様や子育て支援サービスの提供等、ハード・ソフトの両面において子育てに配慮したマンションや一戸建て分譲住宅 (以下「マンション等」という。) を当該都道府県が認定する制度を平成 23 年度から導入している。マンション等は、子育て世代を対象としているため、通常のマンション等よりも子どもの人口の増加が見込まれる (当該市町村では、制度が開始された (注) 平成 23 年度から 27 年度までに、計 1,179 戸が認定 (設計認定を含む。) されている (24 年度 : 529 戸、25 年度 : 71 戸、26 年度 : 189 戸、27 年度 (当省の調査日時点まで) : 390 戸) )。</p> <p>しかし、このような子育て世代を主な対象としたマンション等の開発情報について、都道府県は当該市町村 (住宅開発担当部局を含む。) に情報提供を行っておらず、当該市町村の子育て支援担当部局も把握していなかったため、市町村計画の「量の見込み」及び今後どこに保育所等を</p>

整備するかなどの整備方針には反映されていない。

また、従来から当該市町村の住宅開発担当部局ともマンション建設に関する情報を共有する仕組みになっていなかった。

なお、実態として当該市町村では、平成 27 年度は保育施設では 95 人、放課後児童クラブでは 698 人の待機児童が生じており、当該市町村において子育て支援担当部局及び放課後児童クラブ担当部局では、今後、保育所や放課後児童クラブを整備するに当たって、マンション等の認定情報は有益な情報であるとしている。

(注) 当該認定制度は、マンションについては、平成 23 年 7 月に開始、一戸建て分譲住宅については、24 年 6 月に開始されている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 2-(1)-22 において、関係部局等との間で情報を共有することとなっていなかった 7 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-1-24 市町村における「量の見込み」の補正事例

「量の見込み」全般に係る補正内容	
1	<p>当該市町村は、就学前の子どもの数について、市町村計画とは別の計画で算出した将来人口推計と同様の方法を用いて推計しており、その結果、市町村計画期間中における対象児童数が減少傾向で推移すると当初、推計している。</p> <p>しかし、当該市町村の保育需要が増加している実情を考慮すると、計画最終年度（平成 31 年度）に向けて、潜在的な需要が一定数顕在化するものと推定したため、27 年度から 31 年度にかけて平均的に「量の見込み」が増加するよう補正している。（1 市町村）</p>
保育の補正内容	
2	<p>2 号認定の「量の見込み」の算出に当たっては、国の手引きに従うと 3 歳から 5 歳児全体の保育の需要を算出するものとされているが、当該市町村では、3 歳児の就園率と 4 歳児及び 5 歳児の就園率に差があることから（平成 26 年 5 月 1 日時点で、それぞれ 76.3%、97.3%）、3 歳児の「量の見込み」と 4 歳児及び 5 歳児の「量の見込み」を分けて算出するよう補正している。（1 市町村）</p>
3	<p>当該市町村は、2 号認定の「量の見込み」の算出に当たって、需要把握調査結果による 2 号認定（教育ニーズが高いものを除く。）の「量の見込み」と平成 26 年度実績を比較すると、ほとんど同じ数値となっていたが、将来的な保育需要の高まりを考慮し、保育定員の拡充を図る必要があるため、比較した数値の大きい方に「保育需要率の過去 10 年の平均伸び率」を年数分掛けて補正している。（1 市町村）</p>
4	<p>当該市町村は、保育の「量の見込み」の算出に当たって、需要把握調査の結果を国の手引きに従い集計したところ、0 歳から 5 歳までの各年齢において、「量の見込み」を算出する上で基本となる要保育率が 43%から 46%までの間となったものの、3 歳未満児（保育）について、平成 26 年度実績（0 歳児：10.36%、1 歳児及び 2 歳児：37.19%）と比較すると大きくかい離していたため、需要把握調査における職場復帰の希望時期等に基づき要保育率を補正している（0 歳児：27.69%、1 歳児及び 2 歳児：44.50%）。</p> <p>補正の結果、平成 27 年度の 3 号認定の「量の見込み」は実績と比較しても大きなかい離はなく、実態に即した状況となっている（補正後：9,874 人、実績：9,650 人）（1 市町村）。</p>
放課後児童クラブの補正内容	
5	<p>当該市町村は、放課後児童クラブの「量の見込み」の算出に当たって、就学前児童の保護者に対する需要把握調査（以下「就学前児童調査」という。）の結果算出された利用意向率が、小学生の保護者に対する需要把握調査（以下「小学生調査」という。）の結果算出された利用率を上回っていることから、就学前児童調査結果を基にした利用意向率及び小学生調査を基にした利用意向率をそれぞれ算定している。</p> <p>さらに、各小学校において、平成 26 年度以降入学者が所属する学年（27 年度時点で小学 1・2 年生）については、当該学年の推計児童数に当該小学校が所在する教育・保育提供区域の就学前児童調査による利用意向率を乗じ、25 年度以前入学者が所属する学年（27 年度時点で小学 3 年生から 6 年生まで）については、当該学年の推計児童数に小学生調査の利用意向率を乗じて、放課後児童クラブの年度別、学年別の利用見込み人数を補正している。（1 市町村）</p>

6	<p>放課後児童クラブの「量の見込み」の算出に当たって、国の手引きに従うと、放課後児童クラブの利用意向率の算定の際に利用希望日数は考慮されていないが、利用希望が週 1、2 回であれば、当該者の割合を控除して算出することも可能とされている。このため、当該市町村は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会が取りまとめた「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書～放課後児童健全育成事業の質の向上と事業内容の向上をめざして～」(平成 25 年 12 月 25 日)における放課後児童健全育成事業の事業所の専用スペースの面積要件及び職員配置の基礎となる児童数の考え方(注)に基づいて利用意向率を算出している。具体的には、「需要把握調査で利用を希望した全児童数」に対する「毎日利用(希望)すると回答した児童数に週 1 日から週 5 日まで利用(希望)すると回答した児童数の 1 日当たりの平均利用人数を加えた人数」の割合を当該事業の利用意向率とし補正している。(1 市町村)</p>
一時預かり事業の補正内容	
7	<p>当該市町村は、幼稚園における一時預かり事業の「量の見込み」の算出に当たって、平成 25 年度の実績と 27 年度の「量の見込み」を比較した。その結果、「量の見込み」が当該実績を大幅に上回っていたため、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について(通知)」(平成 25 年 5 月 17 日付け、府政共生第 366 号、25 発幼教第 3 号、雇児保発 0517 第 1 号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)に基づき、平成 25 年 7 月に保護者に対して実施したアンケート調査で把握した母親の就労状況(パート・アルバイト等)や預かり保育の利用実績から算出した割合を過大に算出された「量の見込み」に乗じることで、補正している。(1 市町村)</p>
8	<p>保育所等における一時預かり事業の「量の見込み」の算出に当たって、国の手引きに従うと、一時預かり事業(保育所等における一時預かり)の対象となる潜在家庭類型(注)は「全ての家庭類型」となるが、当該市町村では、実際の利用の中心と想定される家庭(専業主婦家庭や短時間パート家庭等)のみを対象とし、そのうち「ベビーシッター」を利用すると回答した者等を控除した数値を需要量とする補正をしている。(1 市町村)</p> <p>(注) 手引きでは、市町村は、需要把握調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から、「ひとり親家庭」や「フルタイム×フルタイム」などの 8 つのタイプの「家庭類型」を求めることとされ、「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出することとされている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、「量の見込み」の補正を行っている 60 市町村に聴取した結果について整理した。なお、( ) の市町村のうち、2 市町村が重複している。

表 2-(1)-25 「量の見込み」が利用実績よりも少ない場合に補正がなされていない事例

当該市町村は、2号認定の「量の見込み」について、需要把握調査を実施し、国の手引きに従って算出している。当該市町村の2号認定に係る「量の見込み」と「確保方策」は表1のとおりであり、「確保方策」が「量の見込み」を満たす傾向が平成31年度まで継続し、必要な対象児童の受皿は「整備済み」であると判断している。

表 1 当該市町村の2号認定に係る「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	2,887	2,884	2,832	2,814	2,782
確保方策(B)	3,218	3,218	3,218	3,218	3,218
(B)-(A)	+331	+334	+386	+404	+436

(注) 1 当該市町村の市町村計画を基に当省が作成した。

2 「(B)-(A)」は、市町村全体の「量の見込み」と「確保方策」の差であるため、全体ではプラスであったとしても、各施設別にみると待機児童が生じている。

一方、市町村計画作成前の過去5年の利用実績をみると、表2のとおり、3,083人から3,122人で推移しており、計画作成の前年度の実績（平成25年度：3,083人）でも、27年度の「量の見込み」（2,887人）は、過少なものとなっている。実際に平成27年度の利用実績は3,349人となっており、「量の見込み」を462人上回っている。

表 2 当該市町村の保育所の利用者数（2号認定分）

(単位：人)

区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保育所の利用者数	3,094	3,108	3,086	3,122	3,083	3,268	3,349

(注) 当該市町村の市町村計画及び提出資料を基に当省が作成した。

また、平成27年度の「確保方策」（3,218人）も平成26年度及び27年度の実績を下回っており、結果として、表3のとおり、27年度は2号認定分で待機児童（14人）が発生している。

なお、「量の見込み」を過少に見込んでいる理由について、当該市町村は、予測は可能な限り客観的な手法で求めるべきものであり、手引きに従った算出方法を最大限尊重したためとしている。

表 3 当該市町村の2号認定に係る待機児童数の推移

区分	平成26年度（実績値）	27年度（見込値）	27年度（実績値）
待機児童数	0人	0人	14人

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 各年度の待機児童数は、4月1日時点のものである。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-26 児童人口の推計に当たって、補正が必要と思われる事例

当該市町村の子育て支援担当部局は、児童人口推計（0歳児から11歳児までの年齢別人口推計）のデータを活用して「量の見込み」を算出しており、当該児童人口推計は業者に委託して算出している。その際に当該市町村の総合調整や総合計画等を所管する企画経営担当部局から、当該市町村の各部局が行う人口推計を企画経営担当部局の人口推計に一致させるよう指示を受けていたため、委託業者に対し、児童人口推計を、企画経営担当部局の人口推計を基礎に行うよう指示している。

しかし、住民基本台帳人口が企画経営担当部局の過去の人口推計を基礎とした児童人口推計結果を上回っていたため、委託業者から児童人口推計を上方修正したい旨の提案を受けたが、当該市町村の子育て支援担当部局は、企画経営担当部局の人口推計を基礎とした児童人口推計結果を、市町村計画の「量の見込み」の算出の基礎としている。

当該市町村の平成27年10月1日時点の児童人口推計結果と実際の住民基本台帳人口を比較したところ、表1のとおり、0歳児から5歳児までの児童については、住民基本台帳人口が児童人口推計結果を上回っている。

表 1 児童人口推計結果と実際の住民基本台帳人口の比較（平成27年10月1日時点）

事項 年齢層	児童人口推計結果 (A)	住民基本台帳人口 (B)	児童人口推計結果に対する 住民基本台帳人口の割合 (B) / (A)
0歳～5歳	10,732人	12,537人	116.8%
6歳～11歳	13,649人	13,486人	98.8%

(注) 1 当該市町村の資料を基に当省が作成した。

2 住民基本台帳人口は、当該市町村のホームページに掲載されている年齢別・男女別・町丁字別人口による。

また、当該市町村は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22年度～26年度）を策定しているが、当該行動計画においても、市町村計画の児童人口推計と同様に、当該市町村の企画経営担当部局の人口推計を基礎に算出しており、当該人口推計によると、22年度に12,617人とピークに達した後減少する予測となっている。

しかし、行動計画の0歳児から5歳児までの人口推計結果と実際の住民基本台帳人口を比較したところ、表2のとおり、実際の0歳児から5歳児までの住民基本台帳人口が推計人口を上回り、年々かい離が大きくなっている。

なお、当該市町村は、行動計画等の保育所利用児童数の目標値を平成26年度までに2,500人と定めていたが、24年8月に保育所利用児童数の目標値を2,500人から2,800人に上方修正している。

表2 0歳児から5歳児までにおける行動計画の児童人口推計結果及び住民基本台帳人口の推移(平成22年度～26年度)

(単位：人)

項目 \ 年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童人口推計結果(A)	12,617	12,558	12,308	12,043	11,758
住民基本台帳人口(B)	12,678	12,738	12,736	12,787	12,576
AとBの差 (B)-(A)	+61	+180	+428	+744	+818

(注) 「人口推計結果」は当該市町村の行動計画、「住民基本台帳人口」は、当該市町村のホームページに掲載されている年齢別・男女別・町丁字別人口による。また、当該数値は各年10月1日時点の人数である。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-27 国に対する「量の見込み」の算出及び補正の方法等に関する意見

意見	
1	市町村計画の中間年の見直し時には、現実的なデータが算出できる補正方法の例を示してもらいたい。また、国が推進している「すべての女性が輝く社会づくり」等で、どの程度女性の就労率が上昇し、保育の利用率が上昇するのかの見通しを示してもらいたい。(1市町村)
2	他市町村の補正の方法について示してもらえると参考になるが、各市町村の面積や人口規模、地域の実情が異なるため、ある程度地域の規模別に分類して示してもらえると参考になる。(1市町村)
3	市町村計画作成の際に、「量の見込み」を国の手引きに沿って算出しているが、手引きだけでは、どのような補正を行えばよいか分からないので、他市町村の補正の方法等に関する情報を提供してもらいたい。(1市町村)
4	人口の少ない市町村では、需要把握調査の回答者が少ない場合、「量の見込み」がその少ない回答者の回答によって算出され、偏りが出るおそれがある。その点を今後国で検証してもらい、できれば市町村の人口規模によって手引きの記載を分ける等工夫してほしい。(1市町村)
5	同一市町村でも都市部や過疎地域など地域によって実情が異なるので、需要把握調査結果に基づく「量の見込み」と現在の供給量がかい離している場合の対処方法等を細やかに示してほしい。(1市町村)
6	国が示した「調査票のイメージ」で算出された「量の見込み」については、実績からすると過大と思われるものもあるため、国において設問を工夫する余地があるのではないか。(1市町村)
7	既存の統計の数値(女性の労働力率等)を用いた「量の見込み」の算出方法を示されると参考になる。(1市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-1)-28 市町村における市町村計画の目標設定状況について

(単位：市町村)

達成年度 認定・事業別		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	未達成	不明等
教育	1 号認定	57 (86.4%)	3 (4.5%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)	1 (1.5%)	2 (3.0%)	0 (0%)
保育	2 号認定	31 (47.0%)	12 (18.2%)	14 (21.2%)	3 (4.5%)	4 (6.1%)	2 (3.0%)	0 (0%)
	3 号認定 (1・2 歳児)	19 (28.8%)	3 (4.5%)	24 (36.4%)	9 (13.6%)	8 (12.1%)	3 (4.5%)	0 (0%)
	3 号認定 (0 歳児)	17 (25.8%)	5 (7.6%)	25 (37.9%)	6 (9.1%)	8 (12.1%)	5 (7.6%)	0 (0%)
地域子ども・ 子育て支援事業	放課後児童 クラブ	34 (51.5%)	7 (10.6%)	4 (6.1%)	5 (7.6%)	10 (15.2%)	3 (4.5%)	3 (4.5%)
	一時預かり事業 (幼稚園型)	48 (72.7%)	0 (0%)	2 (3.0%)	1 (1.5%)	8 (12.1%)	2 (3.0%)	5 (7.6%)
	病児保育事 業	35 (53.0%)	4 (6.1%)	6 (9.1%)	4 (6.1%)	9 (13.6%)	6 (9.1%)	2 (3.0%)
合計		241 (52.2%)	34 (7.4%)	77 (16.7%)	29 (6.3%)	48 (10.4%)	23 (5.0%)	10 (2.2%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。  
 3 市町村全体の目標達成予定のため、市町村内の教育・保育提供区域別の目標達成予定とは異なる。  
 4 「達成年度」とは、市町村計画において「量の見込み」が「確保方策」を上回る又は同数の年度である。なお、「確保方策」に認可外保育施設が含まれている場合も含む。  
 5 達成年度が定まっていない場合（例えば平成 28 年度に達成しているが 29 年度は未達成の場合等）は、達成時期が最終の年度を「達成年度」として整理した。  
 6 地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」において、施設数や方針等を記載している場合は、「量の見込み(人数)」と比較できないため、当該市町村数は「不明等」欄に整理している。  
 7 ( ) 内は、「認定・事業別」の各事項別の合計値に占める割合を示す。

表 2-1)-29 市町村計画の「量の見込み」に対する「確保方策」の設定状況

1 号認定から 3 号認定までの全認定区分及び地域子ども・子育て支援事業の双方について平成 31 年度末までに需要を満たすよう「確保方策」を設定できているもの	46 市町村 (74.2%)
一部について平成 31 年度末までに需要を満たすよう「確保方策」を設定できていないもの	16 市町村 (25.8%)
合計	62 市町村 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」が施設数や方針等で記載されているため、「量の見込み(人数)」と比較できない 4 市町村を除いた 62 市町村について整理した。  
 3 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 2-1)-30 市町村における地域の実情に応じた「確保方策」の設定事例

<p>1</p>	<p>当該市町村は、教育・福祉に関する事業や、他の計画などに共通して用いられている最も一般的な区域単位である行政区域を教育・保育提供区域として設定している。</p> <p>当該市町村は、「確保方策」の適切な設定のため、預かり施設の利用実績などの既存資料を基に各教育・保育提供区域における預かり施設の利用状況などの現状分析を実施し、待機児童が増加している地域の把握及び今後保育需要の増加要因となることが予測される事由についての把握・原因の分析、需要把握調査結果を基に、地域をまたいだ流出入率の算出や希望する送迎手段の把握を行い、これらの分析結果から、以下の現状を把握している。</p> <p>① 待機児童数はA地域が突出して多く、次いでB、C、D、Eの地域の順に多く、各地域とも1歳から2歳までの待機児童数が多い状況</p> <p>② 主要な駅（具体的な駅名を把握）周辺に待機児童が多く発生</p> <p>③ B地域では駅周辺のマンション地域で待機児童が発生。また、A地域の鉄道沿線その他一部の市街地形成区域で待機児童が多い。</p> <p>上記の要因は、i）これらの主要な駅は他の鉄道路線との乗換駅となっているために利便性が良好であること、ii）駅前等の市街地には適地が少なく、認可保育所の整備がしづらい状況にあることが考えられるため、以下のような、地域の特性を勘案した確保方策を設定し、待機児童の解消を図ることとしている。</p> <p>① 沿線主要駅周辺は特に待機児童数が多いため、重点地区として積極的な保育の受皿の確保を行っていく。また、他の地域についても必要な需要分析を行い、整備重点化地区を整理する。</p> <p>② 駅前や駅に近い地域は、保育需要が高いが土地や建物のスペースがとりづらい等の問題があることから、認可保育所の分園、小規模保育事業、認証保育所等も積極的に整備する。</p> <p>また、当該市町村は、特に待機児童の多い地域を「最優先」又は「優先」募集地域として定め、事業者を選定することで、認可保育所及び小規模保育事業について需要に応じた効率的な整備を行うこととしている。(1市町村)</p>
<p>2</p>	<p>当該市町村は、市町村計画における「確保方策」を設定するに当たって、各施設の利用定員を基本として設定しているが、2号認定及び3号認定に関しては、需要把握調査により算出した「量の見込み」に対して、なるべく正確な供給量を設定し、実態とのかい離を防ぐため、公立を除く市内の全ての私立保育所及び認定こども園に対して個別に訪問し、利用定員等に関するヒアリングを実施し、各施設と平成27年度以降の利用定員（3歳から5歳まで、1歳から2歳まで、0歳の年齢区分ごと）の設定について協議・調整を行い、「量の見込み」に対応できるよう利用定員を増減するなどして「確保方策」を設定している。(1市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-1)-31 市町村において実態と合わない「確保方策」を設定している事例

1	<p>保育所の面積に対し、基準上利用させることができる最大の受入可能児童数（限界数値）を「確保方策」として用いている事例</p> <p>当該市町村は、市町村計画における保育（2号認定及び3号認定）の「確保方策」の設定に当たり、原則、平成26年4月1日時点の状況に基づき、面積基準（0歳児及び1歳児：ほふく室3.3㎡/1人、2歳児以上：保育室1.98㎡/1人）から、年齢区分ごとの受入可能人数を算出し、同数値を確保方策として設定している（注）。</p> <p>しかし、当該市町村に設置されている保育所のうち、21保育所については、面積基準に当てはめて算出された受入可能人数が、実際の受入可能上限である認可定員の合計数よりも508人多くなっている状況がみられた。</p> <p>（注） 当該市町村内の認可保育所は23施設ある（平成26年4月1日時点）が、そのうち2施設は、面積に余裕がないことから認可定員をそのまま受入可能人数として「確保方策」に計上している。</p> <p>表 当該市町村に設置されている21保育所の「確保方策」の設定状況等</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="233 896 1412 1122"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">2号（保育）</th> <th colspan="2">3号（保育）</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>3～5歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積基準から算出した21施設の確保方策(A)</td> <td>2,306</td> <td>787</td> <td>100</td> <td></td> <td>3,193</td> </tr> <tr> <td>21施設の実際の認可定員(B)</td> <td colspan="4"></td> <td>2,685</td> </tr> <tr> <td>確保方策と認可定員の差 (A)-(B)</td> <td colspan="4"></td> <td>508</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p>	区分	2号（保育）		3号（保育）		合計	3～5歳	1～2歳	0歳		面積基準から算出した21施設の確保方策(A)	2,306	787	100		3,193	21施設の実際の認可定員(B)					2,685	確保方策と認可定員の差 (A)-(B)					508
区分	2号（保育）		3号（保育）		合計																								
	3～5歳	1～2歳	0歳																										
面積基準から算出した21施設の確保方策(A)	2,306	787	100		3,193																								
21施設の実際の認可定員(B)					2,685																								
確保方策と認可定員の差 (A)-(B)					508																								
2	<p>「量の見込み」の数値とほぼ同数の「確保方策」を設定することとしており、各施設の利用状況や意向調査等の結果を踏まえたものとなっていない事例</p> <p>当該市町村は、市町村計画における保育（2号認定及び3号認定）及び放課後児童クラブの「確保方策」を目安として設定しており、需要把握調査結果や個別具体の施設ごとの定員を年度ごとに積み上げたものではないとしている。具体的には、平成29年度に待機児童をゼロにすることを目標に、まず同年度以降の「量の見込み」及び「確保方策」に過不足がないよう設定し、これを基準に27年度及び28年度の「確保方策」を設定している。</p> <p>しかし、当該市町村の平成26年度に作成された保育所等整備計画書（注）をみると、27年度は18施設の新設・増改築等で定員を1,030人増加させる内容となっていた。平成26年度の当該市町村の保育所等の定員は1万3,655人であるため、27年度の「確保方策」は1万4,685人となることが見込まれるが、市町村計画上の27年度の「確保方策」は1万9,268人とされており、整備計画書における定員増加の見込みと約4,500人の差があり、実際の整備計画の内容に合った「確保方策」の設定となっていない。</p> <p>なお、当該市町村の保育所等の定員の推移は1万5,524人（平成27年4月1日時点）、1万7,344人（28年4月1日時点）となっており、27年度の市町村計画の「確保方策」1万9,268人と28年4月1日時点の定員数である1万7,344人との差が1,924人生じている。</p> <p>（注） 児童福祉法第56条の4の2において、市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の</p>																												

整備に関する計画を作成することができるとされている。なお、当該整備計画は、保育所等整備交付金の交付申請時に提出するものである。

表 市町村計画における保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(単位：人)

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み(A)		19,360	20,804	22,248	22,736	23,223
	うち 2 号認定	10,536	10,951	11,366	11,506	11,646
	うち 3 号認定 (1・2 歳児)	7,015	7,826	8,637	8,911	9,185
	うち 3 号認定 (0 歳児)	1,809	2,027	2,245	2,319	2,392
確保方策(B)		19,268	20,758	22,248	22,736	23,223
	うち 2 号認定	10,516	10,941	11,366	11,506	11,646
	うち 3 号認定 (1・2 歳児)	6,947	7,792	8,637	8,911	9,185
	うち 3 号認定 (0 歳児)	1,805	2,025	2,245	2,319	2,392
過不足(B)－(A)		－92	－46	0	0	0
(参考) 定員(4 月 1 日時点)		15,524	17,344	－	－	－

(注) 当該市町村の市町村計画及び資料を基に当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  
(平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号) (抜粋)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 (略)

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

(一)～(二) (略)

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の 2 の (二) の (1) に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

具体的には、市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を、都道府県に報告すること。

また、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

3～6 (略)

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

(略)

1 (略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

(略)

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

(略)

三 (略)

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第五に掲げる事項とする。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

(略)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-2 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」  
(平成 26 年 1 月 20 日付け内閣府事務連絡)(抜粋)

<3>提供体制の確保の方策及びその実施時期

I 教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A 市子ども・子育て支援事業計画】

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500 人	500 人	300 人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教 育・保育 施設	市内 350 人 <u>B 市</u> <u>100 人</u> C 市 50 人	市内 450 人 <u>B 市</u> <u>10 人</u> C 市 20 人	市内 200 人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地 域型保 育事業			市内 50 人 D 市 20 人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B 市子ども・子育て支援事業計画】

		27 年度			28	29	30	31
		1 号	2 号	3 号	・・・			
量の見込み		1000 人	1100 人	800 人	・・・	B 市居住の子ども(=B 市に確保義務あり)に係る量の見込みを記載		
(他市町村 の子ども)		<u>A 市</u> <u>100 人</u> E 市 30 人	<u>A 市</u> <u>10 人</u>	—				
確保 方 策	特定教 育・保育 施設	市内 1000 人	市内 1100 人	市内 200 人	・・・	B 市居住の子ども(=B 市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市 町村の 子ども)	130 人	10 人					
	特定地 域型保 育事業			市内 800 人	・・・	B 市居住の子ども(=B 市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市 町村の 子ども)			E 市 10 人				

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-3 需給調整の考え方に関する関係法令

○ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年 7 月 2 日付け内閣府告示第 159 号)(抜粋)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

(略)

1 (略)

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) (略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) (略)

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

ア 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)は、児童福祉法第三十四条の十五第五項の規定により、地域型保育事業に関する認可の申請があった場合において、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。以下イにおいて同じ。)の利用定員の総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該認可申請に係る地域型保育事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとしてとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要である。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)(抜粋)

第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合)にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。)の認定を受けることができる。

2~6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

8・9 （略）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2～5 （略）

6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子

ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

- 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
- 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 （略）

## ○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 34 条の 15 （略）

2～4 （略）

- 5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援

事業計画において定める 当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

6・7 （略）

第35条 （略）

2～7 （略）

8 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

9～12 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-4 市町村における市町村計画への広域利用の反映状況

(単位：市町村)

反映している市町村	17
うち教育のみを反映 (A) (注3)	10
うち保育 (2・3 認定)のみを反映 (B)	1
うち (A) 及び (B) の双方を反映	6
未反映の市町村	49

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。  
 3 「うち教育のみを反映」欄は、認定こども園及び幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園も含む。）の広域利用を示す。

表 2-(2)-5 市町村計画に広域利用を反映している 17 市町村の反映内容

(単位：人)

市町村	教育				保育			
	「量の見込み」		「確保方策」		「量の見込み」		「確保方策」	
	全体	うち広域利用	全体	うち広域利用	全体	うち広域利用	全体	うち広域利用
①	6,050	600	7,558	125	-	-	-	-
②	7,364	643	7,983	1,156	4,957	12	3,976	36
③	5,270	215	5,186	638	-	-	-	-
④	4,009	90	4,009	90	4,879	85	4,536	120
⑤	3,798	502	5,974	459	5,857	29	5,505	56
⑥	2,418	793	3,959	793	5,176	497	5,453	497
⑦	1,937	200	2,112	250	-	-	-	-
⑧	1,229	150	1,229	790	-	-	-	-
⑨	-	-	-	-	-	-	5,287	130
⑩	5,765	664	6,641	571	-	-	4,999	30
⑪	4,972	140	5,821	140	-	-	-	-
⑫	1,780	40	2,455	50	-	-	-	-
⑬	2,815	80	2,905	80	3,995	50	3,255	50
⑭	23,728	353	23,728	353	-	-	-	-
⑮	2,162	413	2,162	711	-	-	-	-
⑯	-	-	1,124	105	-	-	-	-
⑰	881	221	881	221	-	-	-	-

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、市町村計画に教育又は保育の広域利用を反映している 17 市町村について整理した。  
 3 「教育」欄は、2号認定のうち教育ニーズ（幼稚園利用希望）を含んでいる。ただし、⑥及び⑭の市町村については、2号認定のうち教育ニーズの部分が不明であるため、当該部分は「保育」に含んでいる。  
 4 「-」は、市町村計画に反映していないことを示す。

表 2-(2)-6 市町村における市町村計画に広域利用を反映していない理由

(保育・教育部分共通)
① 保育及び幼稚園の広域利用について、市町村間の相互の利用実態がほぼ同数であり相殺され、市町村計画には支障がないため (12 市町村)
(保育部分)
② 自市町村内に待機児童が生じており、自市町村からの申請者の入所が優先される中、他市町村からの申請者の入所が困難であるため (13 市町村)
③ まずは自市町村内の需給に応じた施設整備が最優先であるため (2 市町村)
④ 広域利用は、里帰り出産時の利用がある程度で、実際に広域利用をしている者は少ない、又は一部の対象者に限られるため (28 市町村)
⑤ 自市町村民が他市町村の施設を利用する方が大幅に多く、市町村内の施設整備に影響がないため (1 市町村)
⑥ 広域利用の申請において、事前に断ったケースはほとんどないため (1 市町村)
(教育部分)
⑦ 広域利用は特定の教育熱心な者に限られるなど、利用実態が少ないため (3 市町村)
⑧ 幼稚園の広域利用については、施設に余裕があり施設整備に影響がないため (2 市町村)
⑨ 関係市町村との調整を行う時間的余裕がなかったため (2 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村から市町村計画に教育及び保育の両方の広域利用を反映している 6 市町村を除いた 60 市町村のうち、未反映の理由が把握できた 49 市町村について整理した。

3 複数回答があるため、各項目の合計は、49 市町村と一致しない。

表 2-(2)-7 市町村計画の広域利用に係る数値について、市町村間等で整合性が取れていない事例

① 他市町村と調整をした上で、市町村計画に広域利用に係る数値を反映しているが、相手の市町村計画には数値が反映されていない事例（1 市町村）	
	<p>当該市町村は、当該市町村が所在する都道府県から得た私立幼稚園における広域利用の実態（注）を市町村計画における 1 号認定の広域利用として反映している。反映するに当たって当該市町村は、隣接する市町村に口頭により了解を得たとしているが、うち 1 市町村の市町村計画には広域利用の数値（当該市町村からみて「量の見込み」が 8 人、「確保方策」が 6 人）が隣接する市町村計画に反映されていないため、両市町村の市町村計画間で整合性が取れていない。</p> <p>（注）本事例の都道府県は、市町村に対して私立幼稚園の広域利用の実態について情報提供することを目的に、都道府県内の協力が得られた私立幼稚園における広域利用の実態把握を行い、把握した結果を都道府県内市町村に対して情報提供しており、広域利用のある市町村においては、関係する市町村と必要な調整を実施するよう依頼している。</p>
② 市町村計画において、他市町村と調整をしていないにもかかわらず、市町村外における確保方策を設定している事例（2 市町村）	
i	<p>当該市町村は、需要把握調査結果を基に、広域利用に係る「確保方策」を設定し、当該市町村の市町村計画に反映（130 人分）している。しかし、他市町村と調整を行う時間的余裕がなかったため、調整を行わずに反映されたものとなっている。</p>
ii	<p>当該市町村は、市町村内に私立幼稚園がなく、今後も新設計画はないため、1 号認定の「確保方策」に他市町村分（221 人）を反映している。しかし、当該市町村は広域利用を市町村計画に反映するに当たって、他市町村との調整を行っていない。</p>
③ 市町村計画には広域利用の実態を反映したものの、都道府県には反映前の数値が伝えられていたため、都道府県計画に広域利用の数値が反映されておらず、市町村計画と都道府県計画で整合性が取れていない事例（1 都道府県、1 市町村）	
	<p>当該市町村が所在する都道府県は、1 号認定の提供区域を都道府県内の市町村別に設定しており、都道府県計画は、各市町村から提供された「量の見込み」及び「確保方策」の数値を積み上げて反映している。</p> <p>しかし、当該市町村は、自らの市町村計画には広域利用の数値（「量の見込み」が 40 人、「確保方策」が 50 人）を反映しているものの、当該都道府県に提供した数値には広域利用の数値が反映されていなかったため、市町村計画及び都道府県計画においては整合性が取れていない。なお、当該市町村は、当該都道府県に提供するデータに広域利用の数値を含めるよう指示を受けたことはないとしている。</p>

（注） 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、市町村計画に広域利用の状況を反映している 17 市町村に聴取した結果について整理した。

表 2-(2)-8 市町村における広域利用の把握状況

(単位：市町村)

認定区分等別	自市町村から 他市町村への利用			他市町村から 自市町村への利用		
	把握	未把握	合計	把握	未把握	合計
1号認定 (注3)	43 (87.8%)	6 (12.2%)	49 (100%)	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49 (100%)
幼稚園 (注4)	22 (68.8%)	10 (31.3%)	32 (100%)	22 (68.8%)	10 (31.3%)	32 (100%)
保育認定 (2・3号認定) (注5)	58 (89.2%)	7 (10.8%)	65 (100%)	58 (89.2%)	7 (10.8%)	65 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「1号認定」及び「保育認定」欄は、当省の調査日時点（平成27年8月から11月までの間）の市町村別の広域利用の把握状況である。また、「幼稚園」欄は、都道府県からの情報提供など当省の調査日時点以前の広域利用の状況を含めた市町村別の広域利用の把握状況である。

3 「1号認定」欄は、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園の広域利用の把握状況であり、自市町村内に新制度に移行した幼稚園及び認定こども園があり、広域利用の把握状況が確認できた49市町村について作成した。

4 「幼稚園」欄は、新制度に移行していない私立幼稚園の広域利用の把握状況であり、広域利用の把握状況が確認できた32市町村について作成した。

5 「保育認定」欄は、調査対象である66市町村のうち、広域利用の把握状況が確認できた65市町村について整理した。

6 ( )内は、それぞれの「合計」に占める割合を示し、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

表 2-(2)-9 教育部分の広域利用を市町村計画に反映している市町村における反映方法

市町村計画への反映方法	市町村数
都道府県から提供された私立幼稚園の広域利用の情報を基に市町村計画に反映	6
需要把握調査における広域利用状況及び利用希望を基に算出した内容を市町村計画に反映	5
新制度に移行している幼稚園の実態に基づき、市町村計画に反映	2
広域利用があると見込まれる他市町村と相互の利用実態を把握・調整し、調整した内容を市町村計画に反映	2
独自に算出した内容を基に市町村計画に反映	1
合計	16

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 2-(2)-4において、教育部分の広域利用を反映している16市町村(市町村計画に広域利用を反映している17市町村のうち、保育(2・3号認定)のみ反映している1市町村を除いた数)について作成した。

3 「都道府県から提供された私立幼稚園の広域利用の情報を基に市町村計画に反映」欄について、広域利用の情報を市町村に提供している都道府県は、4都道府県であり、そのうち2都道府県では、各都道府県内で2市町村が情報を活用しているため、市町村数は6となっている。

表 2-(2)-10 都道府県における広域利用の調整に関する取組や意見等

広域利用の調整の関与に積極的な都道府県の取組	
1	都道府県内の市町村が幼稚園に係る広域利用を見込んでいる場合に、その需要の見込みを関係する市町村の市町村計画に盛り込むよう、市町村間の調整を行っている。また、市町村に対してヒアリングを行い、その結果、市町村計画に幼稚園の広域利用を盛り込むべきと考えられる市町村に対し、関係市町村間で調整するよう働きかけを行った。うまく調整できなかった市町村については、都道府県が当該市町村と調整を行い、市町村計画に盛り込むこととなった。
2	幼稚園及び保育所の広域利用調査を実施し、各市町村に情報提供している。また、市町村計画の作成に関して、1市町村から、周辺市町村との間の広域利用実績が把握できないとして、支援を求められたため、広域利用の調整は、関係市町村間での調整を原則としているものの、本件は対象者数が多いことから市町村間の調整が困難であると判断し、都道府県自ら関係市町村に照会し、広域利用のデータを関係市町村に提供した。その結果、提供した情報を市町村計画に盛り込んだ市町村がある。
3	市町村が市町村計画を作成する際に広域利用の状況を把握し、その状況を市町村計画に反映しているかを確認するに当たっての基礎資料とするため、都道府県内の市町村の私立幼稚園、認定こども園及び保育所の広域利用の状況を把握して当該調査結果を都道府県内の市町村に提供し、必要に応じて市町村間において広域利用の調整を行い、広域利用の実態を市町村計画に盛り込むように助言した。また、市町村計画の内容を確認した際、A市町村の市町村計画では、B市町村の広域利用を見込んでいるにもかかわらず、B市町村の市町村計画では広域利用の受入れが見込まれておらず、連携が図られていなかったため、市町村間での連携を図るよう働きかけを行った。
4	各市町村と協議した際、市町村計画において広域利用を見込んで「確保方策」を設定しているが関係市町村との連携が図られていないことが判明した場合は、関係市町村と協議し合意を得た上で市町村計画に記載するよう助言した。
5	把握した広域利用の状況を各市町村に提供した上で、10人以上の広域利用がある市町村については関係市町村間で調整を図るよう求めた結果、提供した情報を市町村計画に盛り込んだ市町村がある。
6	広域利用が多いとみられる市町村に対しては、広域利用に配慮して市町村計画を検討するよう、口頭で助言した。1市町村に対しては、従来から市町村内に病児保育施設がなく、他市町村の施設を利用している一方で、市町村計画の案には病児保育施設の整備に取り組む旨の記載がなかったため、盛り込むよう依頼し、市町村計画に盛り込むこととなった。
7	私立幼稚園及び保育所の広域利用の状況調査を実施し、当該調査結果に基づき、幼稚園及び保育所の広域利用の状況を市町村に説明し、市町村計画の作成に必要な情報を提供している。
8	都道府県独自に広域利用の調整の進め方を示した実施要領を作成し、市町村に対して広域利用の調整の依頼を行い、当該広域利用の調整の結果を把握した。
9	市町村の広域利用については、必要に応じて市町村間の調整を支援する等の取組を実施している。
10	市町村間の広域利用の調整の内容については、調整元・調整先に確認した上で都道府県計画に

	反映した。
広域利用の調整の関与に消極的な都道府県の意見	
11	広域利用の需要把握については市町村の業務であり、指導する立場にはないため、連携に向けた働きかけを行っていない。
12	原則として各市町村で必要とする保育サービスは、各市町村で整備することを原則とし、広域利用の必要が生じた場合には、関係する市町村で調整を行うものと考えていること、また、都道府県が仮に広域利用の調整を実施した場合、各市町村の地域の実情に応じた市町村計画の作成や施設の整備の妨げとなることが考えられることから、特に都道府県としての支援を行うことは考えていない。
13	広域利用の調整は、各市町村で行われ、適切に市町村計画に反映されていると考えている。広域利用の調整については、当然、市町村の方が実態を分かっており、地方版子ども・子育て会議で審議されているはずなので、都道府県として細かく口を出すものではない。
その他の意見等（広域利用が少ないため必要性が乏しい等）	
14	都道府県内の広域利用の状況については把握しており、保育については広域利用の割合が小さいことから、都道府県として、広域利用の需要を調整する必要性は乏しいと考えている。
15	以前は、市町村に広域利用の調整を推奨した時期もあったが、現在の仕組みでは市町村間の個別協議で保育施設等への受入れが可能なので、広域利用の調整の仕組みをあらかじめ構築する必要は乏しい。
16	広域利用の多い市町村間でも10人程度のため、あえて市町村計画の見込みとして盛り込むほどの量ではないとの認識しており、市町村に対する指導も特に実施していない。
17	広域利用に係る協定を締結している市町村も複数あるが、いずれも受入側となる市町村に待機児童が生じているために、広域利用が行われていないのが現状であることから、待機児童が解消するまでは、広域利用の需要把握を行ってもそれを市町村計画に反映できない。

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 調査対象である19都道府県について整理した。

表 2-(2)-11 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

1～12 （略）

13 この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

14 （略）

第 21 条の 8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようによりすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第 21 条の 9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一～三 （略）

第 34 条の 18 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-12 全国における病児保育事業の実施状況

平成 26 年度 病児保育事業実施箇所数(A)	1,839 か所
平成 27 年度 病児保育事業市町村数(B)	792 市町村
平成 27 年度 病児保育事業延べ利用人数(C)	612,495 人

- (注) 1 (A)の値は、内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」(平成 28 年 4 月)による。  
 2 (B)及び(C)の値は、内閣府の「地域子ども・子育て支援事業の実施状況(平成 27 年度)について」(平成 28 年 7 月 28 日に内閣府が開催した子ども・子育て会議資料)による。

表 2-(2)-13 市町村における病児保育事業の実施状況

施設設置数	市町村数
0 施設	4 (6.1%)
1 施設	23 (34.8%)
2～ 5 施設	31 (47.0%)
6～10 施設	4 (6.1%)
11 施設以上	4 (6.1%)
合計	66 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村における、当省の調査日時点(平成 27 年 8 月から 11 月までの間)の状況について整理した。  
 3 ( )内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-14 病児保育施設の稼働率の分布（平成 26 年度）

稼働率	全体	広域利用を認める施設数	広域利用を認めない施設数
10%未満	24( 11.7%)	6	18
うち 1%未満	5( 2.4%)	2	3
10%以上 20%未満	22( 10.7%)	10	12
20%以上 30%未満	34( 16.6%)	13	21
30%以上 40%未満	29( 14.1%)	15	14
40%以上 50%未満	21( 10.2%)	12	9
50%以上 60%未満	17( 8.3%)	10	7
60%以上 70%未満	16( 7.8%)	12	4
70%以上 80%未満	18( 8.8%)	10	8
80%以上 90%未満	7( 3.4%)	7	0
90%以上	17( 8.3%)	11	6
合計	205( 100%)	106	99

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の認否が明らかであり、稼働率が確認できた 205 施設について整理した。  
 3 稼働率の算出式は、「年間延べ利用者数 / (年間開設日数 × 定員数) × 100」(%) とした。  
 4 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-15 稼働率が低くなっている理由

理由	施設数
病児保育事業自体が周知不足であるため	4 (33.3%)
インフルエンザ等が流行する時期には利用者が多いものの、それ以外の時期には利用者が定員に満たないため	3 (25.0%)
インフルエンザ等の感染症の子どもが利用する際に相部屋にすることができず、複数の感染症の子どもを受け入れることができないため	3 (25.0%)
利用日当日のキャンセルにより、児童が預かれなくなるため	3 (25.0%)
保育室の開所時間が、利用者が希望する時間帯に対応していないと考えられるため	1 ( 8.3%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 221 病児保育施設のうち、平成 26 年度の稼働率が全国平均である 45.0% (「病児保育事業について」(平成 26 年 1 月 24 日に内閣府が実施した子ども・子育て支援新制度説明会資料)において示されている平成 24 年度病児対応型の病児保育施設の稼働率による。) より低い 12 施設について整理した。  
 3 複数回答があるため、各項目の合計は、12 施設と一致しない。  
 4 ( ) 内は、12 施設に占める割合を示す。

表 2-(2)-16 病児保育施設における広域利用の認否の状況（平成 26 年度）

区分	施設数
広域利用を認めている施設	108 ( 51.7%)
広域利用を認めていない施設	101 ( 48.3%)
合計	209 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の認否が確認できた 209 施設について整理した。  
 3 所在地市町村以外の市町村に居住する住民の利用を認めている施設を「広域利用を認めている施設」に計上し、所在地市町村以外の市町村に居住する住民のうち所在地市町村の保育所に通園している児童に限定している施設については「広域利用を認めていない施設」に計上した。  
 4 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 2-(2)-17 病児保育施設における広域利用者数（平成 26 年度）

区分	利用者数
所在地市町村内の利用者数	50,252 ( 93.0%)
所在地市町村外からの利用者数	3,755 ( 7.0%)
総利用者数	54,007 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 表 2-(2)-16 の広域利用を認めている 108 病児保育施設のうち、市町村が施設の広域利用者の年間延べ利用者数を把握している 62 施設を対象とした。  
 3 ( ) 内は、「総利用者数」に占める割合を示す。

表 2-(2)-18 病児保育施設の年間平均稼働率の状況（平成 26 年度）

区分	全体	広域利用を認める施設	広域利用を認めない施設
年間平均稼働率	45.4%	51.7%	36.7%

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の認否が明らかであり、稼働率が確認できた 205 施設について整理した。  
 3 稼働率の算出式は、表 2-(2)-14 の (注) 3 に同じ。

表 2-(2)-19 病児保育施設において広域利用を認めていない理由

理由	施設数
市町村間における広域利用の調整が未実施であること等により、市町村から補助が受けられないことを理由とするもの	3
市町村から委託を受けて事業を実施しており、市町村の方針によることを理由とするもの	5
うち市町村が広域利用を認めるのであれば広域利用の実施を前向きに検討したいとするもの	3
保護者が自宅近隣の施設を希望しているなど、広域利用の需要がないことを理由とするもの	2
繁忙期には市町村内の利用者で満員となっており、広域利用者を受け入れる余裕がないことを理由とするもの	3

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 21 病児保育施設のうち、広域利用を認めていない 11 施設について整理した。  
 3 複数回答があるため、各項目の合計は、11 病児保育施設数と一致しない。

表 2-(2)-20-1 市町村間における病児保育事業の広域利用の調整状況

調整済	未調整	うち広域利用未実施	合計
		7 (11.7%)	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、病児保育事業の広域利用に関する調整の状況が確認できた 60 市町村について整理した。  
 3 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 2-(2)-20-2 広域利用の協定を締結し、稼働率が向上した事例

平成 25 年頃に近隣の A 市町村から所在地都道府県に対して、病児保育施設の市町村間の広域利用の調整を求める働きかけがあったことから、A 市町村の病児保育施設に住民の利用実績があった当該市町村にも協定締結の提案があり、当該市町村は、平成 27 年 3 月 31 日に A 市町村を含む近隣 8 市町村で病児保育事業の相互利用に関する協定を締結している。

この結果、当該市町村の病児保育施設では、下表のとおり、平成 26 年度に A 市町村から 20 人の利用実績があったが、協定締結後の 27 年度の 4 月から 7 月までの 4 か月間では、A 市町村から 42 人の利用実績があり、A 市町村からの利用実績が大幅に増加しており、協定締結が稼働率の向上の一因となっていると考えられる。

表 当該市町村の病児保育施設の開設状況

年度	広域利用者数 (人)	年間延べ利用者数 (A) (人)	年間開設日数 (B) (日)	定員数 (C) (人)	稼働率 (A/(B×C)) (%)
平成 26 年度	20 ( 2.5%)	815	289	4	70.5
27 年度 (4 月～7 月末時点)	42 (11.1%)	378	100	4	94.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「広域利用者数」欄の ( ) 内は、当該市町村にある病児保育施設の全利用者に占める広域利用者の割合を示す。

表 2-(2)-20-3 病児保育施設における広域利用の利用料金の徴収状況

1 市町村間における広域利用の調整の有無による利用料金の差

利用料金	市町村間で広域利用調整済	市町村間で広域利用未調整		合計
		広域利用者が補助対象	広域利用者が補助対象外	
所在地市町村の利用者と同額	18	13	4	35
所在地市町村の利用者より高額	1	1	21	23
合計	19	14	25	58

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に設置されている 221 病児保育施設のうち、広域利用の状況が把握でき、かつ広域利用者の利用料金が補助対象であるかどうかを確認できた 58 施設について整理した。  
 3 58 施設のうち、9 施設については、直接事業者に調査して把握し、残りの 49 施設については、所在地市町村への聴取及び病児保育施設のホームページの確認により把握した。  
 4 「所在地市町村の利用者と同額」には、広域利用者が低所得者減免の対象とならない施設を含む。  
 5 時間単位で利用料金が定められている施設については、施設の開所時間から閉所時間まで利用した場合を想定して金額を比較している。

2 広域利用者料金が所在地市町村内利用者料金の 2 倍を超えるものの例

所在地市町村内の利用者の料金	広域利用者の料金	左記に該当する施設数
2,000 円	6,400 円 (注 3)	1 施設
2,000 円	5,000 円 (注 4)	2 施設

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 上記 1 の表において、市町村間での広域利用の調整がなく、広域利用者が補助を受けていないことにより、「広域利用者の料金」が「所在地市町村内の利用者の料金」よりも高額となっている 21 病児保育施設のうち、「所在地市町村内の利用者の料金」と「広域利用者の料金」との差額が 2 倍を超える 3 施設を対象とした。  
 3 広域利用者の料金が 6,400 円となっている 1 施設は、利用料金が 1 時間当たり 800 円と設定されており、当該施設の開所時間から閉所時間まで (8 時間) 利用した場合を想定して算出している。  
 4 広域利用者の料金が 5,000 円となっている 2 施設は、利用時間に関係なく、利用 1 回当たりの料金を示す。

### 3 施設の整備等の推進

#### (1) 小規模保育施設等の整備の推進

勸 告	説明図表番号
<p>小規模保育事業は、児童福祉法第6条の3第10項において、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。以下「小規模保育施設」という。）で保育を行う事業とされている。</p>	表3-(1)-1
<p>また、家庭的保育事業は、同法第6条の3第9項等において、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅その他の場所（利用定員が5人以下であるものに限る。以下「家庭的保育施設」という。）で家庭的保育者による保育を行う事業とされている。</p>	表3-(1)-1、2
<p>厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）」によると、平成28年4月1日時点の保育所等待機児童数は、満3歳未満の子どもが86.8%を占めているが、小規模保育施設等（本細目3(1)においては、小規模保育施設及び家庭的保育施設を指す。）は、この3歳未満の3号認定者を対象とした小規模な保育の類型として新制度において新設されたもので、都市部では、小規模保育施設等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接する市町村の認定こども園等と連携しながら、小規模保育施設等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指すものとなっている。</p>	表3-(1)-3
<p>加速化プランにより、待機児童の大部分を占めている3歳未満の子どもについて、重点的に受入れを増加させるため、新制度の取組を先取りするかたちで小規模保育施設等の整備が進められてきたところであり、厚生労働省の「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」によると平成28年4月1日時点で3,387の小規模保育施設等が設置されている。</p>	表1-(3)-5-2（再掲）
<p>加速化プランにより、待機児童の大部分を占めている3歳未満の子どもについて、重点的に受入れを増加させるため、新制度の取組を先取りするかたちで小規模保育施設等の整備が進められてきたところであり、厚生労働省の「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」によると平成28年4月1日時点で3,387の小規模保育施設等が設置されている。</p>	表3-(1)-4
<p>「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）では、新たに小規模保育施設等の整備を支援するなど多様なサービスの受皿の整備を進めることとされており、今後更に整備が進むことで待機児童の解消が期待される。</p>	表3-(1)-5
<p>「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）では、新たに小規模保育施設等の整備を支援するなど多様なサービスの受皿の整備を進めることとされており、今後更に整備が進むことで待機児童の解消が期待される。</p>	表3-(1)-6
<p>しかし、小規模保育施設等は0歳から2歳までを対象とした施設であることから、3歳以降は、保護者は新たな預け先を探す必要が出てくるという、いわゆる「3歳の壁」問題が生じることとなる（注）。</p>	
<p>こうした背景もあり、小規模保育施設等は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）により、施設を利用する子どもに対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育施設等による保育の提供の終了後も満3歳以上の子どもに対して、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保することとされている。この3歳以降の受皿の確保のほか、連携施設には、小規模保育施設等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援や代替保育の</p>	表3-(1)-2（再掲）

<p>提供（以下、これら三つの要件をそれぞれ「卒園後の受皿」、「保育内容の支援」及び「代替保育の提供」といい、三つの要件を合わせて「連携 3 要件」という。）が求められている。</p>	
<p>また、小規模保育施設等には国が定める基準により算定した費用（以下「公定価格」という。）から利用者負担額を控除した額が支給されており、当該公定価格には「連携施設との連携に係る費用」が含まれている。当該公定価格に関して内閣府が公表している「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」(平成 27 年 9 月 18 日時点版)において、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携 3 要件全てを満たす連携施設を確保することが必要であるとされている。</p>	表 3-(1)-7
<p>なお、連携施設の確保に関しては経過措置があり、同基準の施行の日から起算して 5 年間（平成 31 年度末まで）は、連携施設を確保しないことができるとされており、期間経過までに連携 3 要件全てを設定しておく必要がある。</p>	表 3-(1)-2（再掲）
<p>(注) 厚生労働省が平成 28 年 3 月 28 日に公表した「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」では、待機児童が生じている市町村の小規模保育施設を対象として、例外として認められている 3 歳以降の継続入園をしやすいことを考慮して、定員弾力化により、19 人を超えた受入れの拡大（22 人まで）を推進することとされている。ただし、人員基準や面積基準を満たすことが条件とされている。</p>	表 3-(1)-8
<p><b>ア 連携施設の確保の推進</b></p>	
<p><b>(連携施設の確保状況)</b></p>	
<p>今回、調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村が認可した 931 小規模保育施設等における連携施設の確保状況を調査したところ、近隣の全ての保育所等に連携施設になることを断られるなどして、253 施設（27.2%）で連携施設が確保できていなかった（注）。</p>	表 3-(1)-9
<p>また、調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、8 施設は連携施設が確保できておらず、このうち 5 施設は、経過措置期間中に連携施設が確保できるとの見込みが立っていないとしており、市町村からの支援が得られなければ、今後も連携施設は確保できないという意見も聴かれた。</p>	表 3-(1)-10 表 3-(1)-11
<p>(注) 連携 3 要件のうち、1 要件以上設定できていれば連携施設を確保済みとして整理している。</p>	
<p><b>(連携施設の確保に向けた市町村の支援の推進)</b></p>	
<p>今回、連携施設の確保に係る制度の理解の状況について調査対象である 37 小規模保育施設等のうち 2 小規模保育施設等からは、小規模保育施設等が連携施設の候補先である保育所等に連携施設の設定の依頼をしたが、保育所等が制度の内容を十分に承知しておらず、説明に苦勞したとする意見が聴かれた。また、今回、調査対象である 82 保育所等のうち、18 保育所等では、小規模保育施設等から連携要請があつて初めて制度を認識した、制度の理解不足により、直ちに連携施設となることに抵抗を感じる等としており、制度の理解が進んでいなかった。</p>	表 3-(1)-12 表 3-(1)-13、14
<p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号)では、小規模保育施設等自らが連</p>	表 3-(1)-15

携施設を確保することを基本とした上で、公立施設を連携施設として設定することや、小規模保育施設等に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましいとされている。

そこで、37 小規模保育施設等及び小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村における、連携施設の確保に当たっての市町村の支援の状況を調査したところ、小規模保育施設等と連携施設の候補先双方の関係事業者を集め、双方の理解を深めるための懇談の場を開催することで、連携施設の確保に向けた話を進めやすくしている等の支援を行っている市町村がある一方で、次のように市町村による支援が十分でないと思われる状況がみられた。

- ① 近隣の連携施設の候補先から連携施設の設定を断られ、市町村に支援を求めたが、特段の支援を受けられなかったとするもの（4 小規模保育施設等）
- ② 連携施設の確保は 5 年間の経過措置があることから、その期間の状況を確認してから対策を検討するとするもの（11 市町村）
- ③ 連携施設の確保について、まずは、小規模保育施設等自らが連携先を探すべきとする立場のもの（6 市町村）

また、調査対象である 82 保育所等のうち、連携施設となっている 3 保育所等を含む 4 保育所等からは、制度の理解が十分でないため、市町村で制度の説明会を開催してほしい等の意見が聴かれた。

前述したように、小規模保育施設等による連携施設の確保は、平成 31 年度末まで経過措置が設けられているが、小規模保育施設等によっては連携施設の確保の見通しが立っていないところもあり、また、この経過措置期間中にも、小規模保育施設等を卒園している子どもがいることを踏まえると、経過措置期間に関係なく、市町村による速やかな支援の開始が必要である。

これらの支援を効果的に推進する観点から、国は、連携施設の候補先の制度の理解を深める場を設けることなど、支援方策に係る情報を市町村に提供することが必要である。

#### イ 連携内容の実行性の確保に向けた取組の推進

連携施設の確保の趣旨が、小規模保育施設等を利用する子どもに対する保育が適正かつ確実に行われることを目的としていることを踏まえると、連携内容が小規模保育施設等と連携施設の双方で明確になっていることや、連携内容がより実行されやすく、保護者にとって利用しやすい施設を確保することが重要である。

今回、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村ごとに連携施設と距離が離れている上位 5 小規模保育施設等を抽出し、その距離をみたところ、5 km 以上離れているものが 34 施設、うち 10 km 以上離れているものが 10 施設あった。

また、調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、卒園後の受皿を設定しており、平成 27 年度に卒園児がいた 11 小規模保育施設等の卒園児の行き先を確認したところ、連携施設を受入枠があるにもかかわらず、連携施設との距離が離れていることを理由として、連携施設以外に入所している卒園児が 3 施設で存在し

表 3-(1)-16

表 3-(1)-17

表 3-(1)-18

表 3-(1)-19

表 3-(1)-20

ていた。

こうした小規模保育施設等と連携施設との距離等といった、連携内容の実行が担保されるかどうかといった点を市町村が確認することは、より連携内容が実行されやすい施設を確保する観点からは重要である。

今回、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村について、連携内容が実行されやすいものとなっているかどうか等の確認の実施状況を調査したところ、次のとおり、連携内容を確認しているものがみられた。

- ① 協定書、連携施設確保に関する報告書、ヒアリング等で卒園後の受入可能人数を把握するなど、小規模保育施設等を認可する際に、連携施設が卒園後の受皿として十分な人数等が確保されているか確認しているとするもの（10 市町村）
  - ② 小規模保育施設等の認可後に、電話や施設への訪問により実際に連携内容が実行されているか確認しているとするもの（6 市町村）
- 一方、次のとおり、連携内容の実行性を確認していないものがみられた。
- ① 連携内容が担保されているかどうかの確認は各施設に任せており、認可時に市町村では確認していないとするもの（10 市町村）
  - ② 現状では、連携内容を書面により定めておくことは必須とされていないため、協定書等がない場合は、市町村として連携内容の詳細を確認できないとするもの（2 市町村）

また、連携施設との連携内容の取決めの状況が確認できた 27 小規模保育施設等について、その状況を確認したところ、連携内容について、協定書等の書面の形式によらず口頭で確認しているものが 7 施設あった。

小規模保育施設等における保育が適正かつ確実に行われるようにするためにも、連携内容を小規模保育施設等と連携施設の双方で明確にしておくことに加え、その連携実績等を踏まえて、必要に応じて、小規模保育施設等において連携施設を確保した後もより連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設を探す努力を続ける必要がある。

また、これらの取組を効果的に推進する観点から、国は、小規模保育施設等と連携施設との距離の確認など連携内容の実行性を確保する方策に係る情報を市町村に提供することが必要である。

### ウ 連携 3 要件の設定の状況

前述したように、連携施設の確保には 5 年間（平成 31 年度末まで）の経過措置が設けられており、小規模保育施設等はこの間に連携 3 要件全てを設定する必要がある。今回、調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、連携施設を確保し、その連携内容を協定書等で確認できた 20 施設では、連携 3 要件の全てを設定できているものが 11 施設（55.0%）、二つ設定できているものが 5 施設（25.0%）、一つ設定できているものが 4 施設（20.0%）あった。

調査対象のうち、連携 3 要件の提供を依頼する立場である小規模保育施設等か

表 3-(1)-21

表 3-(1)-22

表 3-(1)-23

らは、代替保育の提供について、小規模保育施設等において基準以上の保育士等を確保している場合には、実際に代替保育の提供を依頼する機会は少ないとする意見が3施設から聴かれた。

また、調査対象のうち、連携3要件を提供する立場である保育所等及び連携施設の確保を支援する立場である市町村からは、代替保育の提供及び卒園後の受皿の設定について次のような意見が聴かれた。

- ① 代替保育の提供の設定に関し、連携施設側に保育士資格を有している幼稚園教諭がいるものの、0歳児から2歳児までの保育を実施した経験がなく、その設定が容易でないとするもの（2幼稚園）
- ② 代替保育の提供の設定に関し、業務が多忙であり、小規模保育施設等に代替保育を提供する余裕がないとするもの（1認定こども園、3幼稚園、3保育所）
- ③ 卒園後の受皿の設定に関し、保護者が小規模保育施設等の卒園後、就学前まで見据えて希望する保育所等と連携施設が必ずしも一致しないことが想定されるため、特定の保育所等を連携施設として設定することをちゅうちょしているとするもの（4市町村、1幼稚園）
- ④ 卒園後の受皿の設定に関し、必ず入所してくれるか分からない枠をあらかじめ確保しておくことは容易でないとするもの（1幼稚園、1保育所）

経過措置期間中の卒園後の受皿の設定については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科発第651号、雇児発0910第2号）において、利用調整に当たっての優先度を高めることが認められている。そのため、3歳児以降の受入枠に余裕がない等の状況から、特定の施設を連携施設として確保するのではなく、利用調整時の加点で対応しているもの（注）が15市町村あった。

この卒園後の受皿の設定や代替措置として利用調整時の加点による対応をとることについては、調査対象である市町村及び小規模保育施設等から、次のような意見が聴かれた。

- ① 小規模保育施設等に対し、特定の施設を確保するよう要請しているが、市町村内に待機児童が生じている中、他にも優先順位の高い者がいる場合に、特定の施設を卒園後の受皿として設定し、小規模保育施設等の卒園児の入所を担保させてよいのか判断に迷うとするもの（3市町村）
- ② 卒園後の受皿の在り方についての考えを確認できた28小規模保育施設等では、保護者の安心につながる等の理由から、特定の施設の確保が望ましいとするもの（20施設）、連携施設の確保が難しい等の理由から利用調整時の加点による対応を求めるもの（11施設）と双方の意見あり

なお、上記②の加点による対応を求める11施設のうち5施設から、加点する際、卒園後の受皿を確保できるのに十分な加点となるように求める意見が聴かれた。

（注）利用調整では、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整が行われるが、市町村において独自に調整指数が定められ、例えば、ひとり親家庭等の一定の要件に該当

表3-(1)-24

表3-(1)-25

表3-(1)-26

表3-(1)-27

する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等の利用をさせる取扱いを行っている例がみられる。

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、小規模保育施設等の整備を円滑かつ効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村に対し、次の点を要請すること。
  - i) 市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど小規模保育施設等における連携施設の確保に向けて必要な支援を行うこと。
  - ii) 小規模保育施設等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請すること。
  - iii) 小規模保育施設等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むこと。
- ② 上記①の市町村の取組を効果的に推進する観点から、小規模保育施設等における連携施設の確保に向けた効果的な支援方策や連携内容の実行性を確保する方策に係る情報を把握・分析し、市町村に提供すること。

表 3-(1)-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

2～8 （略）

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。））が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

11～14 （略）

第 24 条 （略）

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3～7 （略）

第 34 条の 15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3～7 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（抜粋）

（保育所等との連携）

- 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
  - 二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
  - 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（職員）

- 第 23 条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。（後略）
- 一 （略）
  - 二 （略）
- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
  - 二 （略）
- 3 （略）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 第 3 条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

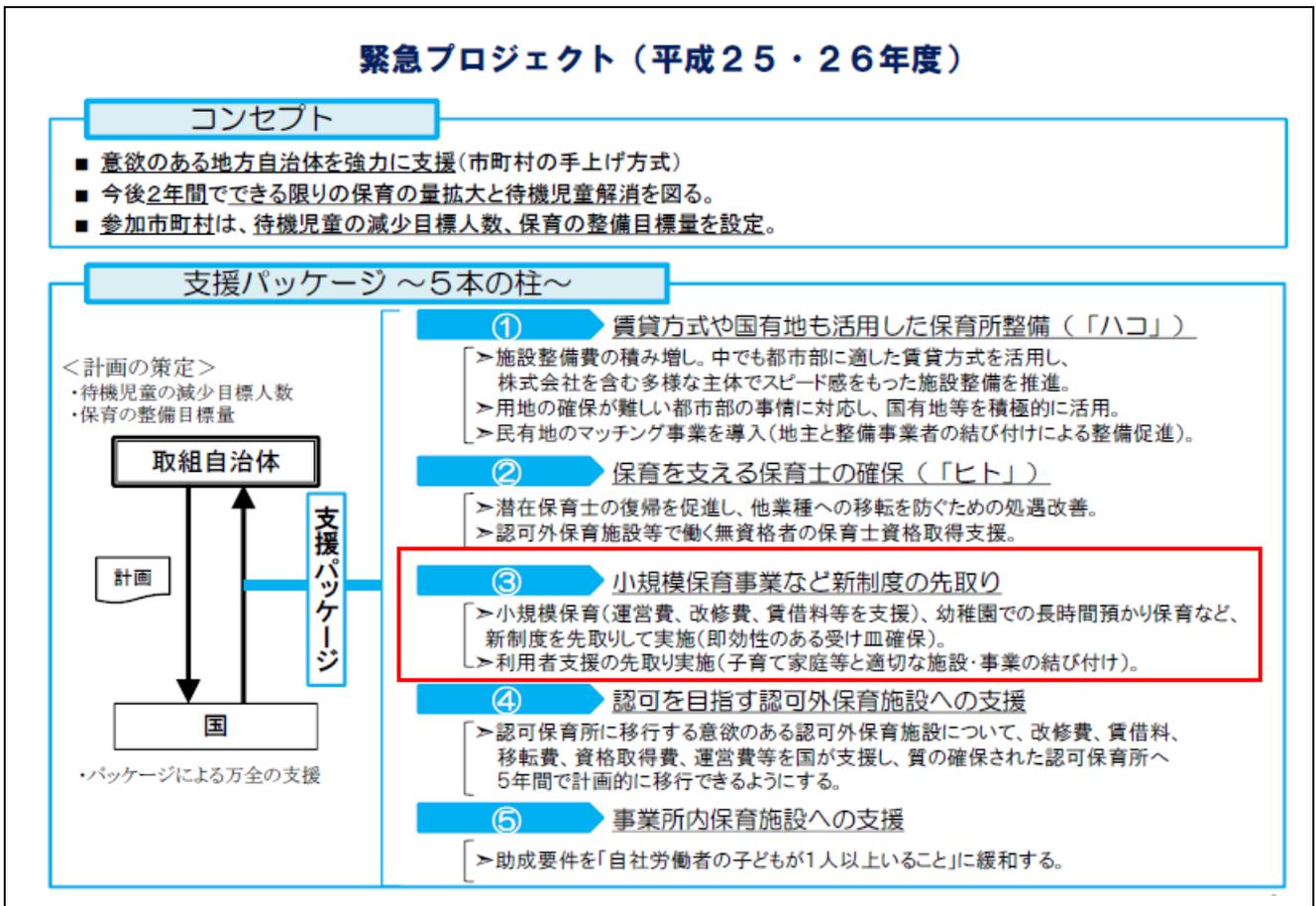
（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(1)-3 年齢区別の保育所待機児童数（平成 28 年 4 月 1 日時点）

区分	保育所待機児童数
低年齢児（0～2 歳）	20,446 人 （ 86.8%）
うち 0 歳児	3,688 人 （ 15.7%）
うち 1・2 歳児	16,758 人 （ 71.2%）
3 歳以上児	3,107 人 （ 13.2%）
全年齢児計	23,553 人 （ 100%）

(注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」を基に当省が作成した。  
 2 （ ）内は、「全年齢児計」に占める割合を示す。

表 3-(1)-4 待機児童解消加速化プラン（平成 25 年度補正予算・平成 26 年度予算ベース版）



(注) 厚生労働省の公表資料を基に当省が作成した。

表 3-1-5 地域型保育事業の件数（平成 28 年 4 月 1 日時点）

事業	件数	
小規模保育事業	2,429	3,387
家庭的保育事業	958	
居宅訪問型保育事業	9	
事業所内保育事業	323	
合計	3,719	

(注) 1 厚生労働省の「地域型保育事業の件数について（平成 28 年 4 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。

2 「件数」は、地方公共団体が自ら設置した件数及び認可した件数を指す。

表 3-1-6 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議）（抜粋）

2. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策

■ 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実

- 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-1-7 「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」（平成 27 年 9 月 18 日時点版、内閣府公表）（抜粋）

- 家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となります。なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-1-8 「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（平成 28 年 3 月 28 日厚生労働省公表）（抜粋）

II 規制の弾力化・人材確保等

4 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

- 例外として認められている 3 歳児以降の継続入園をしやすくすることも考慮し、19 人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19 人を超えた受入れの拡大（22 人まで）を推進する。（人員基準や面積基準は満たすことが必要）

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-1-9 市町村における小規模保育施設等に係る連携施設の確保状況

小規模保育施設等数	931 (100%)
連携施設確保済の施設数	678 (72.8%)
連携施設未確保の施設数	253 (27.2%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村が認可した 931 小規模保育施設等を対象とし、当該施設における連携施設の確保状況について、市町村からの回答を整理した。  
 3 連携 3 要件のうち、1 要件以上設定できていれば確保済みとして整理している。  
 4 ( ) 内は、931 小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-1-10 小規模保育施設等の連携施設の確保状況

連携施設確保済の施設数	28 (75.7%)
連携施設未確保の施設数	8 (21.6%)
その他	1 ( 2.7%)
合計	37 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 37 小規模保育施設等について整理した。  
 3 「連携施設確保済の施設数」欄は、連携 3 要件のうち、1 要件以上設定できていれば確保済みとして整理している。また、「その他」欄は、市町村が私立保育園連盟の団体と連携協定を結んでおり、小規模保育施設等は、市町村を通じて連盟に支援を要請する仕組みとなっているため、特定の連携施設を確保していないものである。  
 4 ( ) 内は、37 小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-1-11 連携施設が確保できていない小規模保育施設等における確保に関する今後の見込み

(単位：施設)

確保できる見込みなし	5
市町村からの支援がなければ確保できる見込みなし	2
確保に向けて、連携施設の候補となり得る施設と検討中	2
その他	1
合計	8

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、連携施設が確保できていない 8 施設 (表 3-1-10 における「連携施設未確保の施設数」に該当) について整理した。  
 3 「その他」欄は、当省の調査日時点 (平成 27 年 8 月から 11 月までの間) で、連携施設確保に関する市町村の方針が決定されていないため、連携施設の確保に向けた活動を行っていないとするものである。

表 3-(1)-12 連携施設の候補先に対する説明に苦勞したとする事例

<p>9 施設の園長に対して、卒園後の受皿の設定について打診したが、8 施設から断られ、連携設定を受けてもらえた 1 施設においても一部の園児分しか卒園後の受皿を設定できていない。</p> <p>断られた原因として、連携施設の候補先が、小規模保育施設等は連携施設の確保が求められていることを承知していなかったため、理解してもらえず承諾を得られなかったとするもの（1 小規模保育施設等。ほか、同様の事例の 1 小規模保育施設等あり。）</p>
--

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 37 小規模保育施設等から聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-13 保育所等における小規模保育施設等との連携状況

(単位：施設)

区分	連携施設となっている施設	連携施設となっていない施設	その他	合計
認定こども園	7	12	1	20
幼稚園	5	16	0	21
保育所	16	24	1	41
合計	28	52	2	82

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 82 保育所等（20 認定こども園、21 幼稚園、41 保育所）について整理した。  
 3 「その他」欄は、市町村が私立保育園連盟の団体と連携協定を結んでおり、市町村を通じて小規模保育施設等から支援の要請があった場合に対応する仕組みとなっているため、特定の連携施設となっていないものである。

表 3-(1)-14 保育所等における小規模保育施設等に係る制度の理解に関する意見

1	小規模保育施設等から連携要請があつて初めて制度を認識した（3 施設）
2	今回の総務省の調査に当たって初めて制度を認識した（1 施設）
3	市町村から小規模保育施設等に係る連携施設の役割等の情報提供を受けていない（8 施設）
4	市町村から小規模保育施設等に係る制度の説明が余りなかったため、連携について詳細を認識していない（3 施設）
5	小規模保育施設等の理解が進んでおらず、直ちに連携施設となることに抵抗を感じる（1 施設）
6	小規模保育施設等が卒園後の受皿を設定しないといけないことは承知しているが、その他の連携要件については認識していなかった（2 施設）

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 82 保育所等（20 認定こども園、21 幼稚園、41 保育所）に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-15 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号)(抜粋)

2. 総則

(1) (略)

(2) 連携施設について(第 6 条・第 45 条・附則第 3 条関係)

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)については、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、①～③までに掲げる事項にかかる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保する必要がある。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)を行う家庭的保育事業者等についてはこの限りでない。

①保育内容の支援について(第 6 条第 1 号)

保育内容の支援については、3 歳児に近い 2 歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として以下のようなものが想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定する必要がある。

(i) 給食に関する支援について

給食については、家庭的保育事業者等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)内で調理する方法(当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。以下「自園調理」という。)を原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、第 16 条第 1 項各号の要件を満たす家庭的保育事業者等については、連携施設を含む(3)の搬入施設から搬入する方法を認めることとしている。このことを踏まえ、例えば、連携施設から搬入を行う場合には、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うことなどが、自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うことなどが考えられる。

なお、連携施設から搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要であることを留意すること。

(ii) 嘱託医(健康診断)について

連携施設と家庭的保育事業者等で同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と家庭的保育事業者等の合同で健康診断を行うことが考えられる。

(iii) 園庭の開放家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放することが考えられる。

(iv) 合同保育家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行うことが想定される。特に、集団保育の必要性が生じてくる 2 歳児について、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会を確保することを目的とし、3 歳児からの円滑な集団保育につなげることを意図しているもの。このほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと等も考えられる。

②代替保育の提供について(第 6 条第 2 号)

具体的な連携内容としては、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供することが考えられる。また、家庭的保育事業所等の職員が研修を受講する場合に、連携施設が代わって保育を提供することも考えられる。

③卒園後の受け皿の設定について（第6条第3号）

家庭的保育事業所等は、乳児又は満3歳未満の幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての連携施設を確保することが重要である。

連携施設の設定に当たっては、必ずしも1事業につき1連携施設を設定する方法に限らず、1事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法や、複数の事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法も考えられる。このため、連携施設については、認可施設に限ることとしたうえで、受け皿対象となる施設に関するルールについて、地域における必要性に応じ、市町村がルールを定めることとし、当該ルールに基づき、各事業者が確保することを基本とした上で、公立施設を連携施設として設定することや、当該事業所に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。

(3) ～ (5) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(1)-16 市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援事例等

1	<p>小規模保育施設への移行を検討している認可外保育施設があったため、市町村が認可外保育施設と認可保育所との意見交換会を開催した。当該市町村によれば、意見交換会に参加等した認可外保育施設及び認可保育所から次の感想が聴かれたとしている。(1 市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育所から良くない印象を持たれていると認識していたが、意見交換することにより、お互いの距離が縮み、小規模保育施設等へ移行することの不安が解消された。(小規模保育施設等)</li> <li>・ 意見交換会の内容の伝達を受けたことで小規模保育施設等の制度について理解が深まり、連携施設の設定の依頼があった時も抵抗感はなかった。(認可保育所)</li> </ul>
2	<p>新制度の説明会等において認可保育所等に対し連携について協力を依頼しており、今後も園長会等で、小規模保育施設等に関する情報を周知し、連携の協力を呼び掛ける。(7 市町村)</p>
3	<p>小規模保育施設等に任せるだけでは連携が進まないと考えたため、小規模保育施設等に移行する予定の施設に連携施設希望調査表を配布し、連携施設の候補先として挙げた施設に対して市町村から連携の依頼を実施しており、現在、小規模保育施設等に移行した市町村内にある全施設が連携施設を確保済みである。(1 市町村)</p>
4	<p>小規模保育施設等の事業者からの求めに応じて、市町村が近隣の教育・保育施設の紹介、仲介等を行う。(3 市町村)</p>
5	<p>小規模保育施設等から公立保育所等との連携希望の申出があれば、市町村が近隣の公立保育所等に対し、合同保育、園庭開放等の連携制度の説明を行い、小規模保育施設等の連携先としている。(6 市町村)</p>
6	<p>これまでの確保状況をみると、小規模保育施設等を運営する法人の同系列の施設でない限り、小規模保育施設等が自ら連携施設を探し出して確保することは困難であり、小規模保育施設等と認可保育所等との間に入って仲介することが必要であると考え、小規模保育施設等に連携施設の候補となり得る施設を紹介した。(1 市町村)</p>
7	<p>連携施設に関するガイドラインを策定し、小規模保育施設等と連携施設が、連携内容について円滑に協議できるように具体的な内容・水準・条件（例えば、連携施設との合同保育は年 6 回程度を推奨、園庭等の定期的な利用は週 1 回～月数回など）等を示した。(2 市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村に聴取した結果について整理した。なお、( ) の市町村数のうち、1 市町村が重複している。

表 3-(1)-17 市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援が十分でないと思われる例

連携施設の候補となり得る施設から設定を断られ、市町村に支援を求めたが、特段の支援を受けられなかったとするもの	
1	卒園後の受皿の役割を担う連携施設の確保のために、複数の認可保育所等に打診をしたが断られ続けており、その状況を市町村に伝えているものの、特段の支援を受けられていないことから、経過措置期間中に連携施設を確保できる見込みはないとしているもの（2 小規模保育施設等）
2	自ら近隣の認可保育所や私立幼稚園を訪問し、連携設定の依頼をしたが、全て断られている。この状況について、市町村に相談しても、特段の支援を受けられず、最終的には、近隣ではない施設と連携設定しているもの（1 小規模保育施設等）
3	卒園後の受皿の役割を担う連携施設の確保のため、自ら近隣にある複数の認可保育所等に訪問し、連携設定の依頼をしたが、1 施設を除いて、全て断られている。卒園後の受皿設定について、市町村からの特段の支援を受けられず、卒園児全員分の受入枠を確保できていないもの（1 小規模保育施設等）
連携施設の確保は経過措置期間があるため、状況を確認してから対策を検討するとするもの	
1	小規模保育施設等から連携施設が見付からないとの相談を受けた場合であっても、経過措置期間中に確保するように伝えていることにとどまっている状況であるとするもの（1 市町村）
2	平成 27 年度は新制度が開始された初年度であること、連携施設の確保は 5 年間の経過措置期間があること等から、状況を確認してから対策を講じたいとするもの（2 市町村）
3	経過措置期間中に、小規模保育施設等が連携施設を確保できるように支援方策を検討中であるとするもの（8 市町村）
小規模保育施設等自らが連携先を探すべきとする立場のもの	
1	小規模保育施設等が自ら連携施設を見付けることが原則であるとし、自力で連携先を探すように説明しているもの（6 市町村）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村及び 37 小規模保育施設等に聴取した結果について整理した。  
なお、( ) の市町村数のうち、4 市町村が重複している。

表 3-(1)-18 保育所等における市町村に求める支援に関する意見等

1	制度の理解が十分でないため、市町村で制度の説明会等を開催してほしい。(3 施設)
2	小規模保育施設等がどのような施設であるのかがよく分からないことから、小規模保育施設等の施設長との交流や情報交換の場があればよい。(1 施設)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 82 保育所等（20 認定こども園、21 幼稚園、41 保育所）に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-19 小規模保育施設等と連携施設との距離

(単位：施設)

1 km未満	1 km以上			合計
		5 km以上	10 km以上	
40 (25.0%)	120 (75.0%)	34 (21.3%)	10 (6.3%)	160 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村において、小規模保育施設等と連携施設との距離が離れている上位 5 小規模保育施設等について、その施設間の距離が確認できたものを整理したものである。なお、市町村によっては認可された小規模保育施設等が 4 施設以下の場合もあるため、小規模保育施設等数の合計は 220 施設ではなく 160 施設となっている。

3 ( ) 内は、160 小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-(1)-20 小規模保育施設等の卒園児の行き先及び連携施設以外に入所している主な理由

1 11 小規模保育施設等の卒園児の行き先

(単位：人)

小規模 保育施 設等	連携施設の 種別	連携施設の受入枠	小規模保育施設等における卒園児の人数		
			連携施設以外に入所	連携施設に入所	
①	幼稚園	受入枠の設定なし	10	9	1
②	幼稚園	受入枠の設定なし	7	7	0
③	保育所	受入枠の設定なし	3	3	0
④	保育所	受入枠の設定なし	3	3	0
⑤	保育所	受入枠の設定なし	2	2	0
⑥	幼稚園	7	5	5	0
⑦	保育所	受入枠の設定なし	7	7	0
⑧	認定こども園	12	4	0	4
⑨	幼稚園	8	3	0	3
⑩	保育所	4	8	3	5
⑪	保育所	1	4	3	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、卒園後の受皿の連携要件を設定しており、平成 27 年度末に卒園児がいた 12 小規模保育施設等から、卒園児が引っ越したため、連携施設に入所しなかったとする 1 施設を除いた 11 施設の卒園児の行き先の状況である。

3 「連携施設の受入枠」欄は、協定書等に具体的な受入人数が記載されている場合の数を記載した。具体的な受入人数が設定されていない場合には「受入枠の設定なし」と記載した。

4 ①から⑥までの施設では、卒園後の受皿の連携要件が設定されていて、受入枠があるにもかかわらず、連携施設以外に入所している卒園児がいた。なお、⑦の施設では、卒園後の受皿の連携要件が設定されているが、平成 28 年度の受入枠がないと連携先から伝えられていたため、卒園児が連携施設に入所できなかった。

2 連携施設以外に入所している主な理由

当該小規模保育施設等では、卒園後の受皿の連携要件が設定され、受入枠があるにもかかわらず、卒園児が連携施設とは別の施設に入所している。卒園児は、連携施設との距離が離れている（施設間の距離が約 3 km の例あり）ことから、保護者が連携施設とは別の近隣の施設への入所を希望したため、連携施設に入所しなかった。（3 小規模保育施設等）（上記 1 の表の①、②及び⑤の事例）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 連携施設以外に入所している理由を把握している小規模保育施設等に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-21 市町村における連携内容等の確認状況

認可時に卒園後の受皿等について、十分な人数等が確保されているか確認を行っている例 (10 市町村)	
1	当該市町村が作成した書面のひな形に、卒園後の受皿となる連携施設において卒園児の受入可能人数を記載させることとしており、小規模保育施設等の認可時に、連携に関する協定書、連携施設確保に関する報告書、ヒアリング等で連携施設の受入能力が確保されているか把握し、受入枠が不足している場合は指摘する。(1 市町村)
2	小規模保育施設等の連携施設の受入能力については、認可時に口頭による確認を行っている。連携施設と同系列の法人によって運営されている小規模保育施設等については、連携施設側で児童が当該施設を卒園する時期等を把握でき、それに併せて受入枠を確保できると確認できたことから、受入能力について問題はないと判断した。(1 市町村)
3	連携施設となる保育所等の概要及び受入能力は常に把握している。保育内容の支援に関しては、施設間移動が必要となるため、安全性等について現地確認をしている。(4 市町村)
4	小規模保育施設等から連携先の希望として名前の挙がった保育所等に市町村から直接連携を依頼しており、その際に連携施設の受入体制も併せて把握し、連携施設の卒園後の受入可能人数を一覧にして整理している。(1 市町村)
5	当該市町村が主体となって公立保育所を小規模保育施設等の連携施設としており、その際、公立保育所の受入能力の確認を行った上で設定している。(1 市町村)
6	事業計画書等において、連携施設に係る卒園後の受入人数が確保できているか把握しているほか、市町村子ども・子育て審議会でも小規模保育施設等の事業者に対して再確認を行っている。(1 市町村)
7	複数の小規模保育施設等の連携施設となっている保育所等がある場合には、当該保育所等において卒園後の受皿としての機能が果たせるかどうかの確認を行い、必要に応じ、小規模保育施設等に対し、連携施設の変更を働きかける場合もある。(1 市町村)
認可後に、実際の連携状況を確認している例 (6 市町村)	
1	認可後において、連携施設との連携状況について、定期的に小規模保育施設等に電話等で確認している。(1 市町村)
2	毎年、全ての小規模保育施設等を訪問し、チェックリスト等に基づき連携施設との連携状況を確認することとしている。(3 市町村)
3	公立保育所を連携施設としており、卒園後の受皿が十分にあるのかについて、連携施設となっている公立保育所の在籍人数表で確認している。(1 市町村)
4	毎年 11 月頃に、小規模保育施設等及び連携施設に対して、連携施設の利用を希望している者の数及び希望者を連携施設において受け入れることができるか否かの確認を行う。(1 市町村)
認可時に連携内容が担保されているかの確認は各施設に任せている例 (10 市町村)	
1	民間保育所等が連携施設となっている場合の協定内容について確認を行っていない。(9 市町村)
2	小規模保育施設等の認可申請には、連携施設が連携内容を受諾する意思を示す承諾書を添付することとしており、連携施設自身が受入能力があることを前提として署名押印しているものと解しているため、市町村としては、これをもって受入能力の確認に代えている。(1 市町村)
書面により連携内容が定められていない場合は、連携内容を確認できないとする意見	
1	公立保育所が連携施設となる場合も含めて、いずれの施設も協定内容に盛り込む事項や、

	<p>連携に係る費用の合意に非常に苦慮し、協定内容の確定に時間を要したため、認可申請までに協定内容を確定させ、協定書を提出できた施設がなかった。</p> <p>小規模保育施設等が連携施設を確保する際に、連携内容を書面により締結することは必須とされていないため、書面により連携内容が定められていない場合には、連携3要件を設定できているかどうか確認できない。(1市町村)</p>
2	<p>当該市町村では、小規模保育施設等が連携施設を複数確保しないと、卒園後の受皿を全員分確保できないケースがあると考えており、その場合、小規模保育施設等と各連携施設との間でそれぞれの連携内容を明確にしておくべきであり、連携内容を書面により締結する必要があると考える。(1市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある44市町村に聴取した結果について整理した。なお、( )の市町村数のうち、4市町村は重複している。

表3-(1)-22 小規模保育施設等の連携内容の確認方法

確認方法	施設数
書面で確認	20 (74.1%)
口頭で確認	7 (25.9%)
合計	27 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である37小規模保育施設等から、市町村が私立保育園連盟の団体と連携協定を結んでおり、特定の連携施設を確保していない1施設を除いた36施設のうち、連携施設と小規模保育施設等の連携内容の確認方法が確認できた27施設を対象とした。

表3-(1)-23 小規模保育施設等の連携3要件の設定状況

区分	保育内容の支援	代替保育の提供	卒園後の受皿	施設数	
3要件	○	○	○	11	11 (55.0%)
2要件	○	○	×	1	5 (25.0%)
	○	×	○	4	
	×	○	○	0	
1要件	○	×	×	4	4 (20.0%)
	×	○	×	0	
	×	×	○	0	
合計				20 (100%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表3-(1)-22において、書面で確認している20小規模保育施設等を対象とした。

3 ( )内は、20小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-(1)-24 「代替保育の提供」及び「卒園後の受皿」の提供に関する意見

代替保育の提供に関する意見	
1	0歳児及び1歳児は幼稚園に在園しておらず、幼稚園教諭資格と保育士資格を有している職員であっても、これらの年齢の児童の保育を実施した経験がないため、代替保育の提供は容易でない。(2 幼稚園)
2	業務が多忙であり、代替保育が提供できるほど十分な人数の幼稚園教諭や保育士がいるわけではなく、代替保育の要請があっても対応は容易でない。(1 認定こども園、3 幼稚園、3 保育所)
卒園後の受皿の提供に関する意見	
1	小規模保育施設等の周辺にある特定の保育所等を連携施設として確保したとしても、保護者が、小規模保育施設等の卒園後、就学前までを見据えて希望する保育所等とは必ずしも一致しない。(4 市町村)
2	集団生活に慣れた卒園児の入園が毎年、一定数確保できることはメリットがあると判断し、連携施設となることとした。当初は、小規模保育施設等の卒園児が当園に入園するのではないかと期待していたが、実際には、保育所への入所を希望する保護者が多く、現時点では特段のメリットを感じていない。(1 幼稚園)
3	卒園後の受皿として小規模保育施設等の卒園児の枠を確保しても、実際にその卒園児が入所しなかった場合の対応がどうなるのか不明瞭なため、現時点では連携施設となることは容易でない。(1 幼稚園、1 保育所)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 小規模保育施設等の認可実績のある44市町村及び82保育所等(20認定こども園、21幼稚園、41保育所)に聴取した結果について整理した。

なお、( )の保育所等数のうち、1保育所等は重複している。

表 3-(1)-25 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科発第651号、雇児発0910第2号)(抜粋)

7 優先利用
⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
<p>※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。</p> <p>この「<u>必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合</u>」には、<u>市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。</u></p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(1)-26 「卒園後の受皿」の設定を利用調整時の加点で対応している主な理由等

1	継続的な保育の提供を確保する方策として、特定の施設の確保が最良であるのか等については検討の余地があるものと考えており、現時点では、小規模保育施設等の卒園児が、保育を希望する場合は、利用調整の加点で対応することとしている。(7 市町村)
2	卒園後の受皿については、特定の施設を連携施設とするのではなく、市町村内の全ての保育所等を卒園後の受皿と考え、小規模保育施設等の卒園児も含め、利用調整を行う。(3 市町村)
3	待機児童が存在する中で、他にも優先順位の高い者がおり、公平性を保つ観点から小規模保育施設等の卒園児を含め、利用調整を行う。(2 市町村)
4	3 歳以降の受入枠に余裕がある保育所はほぼない状況であり、卒園後の受皿の設定を小規模保育施設等に求めることは現実的ではないと考え、当面の間、卒園後の受皿の設定まで求めている。卒園後の受皿の設定がなされるまでは、小規模保育施設等の卒園児が、保育を希望する場合は、利用調整の加点で対応することとしている。(2 市町村)
5	小規模保育施設等の卒園児が必ず連携施設への入所を希望しているとは限らないことや、複数の小規模保育施設等の連携施設になった保育所等において、今後 3 歳以降の受入枠の確保が困難になること等が予想されたことから、特定の施設を連携施設とするのではなく、小規模保育施設等に入園している児童も含め、利用調整を行う。(1 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村の中で卒園後の受皿の設定を利用調整時の加点で対応していることが確認できた 15 市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-27 小規模保育施設等の卒園後の受皿の在り方に関する考え

1 小規模保育施設等の卒園後の受皿の設定に関する考え

(単位：施設)

特定の施設の確保			
望ましい	望ましくない	その他	合計
20	4	4	28
加点对応			
求める	求めない	その他	合計
11	11	4	26

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、卒園後の受皿の在り方についての考えを確認できた 28 施設からの意見について整理した。なお、「加点对応」欄は、加点对応についての意見が 2 施設から無回答であったため、合計は 28 施設と一致しない。
- 3 「特定施設の確保」及び「加点对応」の双方を希望する施設が 7 施設存在している。
- 4 「特定施設の確保」欄の「その他」に計上した施設からは、平成 27 年度の卒園児童の行き先を鑑みると、保護者が連携施設への入所を必ずしも望んでいるとは思えないが、卒園後の受皿が決まっていれば保護者は安心できると思うなどの意見が聴かれた。
- 5 「加点对応」欄の「その他」に計上した施設からは、保護者支援のためには特定の施設を確保した方がよいと考えるが、保護者が必ずしも連携施設を希望したわけではなかったため、加点对応により自宅近くの施設や兄弟がいる施設に入所できるとよいと思うなどの意見が聴かれた。

2 加点对応を求める小規模保育施設等からの主な意見

- 十分な加点により、希望する保育所等に入所できるという保証があれば、加点对応を求める。希望する保育所等に入所できるという保証がなければ保護者の不安感はなくなる。(2 小規模保育施設等)
- 加点对応によって、希望する保育所等に入所しやすくなるのであれば、保護者が 3 歳児以降の保育所を選択することも可能となり、「兄弟と同じ保育所に行かせたい」などの希望が叶えられる可能性があると考え。(2 小規模保育施設等)
- 加点对応によって、卒園児の保育の継続性が担保できるのであれば、「卒園後の受皿」の目的は達成できると考える。(1 小規模保育施設等)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 上記 1 の表のうち、「加点对応」欄で「求める」とした 11 小規模保育施設等に聴取した結果について整理した。

## (2) 放課後児童クラブの整備状況

調査の結果	説明図表番号
<p>放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業として実施され、厚生労働省の「平成27年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」によると、平成27年5月1日時点の放課後児童クラブ数は、2万2,608か所、登録児童数は102万4,635人、待機児童数は、1万6,941人となっている。</p>	表3-(2)-1
	表3-(2)-2
<p>放課後児童クラブの対象年齢は、平成24年の児童福祉法改正により、それまでの「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」子どもに変更されており、27年4月から施行されている。また、平成26年7月に策定された放課後プランでは、放課後児童クラブの潜在的需要も含めた量の見込みが31年度に約120万人になると見込み、31年度末までに約30万人分を新たに整備することとされており、さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、目標の達成年度を30年度末までと1年間前倒ししている。</p>	表3-(2)-3
	表3-(2)-4
<p>放課後プランでは、児童の放課後等の安全・安心な居場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であるとされ、また、学校は、放課後も、子どもが校外に移動せずに安全に過ごせる場所であると位置付けられている。このため、放課後児童クラブの実施に当たって、市町村において、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進することとされており、既に別の用途で活用されている余裕教室（注）についても放課後児童クラブとして利用できないか検討することが重要であるとされている。さらに、市町村は、余裕教室等の活用方策などを含め、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブの実施に関して検討を行う運営委員会等を設置し、教育委員会と市町村の福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう適切な体制づくりに努めることとされている。</p>	表3-(2)-5
<p>（注）学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブの実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することとされている。</p>	表3-(2)-4（再掲）
<p>今回、調査対象である20放課後児童クラブのうち、待機児童が生じているものは10か所であり、このうち、学校の余裕教室等を活用しているものは2か所（20.0%）（注）であった。</p>	表3-(2)-6
<p>（注）「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省調査）によれば、全国の放課後児童クラブのうち、学校の余裕教室等を活用している放課後児童クラブは、平成25年度から27年度までの間で約3割となっている。</p>	表3-(2)-7
<p>放課後プランが求める余裕教室等の活用については、社会福祉事業として位置付けられている放課後児童クラブを実施する市町村と、学校運営等に関わる教育委員会が関係することとなる。このため、市町村と教育委員会の双方がいかに連携できるかが重要となる。</p>	表3-(2)-8 表3-(2)-4（再掲）

<p>調査対象である 20 放課後児童クラブのうち、待機児童が生じていて、当省の調査日時点で余裕教室等の活用実態がないものは 8 か所であり、今回、当該 8 か所が所在する 8 市町村における運営委員会等の設置状況について調査したところ、1 市町村（12.5%）で設けられていなかった。当該 1 市町村には待機児童が生じている放課後児童クラブがあり、当該放課後児童クラブの子どもが通う小学校には普通教室として使用しなくなった教室が生じている状況がうかがわれたが、当該市町村の教育委員会は、普通教室として使用しなくなった教室を放課後児童クラブに活用するとする方針を有しておらず、学校施設としての利用を優先するとしていた。このため、既に活用されている余裕教室について改めて放課後児童クラブに利用できないか検討するとした放課後プランの視点に立った検討が教育委員会で行われていないことがうかがえたものの、別途、当該放課後児童クラブに隣接させるかたちでの増設が計画されている状況にあった。</p>	<p>表 3-(2)-9  表 3-(2)-10</p>
<p>また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）により、全ての市町村は、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議等を行うことを目的として、平成 27 年 4 月から総合教育会議を設置することとされている。放課後プランでは、同会議も活用し、市町村と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用を図っていくことが重要とされている。</p>	<p>表 3-(2)-11  表 3-(2)-4（再掲）</p>
<p>文部科学省が、平成 28 年 3 月に公表した「新教育委員会制度への移行に関する調査」（注）によれば、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」を総合教育会議の議題として取り上げているのは、1,559 市町村のうち 130 市町村であった。また、上記の 8 市町村の会議の開催状況を確認したところ、平成 27 年度に同議題について取り上げているのは 4 市町村であった。</p>	<p>表 3-(2)-12  表 3-(2)-9（再掲）</p>
<p>（注）「新教育委員会制度への移行に関する調査」は、平成 27 年 12 月 1 日時点の総合教育会議の開催状況等について文部科学省が確認した調査であり、数値は、27 年 12 月 1 日時点で既に総合教育会議を開催していた市町村の回答によるもの</p>	
<p>調査対象である 66 市町村における余裕教室等の活用に向けた取組内容について調査したところ、次のような取組を行っている例がみられた。</p> <p>① 検討の場で決定した方針の下、教育委員会の職員が直接小学校へ出向き、余裕教室のほか、放課後に一時的に使用していない教室等が残っていないかについて確認を行うことにより、余裕教室等を掘り起こす取組をしているもの（1 市町村、1 教育委員会）</p> <p>② 放課後児童クラブの事務局長に元学校長が就いており、余裕教室等の利用の依頼を事務局長から学校側にすることで、その後の調整を円滑に進めているもの（1 市町村）</p> <p>③ 余裕教室等の活用の検討の場がないものの、学校施設を放課後児童クラブで利用する際のルールを教育委員会に示したことにより、理解が得られ、余裕教室等の活用につながっているもの（1 市町村）</p>	<p>表 3-(2)-13</p>
<p>また、余裕教室等の活用に関して、教育委員会や学校関係者の更なる理解・協力</p>	<p>表 3-(2)-14</p>

<p>が必要であるとする意見が5市町村から、また、全国での取組事例、放課後児童クラブの待機児童の削減に至った経緯等の詳細な情報提供を求める意見が2市町村から聴かれた。</p> <p>文部科学省では、市町村における余裕教室の放課後児童クラブへの活用事例等を平成26年8月に公表しているが、より充実した事例の紹介となるよう学校施設の一時的な活用の事例や活用に至るまでの市町村及び教育委員会での取組の工夫事例等の紹介の拡充が望まれる。</p>	
--	--

表 3-(2)-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～14 （略）

第 21 条の 10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第 34 条の 8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

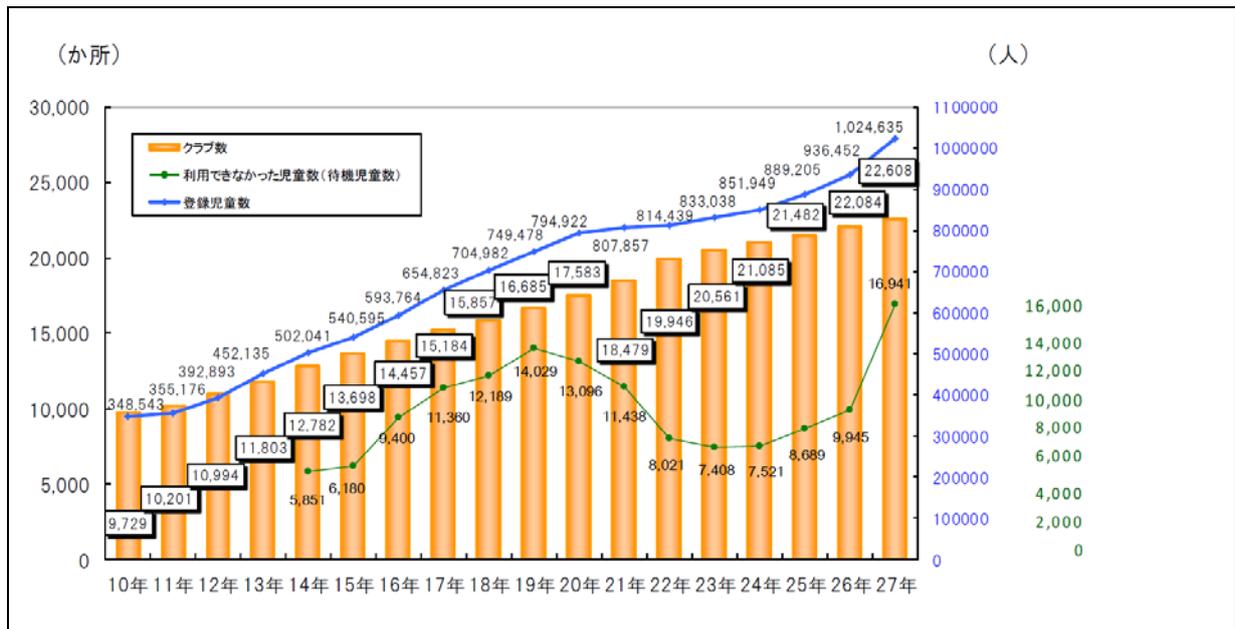
3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-2 放課後児童クラブの実施状況

1 放課後児童クラブ数、登録児童数及び待機児童数の推移



(注) 厚生労働省の「平成 27 年放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況調査」の資料による。

2 学年別待機児童数の状況 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

(単位: 人)

区分	待機児童数
小学 1 年生	3,339 (19.7%)
小学 2 年生	2,757 (16.3%)
小学 3 年生	4,604 (27.2%)
小学 4 年生	4,752 (28.1%)
小学 5 年生	1,116 (6.6%)
小学 6 年生	365 (2.2%)
その他	8 (0.0%)
合計	16,941 (100%)

(注) 1 「平成 27 年放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況調査」(厚生労働省)の結果を基に当省が作成した。

2 「その他」欄は、未就学児の利用者を示す。

3 ( )内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 3-(2)-3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の変遷

平成 24 年改正前	平成 24 年改正後
<p>第 6 条の 3 （略）</p> <p>2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童</u>であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>3～14 （略）</p>	<p>第 6 条の 3 （略）</p> <p>2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学している児童</u>であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>3～14 （略）</p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-4 「放課後子ども総合プラン」(抜粋)

<p>1 趣旨・目的</p> <p><u>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。</u></p> <p>2 国全体の目標</p> <p>全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成 31 年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1 万か所以上で実施することを旨とする。</p> <p>また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを旨とする。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村の体制、役割等</p> <p>(1) 運営委員会の設置</p> <p><u>市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。</u></p> <p><u>その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。</u></p> <p>① 主な構成員</p> <p>行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等</p> <p>② 主な検討内容</p> <p>教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進</p> <p><u>学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所</u>であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、<u>放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に</u></p>
--

使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① (略)

② 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

(中略)

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

(2)～(5) (略)

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号)に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項

の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

8 (略)

- (注) 1 「放課後子ども総合プラン」について(平成26年7月31日付け26文科生第277号、雇児発0731第4号)別紙の「放課後子ども総合プラン」による。  
2 下線は、当省が付した。

表3-(2)-5 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(中略)

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(注) 下線は、当省が付した。

表3-(2)-6 放課後児童クラブの実施場所と待機児童の有無

(単位：か所)

実施場所	当該クラブに係る待機児童の有無	
	有	無
小学校敷地内専用施設	6	5
小学校内余裕教室等	2	2
児童館	2	1
その他	0	2
合計	10	10

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 調査対象である20放課後児童クラブについて整理した。  
3 「実施場所」欄の「小学校内余裕教室等」は、放課後等において学校施設を一時的に利用している場合を含む。  
4 「当該クラブに係る待機児童の有無」欄は、平成27年5月1日時点において待機児童が発生している放課後児童クラブであるか否かを示す。  
5 調査対象である放課後児童クラブに複数の支援単位がある場合は、それらを合わせて一つの放課後児童クラブとして計上している。また、複数の支援単位がある場合は、一つの支援単位以上で小学校の余裕教室等の活用ができていれば「小学校内余裕教室等」に計上している。

表 3-(2)-7 全国の放課後児童クラブの実施場所（平成 25 年から 27 年まで）

(単位：か所、%)

実施場所	平成 25 年		26 年		27 年	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
小 学 校	11, 229	52. 3	11, 653	52. 8	12, 011	53. 1
学校の余裕 教室	6, 044	<u>28. 1</u>	6, 206	<u>28. 1</u>	6, 604	<u>29. 2</u>
学校敷地内 専用施設	5, 185	24. 1	5, 447	24. 7	5, 407	23. 9
児童館・児童セン ター	2, 742	12. 8	2, 749	12. 4	2, 672	11. 8
公的施設利用	1, 769	8. 2	1, 739	7. 9	1, 684	7. 4
民家・アパート	1, 193	5. 6	1, 223	5. 5	1, 226	5. 4
保育所	993	4. 6	1, 021	4. 6	960	4. 2
公有地専用施設	1, 429	6. 7	1, 496	6. 8	1, 550	6. 9
民有地専用施設	1, 035	4. 8	1, 076	4. 9	1, 152	5. 1
幼稚園	409	1. 9	435	2. 0	388	1. 7
団地集会室	135	0. 6	129	0. 6	117	0. 5
商店街空き店舗	123	0. 6	158	0. 7	279	1. 2
認定こども園	—	—	—	—	155	0. 7
その他	425	2. 0	405	1. 8	414	1. 8
合計	21, 482	100	22, 084	100	22, 608	100

- (注) 1 厚生労働省が実施した平成 26 年及び 27 年の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日時点）」を基に当省が作成した。
- 2 「学校の余裕教室」欄には、放課後等において学校施設を一時的に利用している場合を含む。
- 3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

表 3-(2)-8 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一及び一の二 （略）

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二～十三 （略）

4 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-9 余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村における運営委員会等の設置状況等

区分	市町村	運営委員会等設置状況	総合教育会議に係る「総合的な放課後対策」の協議状況
余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村 (8市町村)	1	○	○
	2	○	○
	3	○	×
	4	○	×
	5	市町村又は教育委員会に集約	×
	6	×	×
	7	市町村又は教育委員会に集約	○
	8	○	○
小計		○ : 5市町村 (62.5%) × : 1市町村 (12.5%) 集約 : 2市町村 (25.0%)	○ : 4市町村 (50.0%) × : 4市町村 (50.0%)
合計		8市町村 (100%)	8市町村 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村」欄は、調査対象である 20 放課後児童クラブのうち、平成 27 年 5 月 1 日時点で待機児童が発生していて、余裕教室等（放課後等において学校施設を一時的に利用している場合を含む。）の活用実態がない 8 放課後児童クラブを有する 8 市町村を対象とした。  
 なお、調査対象である放課後児童クラブに複数の支援単位がある場合は、それらを合わせて 1 放課後児童クラブとしており、複数の支援単位のうち一つでも小学校の余裕教室等の活用ができていれば、その放課後児童クラブは余裕教室等の活用実態があると整理している。
- 3 「運営委員会等設置状況」欄は、市町村及び教育委員会の連携強化を目的とした検討の場が設置されている場合に「○」を、設置されていない場合に「×」を付している。なお、社会福祉事業として位置付けられている放課後児童クラブを実施する市町村と、学校運営等に関わる教育委員会の機能を、市町村又は教育委員会のいずれかに集約している場合は「市町村又は教育委員会に集約」としている。
- 4 「総合教育会議に係る「総合的な放課後対策」の協議状況」欄は、8 市町村のホームページで公表されている総合教育会議の議事要旨を確認し、平成 27 年度に総合的な放課後対策について議事で取り上げられている場合に「○」を、取り上げられていない場合に「×」を付している。
- 5 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示す。

表3-(2)-10 放課後児童クラブの実施に関し、放課後プランの視点に立った検討が行われていない状況  
がうかがわれる例

A放課後児童クラブでは、表1のとおり、平成25年以降、待機児童が生じている。一方、A放課後児童クラブの子どもが通う小学校では、表2のとおり、平成25年度以降、使用しなくなった普通教室があるとうかがわれた。

A放課後児童クラブがある市町村は、放課後児童クラブの整備に当たって、当該市町村の教育委員会に対して、放課後児童クラブに活用できる余裕教室等がないか口頭で確認したところ、教育委員会から、放課後児童クラブの待機児童が生じている小学校区は、小学校の児童数が増加している、又は横ばいの地域であり、放課後児童クラブに活用可能な余裕教室等がない旨の回答を受けたとしている。

これに関し、当該教育委員会では、普通教室として使用しなくなった教室を放課後児童クラブに活用するとする方針はなく、学校施設としての利用を優先するとしている。

このため、既に活用されている余裕教室について改めて放課後児童クラブに利用できないか検討する  
とした放課後プランの視点に立った検討が当該教育委員会で行われていないことがうかがえたものの、  
別途、平成28年度にA放課後児童クラブに隣接させるかたちでの増設が計画されている状況にあった。

表1 A放課後児童クラブに係る待機児童数の推移

待機児童数	平成25年	26年	27年
	5人	14人	23人

(注) 1 当省の調査結果による。

2 待機児童数は、各年5月1日時点の人数である。

表2 A放課後児童クラブの子どもが通う小学校における児童数、普通教室数及び特別教室数の推移

(単位：人、教室)

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
児童数	720	691	691	696	685
普通教室	26	26	24	24	24
特別教室	9	10	10	10	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「普通教室」とは、生徒が日常使用する教室及び特別支援学級に使用している  
教室である。「特別教室」とは、普通教室以外の教室（図工室、家庭科室など）  
である。

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(2)-11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抜粋）

（総合教育会議）

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（注） 下線は、当省が付した。

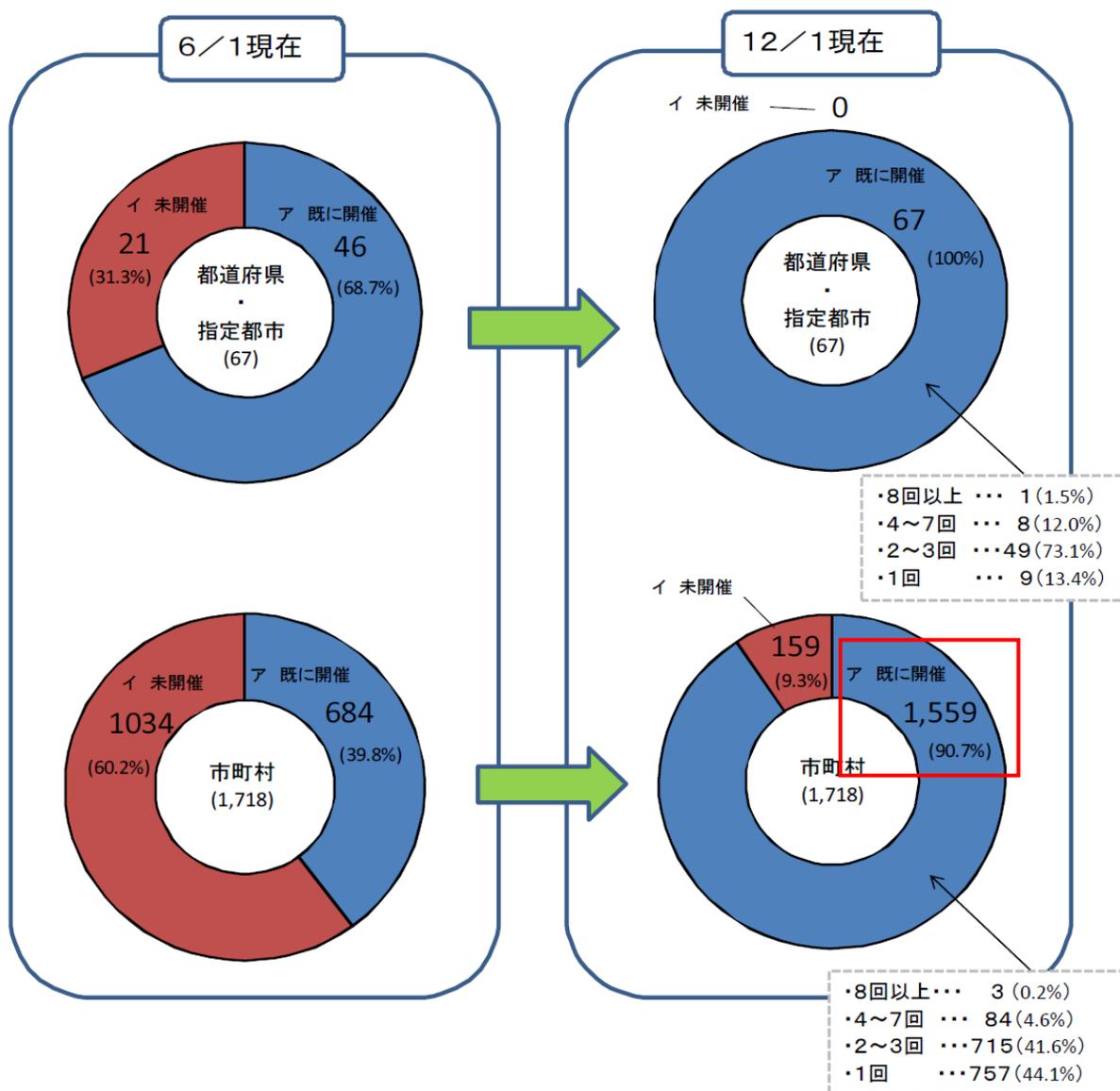
表 3-(2)-12 「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成 27 年 12 月 1 日現在）」（抜粋）

**(2) 総合教育会議について**

① 開催状況について

既に開催した自治体	6/1現在	12/1現在
都道府県・指定都市 (67)	46 68.7%	67 100%
市町村 (1,718)	684 39.8%	1,559 90.7%

【図5】開催状況について



⑤ 総合教育会議の内容について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)(複数回答)

【表2】総合教育会議の内容

総合教育会議の内容		都道府県 ・ 指定都市	市町村
①	大綱の策定に関する協議	64	1510
② 重 点 的 に 講 ず べ き 施 策 に つ い て の 協 議 ・ 調 整	ア 学校等の施設の整備	8	402
	イ 教職員の定数の確保	6	79
	ウ 幼児教育・保育の在り方やその連携	7	225
	エ 青少年健全育成と生徒指導の連携	8	188
	オ 居所不明の児童生徒への対応	0	13
	カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	8	130
	キ 子育て支援	5	256
	ク 教材費や学校図書費の充実	2	123
	ケ ICT環境の整備	11	231
	コ 就学援助の充実	5	110
	サ 学校への専門人材や支援員の配置	11	238
	シ 学校の統廃合	7	238
	ス 少人数教育の推進	9	114
	セ 学力の向上に関する施策	23	419
ソ いじめ防止対策	15	348	
タ 地域に開かれた学校づくり	10	155	
チ スポーツを通じた健康増進や地域活性化	6	194	
ツ その他	33	343	
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	3	98
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	60	1322
⑤	その他(①～④の事項以外)	14	158

(注) 1 文部科学省の「新教育委員会制度への移行に関する調査(平成27年12月1日現在)」(平成28年3月公表)による。

2 枠は、当省で付した。

表 3-(2)-13 市町村や教育委員会における余裕教室等の活用に向けた取組の例

1	<p>余裕教室等を活用するためには、小学校長の理解を得る必要があるため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の事業運営等は教育委員会が一括して実施することとしている。</p> <p>学校長会などの場で決定された方針の下、当該教育委員会の職員が直接小学校へ出向き、余裕教室のほか、放課後に一時的に使用していない教室等が残っていないかについて確認を行うことにより、活用できる余裕教室等を掘り起こす取組を実施している。(1 教育委員会)</p>
2	<p>放課後児童クラブの待機児童の状況等を踏まえ、市町村福祉部局が小学校の施設を所管する教育委員会と一緒に、小学校に出向き、小学校長に余裕教室等の有無の確認を行っている。余裕教室がある場合、放課後児童クラブへの貸与について協議を行っている。(1 市町村)</p>
3	<p>放課後児童クラブの事務局長に元学校長が就いており、余裕教室等の利用の依頼を当該事務局長から学校側にすることで、その後の調整を円滑に進めている。(1 市町村)</p>
4	<p>余裕教室等の活用の検討の場がないものの、学校施設を放課後児童クラブで利用する際の教室の管理と環境整備に関するルールを教育委員会に示したことにより、関係者の理解が得られ、余裕教室等の活用につながっている。(1 市町村)</p>
5	<p>余裕教室等の活用に向けて、余裕教室等の活用の検討の場を設置し、放課後児童クラブの待機児童数や学校施設の状況を踏まえ、候補校の選定を行っている。候補校の選定後、市町村と教育委員会の担当者が合同で各学校の学校長に活用の依頼をしている。(1 市町村)</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(2)-14 余裕教室等の活用に関する市町村からの主な意見

1	<p>余裕教室等の活用など放課後プランの実施に当たっては、学校関係者や教育委員会の協力・理解が必要であるため、国はより一層、学校関係者や教育委員会の理解が進むよう努めてほしい。(1 市町村)</p>
2	<p>余裕教室等の活用については、学校施設の利用に係るルールを作成するなどして取組を進めているが、一部の学校関係者の間では、依然として余裕教室等を放課後児童クラブとして使用することについて抵抗がある。学校関係者や教育委員会の理解を進めるためにも、国から、会議や研修を通じて、余裕教室等の活用に対する協力を得やすい土壌を形成してほしい。(4 市町村)</p>
3	<p>当該市町村では、5 年連続で放課後児童クラブの待機児童が発生している状況である。当該市町村では、待機児童が発生している学校に対して個別に、①余裕教室の活用の検討、②学校敷地内の空きスペースへの放課後児童クラブ専用施設の建設、③学校に近接した空き地を利用した放課後児童クラブ専用施設の建設を働きかけているが、待機児童が発生している学校では、有効な解決策を見いだせていない。</p> <p>全国で待機児童解消の有効な取組事例があれば、解消に至った経緯等の詳細な情報提供を国が行ってほしい。(1 市町村)</p>
4	<p>当該市町村では、人口増加が著しく、小学校内に余裕教室がない状況である。他の余裕教室がない市町村において、余裕教室等の活用など放課後プランを実施している先進事例があれば、情報提供してほしい。(1 市町村)</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

(3) 一時預かり事業等の活用状況

調査の結果	説明図表番号
<p>一時預かり事業は、支援法第 59 条第 10 号等により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられ、施設が、市町村から受託等して実施している。一時預かり事業のうち、幼稚園型（注）の一時預かり事業では、主として幼稚園や認定こども園（以下、本細目 3(3)においては、これらを併せて「幼稚園等」という。なお、認定こども園については、幼保連携型及び幼稚園型の認定こども園を指す。）に在籍する満 3 歳以上の子どもを対象とし、教育時間の前後や長期休業期間等に当該幼稚園等において一時的に預かるものとなっている。また、新制度に移行していない私立の幼稚園では、従来、私学助成による預かり保育を実施しており、新制度における一時預かり事業の幼稚園型は、幼稚園の預かり保育に当たる事業となっている。</p>	<p>表 3-(3)-1、2</p>
<p>（注）平成 27 年度以降、一時預かり事業は、新制度下において事業類型等が見直され、i) 一般型、ii) 余裕活用型、iii) 幼稚園型及びiv) 居宅訪問型に再編されている。現在、基本的に、幼稚園等が教育時間を超えて子どもを預かる場合、新制度下の幼稚園は、一時預かり事業（幼稚園型）を受託等し、新制度に移行していない幼稚園は、私学助成による預かり保育補助を受ける取扱いとなっている。本行政評価・監視においては、幼稚園等における一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育（以下「一時預かり事業等」という。）の実施状況を中心に調査を実施した。</p>	<p>表 3-(3)-3</p>
<p>一時預かり事業等は、教育時間の前後に預かる時間の設定や長期休業期間中の事業の実施の有無によっては、保育所と同様に長時間の預かり需要に対応することが可能になり得る。文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」によれば、幼稚園において預かり保育を実施している割合は、82.5%に達しており、平均実施日数（夏季休暇等の長期休業期間を除く。）が週 5 日の幼稚園も 86.5%、夏期休暇等の長期休業期間の預かり保育を実施している幼稚園も 61.5%存在している。</p>	<p>表 3-(3)-4</p>
<p>また、「平成 24 年度幼児教育実態調査」によれば、週 5 日以上預かり保育を実施している幼稚園の園児の 1 割程度が週 4 日以上利用しており、このうち 82.4%（約 9 万人）が保護者の就労を理由として利用している。</p>	<p>表 3-(3)-5</p>
<p>さらに、文部科学省の「学校基本調査」によると、幼稚園の定員充足率は、平成 25 年度以降、約 70%で推移しており、定員の空きに余裕がある。</p>	<p>表 3-(3)-6</p>
<p>このような状況を踏まえると、保育所等の 2 号認定の子どもを受け入れる施設において、待機児童が生じると見込まれる場合には、2 号認定の対象となり得る子どもの保護者に対して、一時預かり事業等を活用しつつ幼稚園等を利用することを選択肢の一つとして示し、それに対する支援が適切に行われるようにすることが、待機児童の解消に向けて有効なものになると考えられる。</p>	<p>表 3-(3)-7</p>
<p>今回、調査対象である 66 市町村のうち、2 号認定の待機児童が生じていて、かつ、一時預かり事業等の活用に係る取組状況が確認できた 41 市町村では、保育の需要のある 2 号認定の保護者に対して幼稚園等における一時預かり事業等の利用に係る意向を把握しているものが 15 市町村（36.6%）あった。</p>	<p>表 3-(3)-8</p>
<p>また、調査対象である 66 市町村に対し、保育所を希望する保護者に対して幼稚園</p>	<p>表 3-(3)-8</p>

<p>園等における一時預かり事業等の利用を促すことについての意見を聴取したところ、幼稚園等における一時預かり事業等の実施期間や実施時間等が当該地域における保育所と同程度でないこと等を理由に難しいとする市町村もあったが、次のとおり、保護者の働き方や考え方に応じて幼稚園等の一時預かり事業等を選択肢として示す取組を行っている市町村があった。</p> <p>① 入所申請時に保護者に提供するされるしおりに、一時預かり事業等の案内パンフレットを入れているもの（2市町村）</p> <p>② 保護者から保育の相談を受ける「保育コンシェルジュ」等が保護者の就労時間や希望を考慮して幼稚園等の一時預かり事業等の活用も含めて案内しているもの（2市町村）</p> <p>③ 必要に応じて、保育所等に入所できなかった子どもの保護者に対して、一時預かり事業等を実施している幼稚園等の案内を行っているもの（3市町村）</p> <p>上記の取組を実施している1市町村からは、保育所等に代えて幼稚園等を視野に入れるようになった保護者から一時預かり事業等の詳細についての問合せもあるため、その効果を感じているとの意見もあった。</p>	<p>表 3-(3)-9</p>
<p>さらに、調査対象である幼稚園等のうち、一時預かり事業等を実施している 21 幼稚園及び 17 認定こども園の中には、園の教育方針について保護者に理解してもらうことなどを前提として、保育所を希望する保護者に幼稚園等の一時預かり事業等を活用してもらって構わないとするものが 15 施設（39.5%）あり、うち 2 施設からは幼稚園等が一時預かり事業等を実施していることを承知していない保護者もいること等を理由に、市町村における一時預かり事業等の周知を望む意見があった。</p>	<p>表 3-(3)-10</p>
<p>内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、「幼稚園における待機児童の受入れについて」（平成 28 年 4 月 22 日付け事務連絡）を發出し、待機児童の解消等に取り組む市町村等を対象に、幼稚園においても、就労家庭の 3 歳児等について、認可定員の空きを活用して受け入れた上で一時預かり事業等により長時間の預かり需要に対応すること等について積極的に検討するよう求めている。</p> <p>これにより幼稚園の一時預かり事業等の活用が図られようとしている中、当省の調査結果では、一時預かり事業等を承知していない保護者がいると考えられることや、一時預かり事業等を紹介する取組を行うことにより待機児童の解消に一定の効果があったとする市町村があるところである。また、幼稚園等によっては一時預かり事業等の実施内容がその実施期間や実施時間の面で保育所と同程度でないとしても保護者の就労状況によっては活用できる可能性があることから、施設の選択に資する情報の一つとして、一時預かり事業等の内容が保護者に示されることが望まれる。</p>	<p>表 3-(3)-11、12</p>

表 3-(3)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～九 （略）

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一～十三 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

1～6 （略）

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8～14 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-3 児童福祉法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令（平成 15 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）

（法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業）

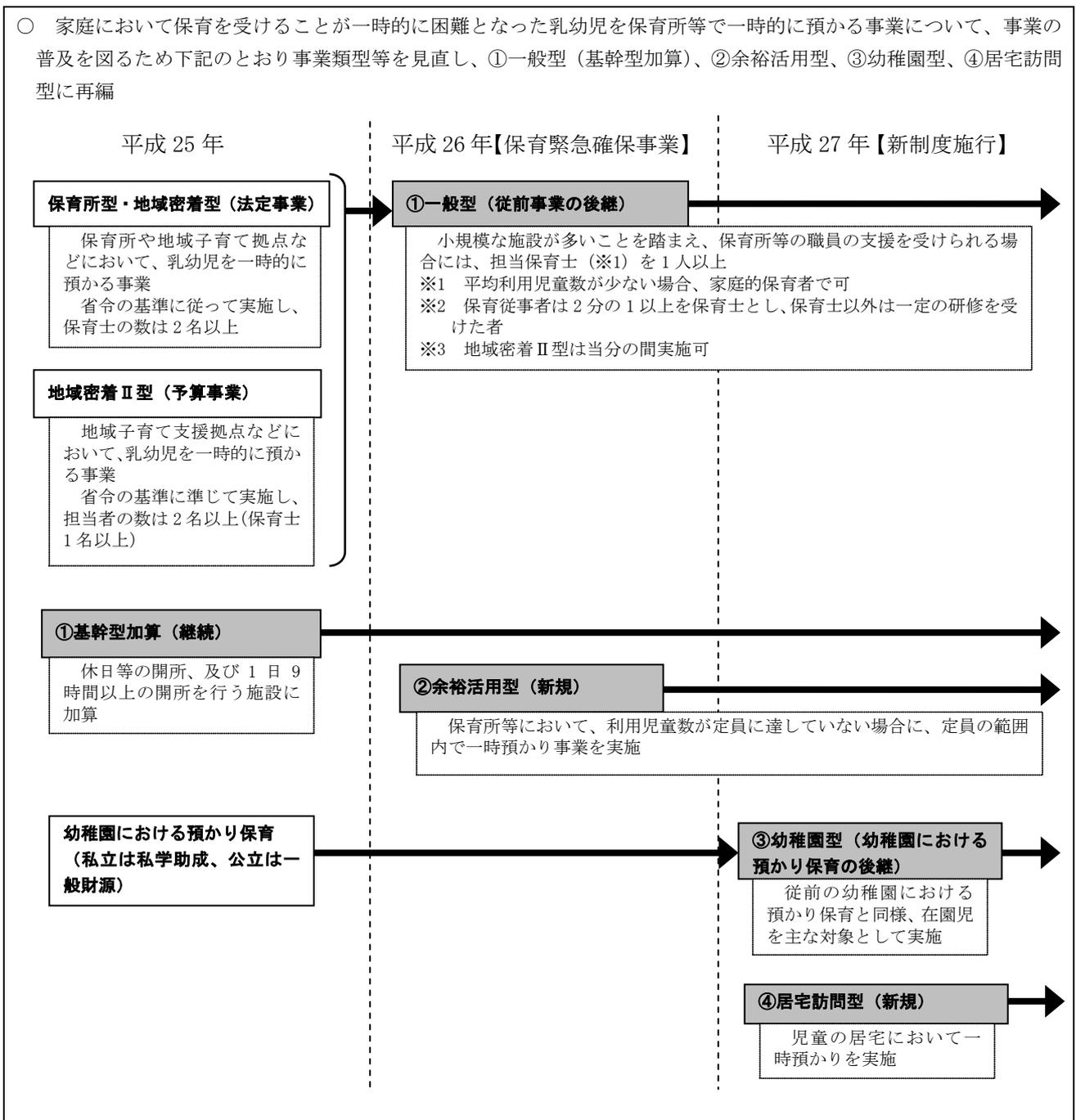
第 2 条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業のうち文部科学大臣の所管するものは、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業

二 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

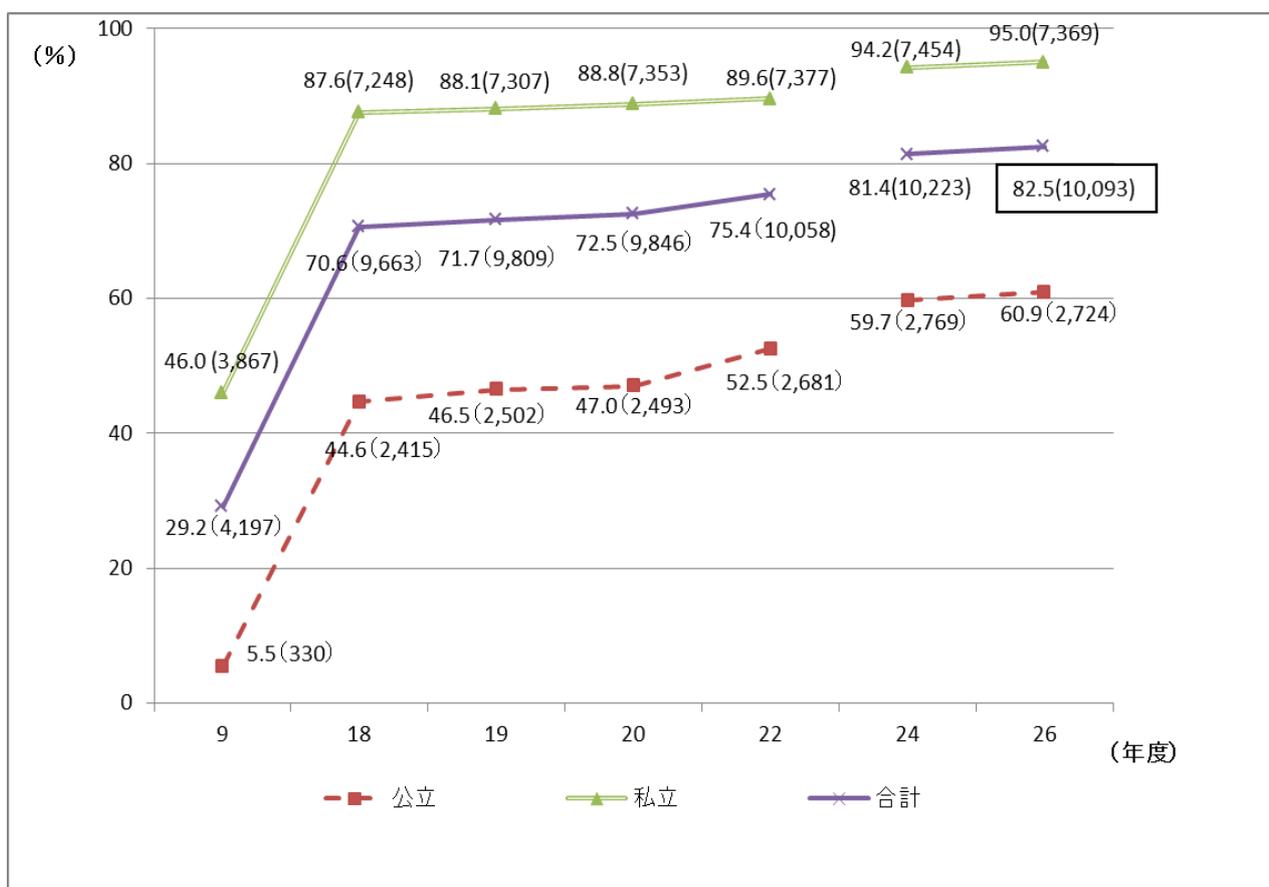
表 3-(3)-4 一時預かり事業の再編



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成 28 年 4 月）を基に当省が作成した。

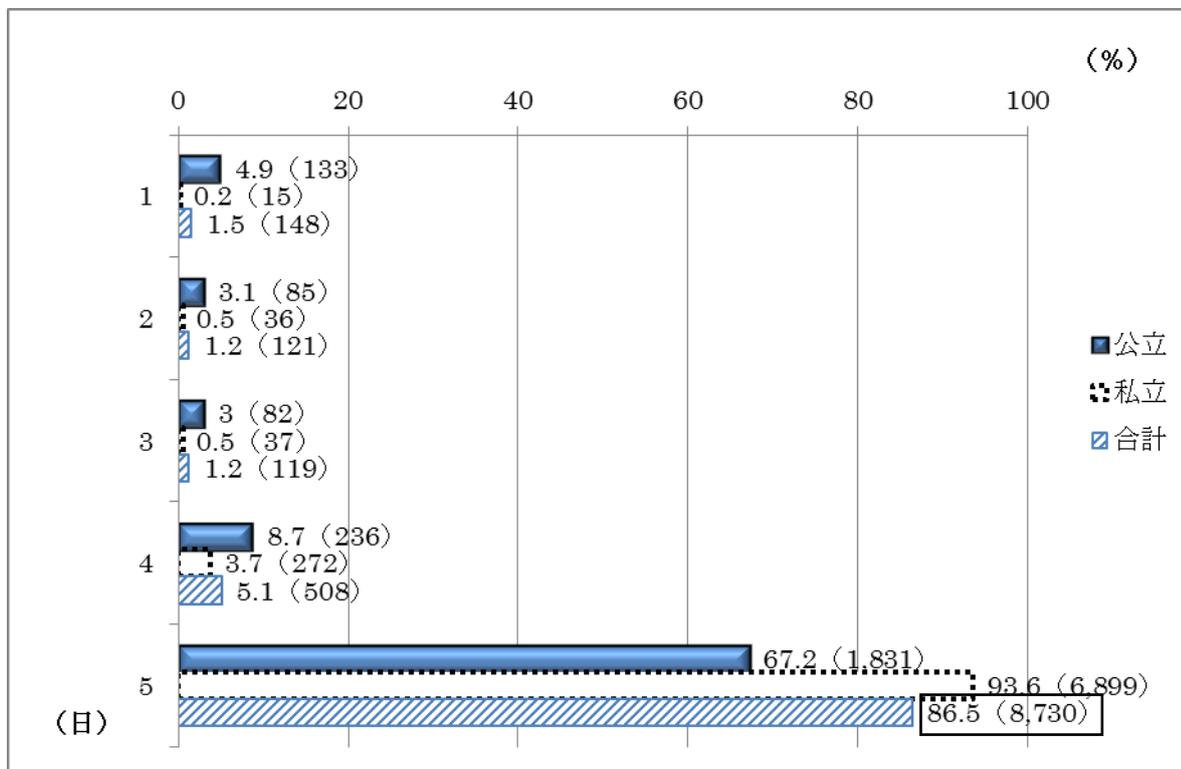
表 3-(3)-5 「幼児教育実態調査」(文部科学省初等中等教育局幼児教育課)(抜粋)

① 預かり保育の実施率(平成 26 年 6 月 1 日現在)



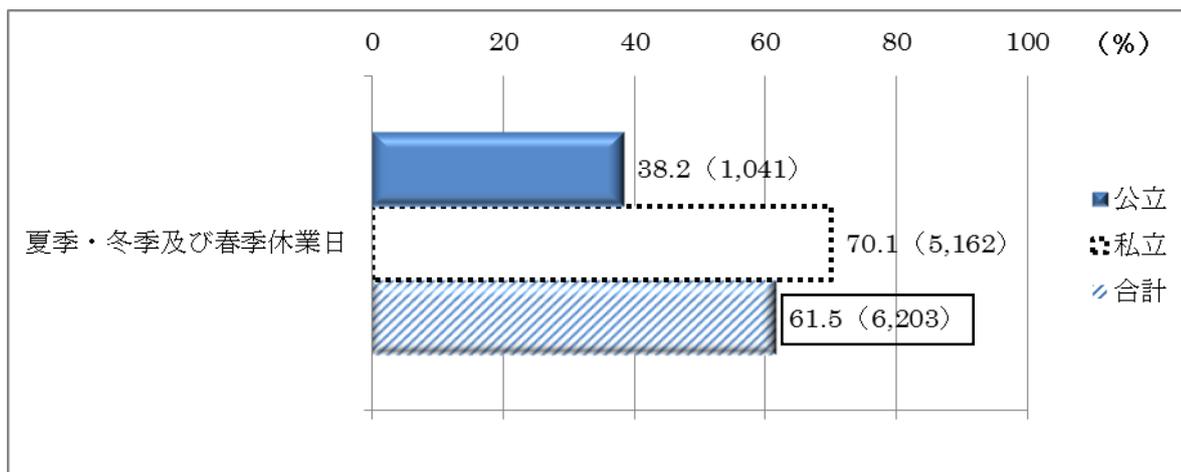
- (注) 1 文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」による。  
 2 枠は、当省が付した。  
 3 ( )内は、各年度の預かり保育実施園数を示す。なお、平成 22 年度以前の母数は、「学校基本調査」の結果の幼稚園数を、24 年度及び 26 年度の母数は、「幼児教育実態調査」の回答園数を用いている。

② 長期休業期間中以外の預かり保育の実施状況（平日（月～金曜日）週当たりの平均実施日数）（平成 26 年 6 月 1 日現在）



(注) 1 文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」による。  
 2 枠は、当省が付した。  
 3 ( ) 内は、各日数における預かり保育実施園数を示す。なお、母数となる預かり保育実施園数は、公立 2,724 園、私立 7,369 園、合計 10,093 園である。

③ 長期休業期間中の預かり保育の実施状況（平成 26 年 6 月 1 日現在）



(注) 1 文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」による。  
 2 枠は、当省が付した。  
 3 ( ) 内は、夏季・冬季及び春季休業における預かり保育実施園数を示す。なお、母数となる預かり保育実施園数は、公立 2,724 園、私立 7,369 園、合計 10,093 園である。

④ 平成 24 年 6 月に週 4 日以上預かり保育を利用した幼児数

	公立	私立	合計
週4日以上利用する幼児数の割合 (母数:週5日以上預かり保育を実施している幼稚園の 園児数の合計)	27.1% ( 21,149 / 77,997 )	9.2% ( 87,109 / 943,806 )	10.6% ( 108,258 / 1,021,803 )
うち、保護者の就労を理由として 利用する幼児数の割合	87.0% ( 18,400 / 21,149 )	81.3% ( 70,813 / 87,109 )	82.4% ( 89,213 / 108,258 )

- (注) 1 文部科学省の「平成 24 年度幼児教育実態調査」による。  
2 平成 24 年度に長期休業期間以外と各長期休業期間のいずれの期間も週 5 日以上預かり保育の実施を予定している幼稚園を調査したものである。また、( )内は、幼児数を示す。

表 3-(3)-6 幼稚園の定員充足率

年度	定員	在園者数	定員充足率
平成 25 年度	2,298,252 人	1,583,610 人	68.9%
26 年度	2,275,565 人	1,557,461 人	68.4%
27 年度	2,074,416 人	1,402,448 人	67.6%

- (注) 1 文部科学省の「学校基本調査」を基に当省が作成した。  
2 数値は、各年度の 5 月 1 日時点の状況である。  
3 「定員」は、都道府県別収容定員数の合計を、「在園者数」は、都道府県別在園者数の合計を示す。

表 3-(3)-7 保育需要のある保護者に対する幼稚園等における一時預かり事業等の利用に係る意向把握の実施状況

(単位：市町村、%)

意向把握実施	意向把握未実施	合計
15 (36.6)	26 (63.4)	41 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 調査対象である 66 市町村のうち、2 号認定の待機児童が発生しており、一時預かり事業等の活用に係る取組状況について確認できた 41 市町村について整理した。  
3 ( )内は、「合計」に占める割合を示す。

表 3-(3)-8 保育所を希望する保護者に対して幼稚園等における一時預かり事業等の利用を促すことが  
難しいとする市町村の意見

1	<p>当該市町村では、全幼稚園等の6割で一時預かり事業等を実施している。しかし、私立幼稚園では、預かり時間が保育所より短い場合や、長期休業期間中は全日実施していない場合が多く、完全に保育所等の代わりとして利用することは難しいと考えており、保護者もそのことは承知しているはずである。</p> <p>当該市町村では、2号認定の待機児童がおり、保育所等に代えて3歳以降が通う幼稚園等における一時預かり事業等を利用することは一つの考え方ではあると思うが、市町村内全体の待機児童解消への効力としてはそこまでないと考えられる。(1市町村)</p>
2	<p>市町村内の9割の幼稚園で一時預かり事業等を実施しているが、幼稚園の一時預かり事業等は大半が17時や18時までであるため、共働き世帯が保育所等に代えて幼稚園を利用するのは困難であると考えており、当該市町村では、2号認定の待機児童がいるものの、働く保護者のための子どもの預け先になるとは想定していない。(1市町村)</p>
3	<p>市町村内の9割の幼稚園等で一時預かり事業等を実施しているが、19時まで子どもを預かっている幼稚園等であっても幼稚園等の開始時間が保育所よりも遅い。当該市町村では、2号認定の待機児童がいるものの、仕事の時間に間に合わない等の理由により、利用を希望する者はほとんどいないと考えられる。(1市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(3)-9 施設利用に関し、保護者に対して多様な選択肢を示している市町村の取組例

1	保護者の働き方や考え方に合致した施設を選択できる環境を整えることが行政の役割だと認識しており、利用調整に当たって、市町村に提出してもらった必要書類のお知らせの中に、幼稚園等における一時預かり事業等も選択肢の一つとして検討できるように、一時預かり事業等を紹介したリーフレットを同封している。(1 市町村)
2	待機児童解消のため、また、定員割れが続く私立幼稚園の救済策として幼稚園等の一時預かり事業等を活用したいと考えており、保育所を希望する保護者に対して、保育所の代わりに幼稚園等を積極的に活用するよう促している。具体的には、保育所の入所申請の窓口に幼稚園等の案内を置くことや、入所申請時に市町村から提供されるしおりに、保育所の入所希望者に対し、幼稚園等の利用の検討を提案する記載をしている。 <u>これらの取組により、保育所に代えて、幼稚園等に入園したいとの問合せがあるため、市町村としてはその効果を感じている。</u> (1 市町村)
3	平成 25 年度から子育て関係相談窓口配置している子育てコーディネーター等が、幼稚園等における一時預かり事業等の利用を案内しており、待機児童の解消につながっていると思われる。(1 市町村)
4	保護者の意向により、保育所等に代えて幼稚園等における一時預かり事業等を利用することは可能であり、保護者から保育所入所の相談を受ける保育コンシェルジュが保護者の就労時間や希望を考慮して幼稚園等における一時預かり事業等を案内している。(1 市町村)
5	保育所を希望していたが、利用調整で入所できなかった児童の保護者に対しても、必要に応じて、一時預かり事業等の利用も含めて幼稚園等の利用を案内している。(1 市町村)
6	保育所を希望していたが、利用調整で入所できなかった児童の保護者に対しても、保護者の働き方によっては、幼稚園等の一時預かり事業等を案内する。(1 市町村)
7	保育所に入所できなかった場合に、幼稚園等の一時預かり事業等の利用を希望する保護者もいるので、幼稚園等を担当する教育委員会と連携し、適宜幼稚園等の利用に向けた案内、紹介を行っている。(1 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(3)-10 保育所を希望する保護者に一時預かり事業等を活用してもらって構わないとする幼稚園等からの意見

1	幼稚園等における一時預かり事業等の充実を図ることにより、保育所を新設するよりも少ない経費で待機児童が解消できると考えており、保育所を希望している保護者に対して、一時預かり事業等のニーズを把握することは重要である。(3 幼稚園、2 認定こども園)
2	待機児童の解消に資するため、また、将来、幼稚園の定員割れがあることを見越して、幼稚園等における一時預かり事業等の実施を推進していくべきだと考えており、保育所を希望している保護者にも利用してもらいたい。(1 認定こども園)
3	待機児童解消のために、保育所等の利用を希望するが、利用できていない保護者等に対して、幼稚園等における一時預かり事業等を紹介することは、幼稚園の教育方針を理解してもらえるのであれば抵抗はない。(1 幼稚園)
4	教育の場である幼稚園の本来の在り方とは異なるように思うが、子どもを仕事等のために長時間預かってほしいという保護者のニーズには応えたい気持ちがある。待機児童が生じている地域では、幅広い選択肢を提供するために、幼稚園等の一時預かり事業等を利用することも考えられることから、保育所を希望している保護者に対して、一時預かり事業等の利用に係る意向を把握することは重要である。(1 幼稚園)
5	当該施設のある市町村では、保育所に入所できない場合に、幼稚園等の一時預かり事業等を利用することも保護者の選択肢の一つであると考えている。1号認定で入園し、定期的に一時預かり事業を利用している園児がいても、当該施設の方針や考え等に合わないというようなことはなく、不都合等はない。(1 認定こども園)
6	保護者の就労等を側面から支援していくことは必要なことだと考えており、当該幼稚園では、そのような保護者のニーズにできるだけ応えられるよう、一時預かり事業等を充実させてきている。一時預かり事業等を定期的に利用するなど保育所に近いような利用方法の保護者であっても、幼稚園としての当園の方針に合わないことはなく、そのような利用方法の保護者のニーズも含めて、できるだけ子育て支援を行っていきたい。(1 幼稚園)
7	保護者が、幼稚園と保育所との性格の違いを理解しているのであれば、幼稚園において定期的に一時預かり事業等を利用してもらってもよい。(1 認定こども園)
8	定期的に一時預かり事業等を利用している保護者は、保育の必要性があるものの、当該幼稚園の教育を子どもに受けさせたいと考えた結果、入園させているものと考えており、特段の否定的な考えは有していない。 また、 <u>保育所の利用を申し込む保護者の多くが、幼稚園等において、一時預かり事業等が実施されていることを承知していないと考えられる</u> ことから、市町村は、保護者が子どもを預ける施設を選択する際に、幼稚園等において一時預かり事業等が実施されていることも周知すべきである。(1 幼稚園)
9	当園の一時預かり事業は、平日 18 時まで実施しているが、これは、就労している 1 号認定の世帯のニーズを踏まえたものである。(1 認定こども園)
10	保育所の利用を考えていた保護者であっても、勤務時間によっては幼稚園等の一時預かり事業等を利用することで保育ニーズが満たされるため、当該施設においても一時預かり事業

	<p>を利用している保護者はいる。</p> <p>しかし、<u>自身の保育ニーズを満たす幼稚園等の存在に気付かず、保育所を希望し続けている保護者がいると考えられ、幼稚園等が実施している一時預かり事業等の時間、利用料金及び空き状況は園によって様々であるので、市町村は幼稚園等の人員体制を考慮しつつ、保護者のニーズに応じた幼稚園等を案内するなどの支援を行うべきである。</u>（1 認定こども園）</p>
11	<p>当該幼稚園は、パートタイムで勤務している保護者のニーズ等を踏まえ、一時預かり事業等を実施している。当該幼稚園は、預かり時間を15時までとしており、短時間の勤務をしている保護者の利用が多く、現状は、これらの保護者のニーズと合致している。（1 幼稚園）</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象のうち、一時預かり事業等を実施している21幼稚園及び17認定こども園に聴取した結果について整理した。

表3-3-11 「幼稚園における待機児童の受入れについて」（平成28年4月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）（抜粋）

<p>1. 対象自治体について</p> <p>以下に示す待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組（以下「緊急対策」という。）は、<u>厚労省通知</u>と同じ自治体を対象とするものであること。（以下略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 就労家庭の3歳児等の受入れについて</p> <p>(1) 幼稚園における受入れ促進</p> <p><u>待機児童解消が喫緊の課題となっていることに鑑み、幼稚園においても、就労家庭の3歳児（主として2号認定子ども）等について、地域の状況に応じて、認可定員の空きを活用して受け入れた上で一時預かり事業（幼稚園型）により長時間の預かりニーズに対応することや、一時預かり事業（一般型）の定期利用等により受入れを行うことを積極的に検討いただきたいこと。</u></p> <p>(2)、(3) （略）</p>
--

(注) 下線は、当省が付した。

表3-3-12 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号）（抜粋）

<p>待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組（以下「緊急対策」という。）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114の自治体</u></li> <li>・ <u>平成27年度の受け皿拡大に積極的に取り組んでいる（受け皿拡大量の計画が150人以上拡大している）196の自治体</u></li> </ul> <p>から重複を排除した別表の227の自治体を対象としているが、例えば就学前児童数に対して待機児童数の割合が高い自治体など、上記227以外の自治体であって、積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体も対象としているので、当該対象自治体においては、緊急対策に掲げるメニュー等により、待機児童解消に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>
---

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 本通知は、表3-3-11にある「厚労省通知」に当たるものである。

#### 4 適切な保育環境の整備等

##### (1) 保育の必要性の認定状況

調査の結果	説明図表番号
<p>新制度では、2号認定及び3号認定については、市町村が保育の必要性の事由に該当すると認める場合に、保育の必要性の認定を行うものとされている。保育の必要性の事由として、支援法施行規則第1条第1号から第9号までにおいて、就労、妊娠、出産、同居の親族（長期間入院等している親族を含む。）の介護・看護、求職活動等が規定されているとともに、同条第10号ではこれらに類する状態として市町村が認める場合とされており、市町村の判断により柔軟に対応することができるようになっている。</p> <p>今回、調査対象である66市町村における保育の必要性の認定の運用状況を調査したところ、保護者の就労時間の下限が支援法施行規則第1条第1号において定められている範囲（48時間から64時間まで）で幅をもって設定されているもの以外にも、次のような状況がみられた。</p> <p>① 「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」を事由として保育の必要性の認定を行う際、その事由に該当する期間が市町村により区々となっており、産前の場合の認定期間で最も長いものと短いものでは61日の差が生じる可能性があった。また、同様に産後の場合の認定期間では152日の差が生じる可能性があった。</p> <p>② 保育の必要性の事由のうち「同居の親族（長期間入院等している親族を含む。）の介護・看護」については、規定上、居宅において親族の介護・看護をする場合には同居が求められている。しかし、長期入院している親族を介護・看護している場合には保育の必要性が認められていることから、支援法施行規則第1条第10号に基づき、市町村が独自に別居の親族の介護・看護でも認定することとしているものが13市町村あった。</p> <p>以上のように、保護者が置かれた状況が同じであっても、市町村によって保育の必要性の事由が認定される範囲が異なる状況がみられた。</p>	<p>表4-(1)-1 表4-(1)-2</p> <p>表4-(1)-3-1~3</p> <p>表4-(1)-4-1、2</p>

表 4- (1) -1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

- 第 20 条 前条第一項各号に掲げる 小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること 及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。
- 4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。
- 5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 6・7 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 4- (1)-2 子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号) (抜粋)

<p>第 1 条 <u>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p>一 <u>一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める時間以上労働することを常態とすること。</u></p> <p>二 <u>妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p>三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>四 <u>同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</u></p> <p>五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>六 <u>求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</u></p> <p>七 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>八 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）</p> <p>九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>十 <u>前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</u></p>
---

(注) 下線は、本省が付した。

表 4－(1)－3－1 産前の場合の認定期間の始期の設定状況

認定期間（始期）	出産予定日が9月1日の場合の 認定開始日	市町村数
出産予定日の1か月前の日	8月 2日（31日前から認定）	1
出産予定日の1か月前の日が属する月の初日	8月 1日（32日前から認定）	4
出産予定日の6週間前の日	7月 22日（42日前から認定）	4
出産予定日の6週間前の日が属する月の初日	7月 1日（63日前から認定）	4
出産予定日の8週間前の日	7月 8日（56日前から認定）	10
出産予定日の8週間前の日が属する月の初日	7月 1日（63日前から認定）	4（注3）
出産予定日の2か月前の日	7月 2日（62日前から認定）	12（注4）
出産予定日の2か月前の日が属する月の初日	7月 1日（63日前から認定）	15
出産予定日の3か月前の日	6月 2日（92日前から認定）	2
合計		56

- （注） 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象である66市町村のうち、妊娠、出産（産前）の認定期間の始期の設定状況が確認できた56市町村について整理した。当該56市町村のほか、認定期間の始期が「妊娠日」、「母子健康手帳発行日」等で認定開始日が特定できないものが8市町村ある。
- 3 「出産予定日の8週間前の日が属する月の初日」の4市町村は、出産予定日57日前の日が属する月の初日とする1市町村を含む。
- 4 「出産予定日の2か月前の日」の12市町村は、出産予定日のおおむね2か月前の日とする1市町村を含む。
- 5 「出産予定日が9月1日の場合の認定開始日」欄は、出産予定日を含めて日数を試算している。

表 4－(1)－3－2 産前（多胎妊娠）の場合の認定期間の始期の設定状況

認定期間（始期）	出産予定日が9月1日の場合の 認定開始日	市町村数
出産予定日の3か月前の日が属する月の初日	6月 1日（93日前から認定）	1
出産予定日の14週間前の日	5月 27日（98日前から認定）	2
出産予定日の14週間前の日が属する月の初日	5月 1日（124日前から認定）	1
定めていない	—	62
合計		66

- （注） 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象である66市町村について整理した。
- 3 「出産予定日が9月1日の場合の認定開始日」欄は、出産予定日を含めて日数を試算している。

表 4-(1)-3-3 産後の場合の認定期間の終期の設定状況

認定期間 (始期)	出産日が 7 月 31 日の場合の認定 終了日	市町村数
出産後 1 か月を経過する日が属する月の末日	8 月 31 日 ( 31 日後まで認定)	2
出産後 8 週間を経過する日	9 月 25 日 ( 56 日後まで認定)	13
出産後 8 週間を経過する日が属する月の末日	9 月 30 日 ( 61 日後まで認定)	10(注 3)
出産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日	9 月 30 日 ( 61 日後まで認定)	11
出産後 2 か月を経過する日	9 月 30 日 ( 61 日後まで認定)	6
出産後 2 か月を経過する日が属する月の末日	9 月 30 日 ( 61 日後まで認定)	14
出産後 3 か月を経過する日	10 月 30 日 ( 91 日後まで認定)	6
出産後 8 週間を経過する日の翌月が属する月の末日	10 月 31 日 ( 92 日後まで認定)	1
出産後 6 か月を経過する日	1 月 30 日 (183 日後まで認定)	1
合計		64

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、産後の認定期間の終期の設定状況が確認できた 64 市町村を対象とした。  
 3 「出産後 8 週間を経過する日が属する月の末日」の 10 市町村は、出産後 57 日を経過する日が属する月の末日とする 1 市町村を含む。

表 4-(1)-4-1 保育の必要性の事由における別居している親族の介護・看護の場合の取扱状況

区分	市町村数
別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由と認めている市町村	13
うち「市町村が認める場合」として明記している市町村	11
別居している親族の介護・看護について定めがない市町村	53
合計	66

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。

表 4-(1)-4-2 別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由として認めている理由

理由	市町村数
従前からの取扱いであり、同居の親族の介護・看護を認めて別居の介護・看護を認めないのは不合理であるため	1
別居の親族の介護・看護をする必要性については、各々の家庭の事情を考慮して判断しているため	1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由として認めている 13 市町村に聴取した結果について整理した。

(2) 小規模保育施設における延長保育事業の利用人数の確保状況

調査の結果	説明図表番号
<p>延長保育事業とは、保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業であり、安心して子育てができる環境を整備し、子どもの福祉の向上を図ることを目的としている。</p>	表 4-(2)-1、2
<p>この事業は、新制度において、市町村計画に従って行うものとされている地域子ども・子育て支援事業に位置付けられており、市町村が自ら、又は委託により実施されている。内閣府によると、全国の延長保育事業の実施箇所数は、平成 26 年度で 1 万 8,885 か所と全国の 77.3%に当たる保育所で実施され、実利用人数は 64 万 6,796 人がとなっている。</p>	表 4-(2)-3
<p>延長保育事業の助成要件は、「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発第 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の「延長保育事業実施要綱」において定められており、この中で、家庭的保育事業を除く標準時間認定の子どもが、1 時間の延長保育をする場合には、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童が 6 人以上いることが必要とされており、これは施設の定員が 20 人以上の認可保育所と新制度において新たに市町村認可の施設となった 19 人以下の小規模保育施設とで同じ要件となっている。</p>	表 4-(2)-2（再掲）
<p>今回の調査対象である 66 市町村及び 30 小規模保育施設からは、延長保育事業の助成要件について、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 延長保育事業の助成要件は、大規模保育所から小規模保育施設まで一律に適用されており、児童数の少ない小規模保育施設では 6 人を確保することが難しいとするもの（2 市町村、10 小規模保育施設）</p> <p>② 延長保育事業に係る人件費等を考慮すると、少人数でも一定程度の費用が生じるため、小規模保育施設に対する助成要件を緩和してほしいとするもの（上記①の小規模保育施設のうち、3 施設）</p> <p>ただし、今回の調査では、6 人以上という助成要件の確保が難しいことを理由として、延長保育事業を実施しない、又は実施している途中で取りやめた施設はみられなかった。</p>	表 4-(2)-4

表 4-(2)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 （略）

二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三～十三 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 4-(2)-2 「延長保育事業実施要綱」(平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発第 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(抜粋)

別紙

1 事業の目的

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。

4 実施方法

(1) 一般型

① 実施場所

都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園(以下「民間保育所等」という。)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。

② 対象児童

子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童

③ (略)

④ 実施要件

ア (略)

イ 標準時間認定(家庭的保育事業を除く)

(ア) 1 時間延長

開所時間を超えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数が 6 人以上いること。

(イ) 2 時間延長

開所時間を超えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

(ウ) 3 時間以上の延長

(イ)と同様 1 時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上いること。

<p>(エ) 30 分延長          上記 (ア) ~ (ウ) に該当しないもので、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 1 人以上いること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 上記ア~ウの各 (エ) を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。</p> <p>また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。</p> <p>(2) (略)</p>
---

(注) 下線は、当省が付した。

表 4-(2)-3 延長保育事業の利用状況 (平成 26 年度)

実施箇所数	18,885 か所 (77.3%)
実利用人数	646,796 人
(参考) 保育所数 (平成 26 年 4 月 1 日時点)	24,425 か所

(注) 1 「実施箇所数」欄は、内閣府の公表データ (平成 26 年度の数值) を、「実利用人数」欄は、子ども・子育て会議 (平成 28 年 7 月 28 日開催) 資料 (平成 26 年度の数值) を、「(参考) 保育所数 (平成 26 年 4 月 1 日時点)」欄は、厚生労働省の「保育所関連状況取りまとめ」を基に当省が作成した。

2 「実施箇所数」欄の ( ) 内は、2 万 4,425 か所に占める割合を示す。

表 4-(2)-4 延長保育事業の助成要件に関する小規模保育施設及び市町村からの主な意見

1	定員が 19 人以下である小規模保育施設において、助成要件の規定人数に達することは困難なことであるので、要件を緩和してほしい。(10 小規模保育施設)
2	延長保育に係る人件費を考えると、1 人でも延長保育を実施する児童がいれば、6 人受け入れた時と同程度の費用がかかるため、要件を緩和してほしい。(上記 1 の 10 小規模保育施設のうち 3 小規模保育施設)
3	市町村内の小規模保育施設から、延長保育事業実施要綱において「延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数が 6 人以上いること」とされている要件の緩和をしてほしいとの要望を受けている。  当該要件は、園児数の多い大規模保育所から小規模保育施設までに一律に適用されるが、定員 19 人以下の小規模保育施設では 6 人以上が延長保育事業を利用することはほとんどないことから、施設の園児数の規模に見合った段階的な要件を設ける等の見直しを検討する必要があるのではないかと考える。(2 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村及び 30 小規模保育施設に聴取した結果について整理した。

(3) 保護者の施設選択等に資する情報公表の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>ア 特定教育・保育施設等についての教育・保育情報の公表状況</b></p>	
<p>支援法第 58 条第 1 項及び第 2 項により、新制度において特定教育・保育施設等の設置者は、教育・保育の提供を開始しようとするとき等に、教育・保育の内容や施設の運営状況に関する情報（以下「教育・保育情報」という。）を、都道府県知事に報告することとされており、また、都道府県知事は、その内容を公表することとされている。</p>	表 4-(3)-1
<p>この教育・保育情報の公表は、小学校就学前の子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保することを目的としており、支援法施行規則別表第 1 及び別表第 2 にその内容が規定されている。</p>	表 4-(3)-2
<p>内閣府では、市町村が都道府県及び国に対して交付金交付申請を行うこととなることや、国が全国的な支給認定状況や給付費支給状況等を把握する必要があることから、国、都道府県及び市町村において必要な情報を共有するため、「子ども・子育て支援全国総合システム」（以下「全国総合システム」という。）を構築している。特定教育・保育施設等の設置者が提供することとされている教育・保育情報についても、都道府県及び市町村が把握した上でこの全国総合システムに登録し、一元管理することとしている。</p>	
<p>全国総合システムは、平成 27 年 4 月 1 日から本稼働されている。内閣府は、「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」（平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）において、都道府県及び市町村に対し、特定教育・保育施設等の認可情報や利用定員等に係る確認を行った際に得た情報を、平成 27 年度の第 1 四半期中のできるだけ早い時期に登録することを求めており、都道府県に対しては、管内市町村により登録されたデータを基に、都道府県のホームページ等を用いて教育・保育情報の公表を行うことを求めている。この公表の時期について、内閣府は、都道府県等説明会や事務連絡等を通じて、平成 27 年度の第 2 四半期中又は第 3 四半期の早い時期に開始するよう都道府県に依頼している。</p>	表 4-(3)-3
<p><b>（教育・保育情報の登録・公表状況）</b></p> <p>今回、調査対象である 66 市町村による全国総合システムへの教育・保育情報の当省の調査日時点（平成 27 年 8 月から 11 月までの間）の登録状況を調査したところ、次の状況がみられた。</p>	
<p>① 全国総合システムへの情報の登録を全くしていないとしているものが 8 市町村（12.1%）、一部未登録となっているとしているものが 58 市町村（87.9%）あった。</p>	表 4-(3)-5
<p>② 市町村が全国総合システムの「施設の運営方針」及び「教育・保育の内容・特徴」の欄に登録した内容を確認したところ、「特になし」と登録したり、5 歳児の内容のみを登録し、他の年齢の内容を省略したりしているものが 2 市町村、「運営規程のとおり」、「別紙のとおり」、URLのみを登録するなど、全国</p>	表 4-(3)-6

<p>総合システムに直接内容を登録していないものが4市町村あった。</p> <p>また、市町村に全国総合システムに教育・保育情報の登録が遅れている理由や登録に当たっての支障等を聴取したところ、業務多忙等による登録作業の遅延のほか、次のような状況がみられた。</p> <p>① 認可申請や確認申請の資料からは確認できない等の理由から特定教育・保育施設等に情報を改めて確認中であるとするもの（12市町村）</p> <p>② どの程度詳細に登録してよいか分からない、登録内容の定義が不明確で分からない等の理由で登録できていないとするもの（5市町村）</p> <p>③ 一部の教育・保育情報について、全国総合システムに登録欄がないとするもの（1市町村）（注）</p> <p>（注）調査対象である19都道府県のうち1都道府県からも同様の意見が聴かれた。</p>	<p>表4-(3)-7</p>
<p>また、調査対象である19都道府県における教育・保育情報の当省の調査日時点の公表状況を調査したところ、公表できていないものが12都道府県（63.2%）、一部未公表となっているものが7都道府県（36.8%）あった。</p> <p>都道府県に、教育・保育情報の公表が遅れている理由を聴取したところ、市町村による情報の登録が進んでいないとするものが17都道府県と多数を占めた。</p>	<p>表4-(3)-8</p> <p>表4-(3)-9</p>
<p><b>（教育・保育情報の更新状況）</b></p> <p>調査対象である66市町村のうち、全国総合システムに登録した教育・保育情報の更新に関する方針が確認できた43市町村では、その内容として、変更が生じた際には随時更新するとするものが9市町村（20.9%）、1年に1回、1か月に1回など頻度を定めて定期的に情報を更新するとしているものが5市町村（11.6%）みられる一方、全国総合システムに登録した情報の更新等に関する方針はないとするものが29市町村（67.4%）みられた。</p>	<p>表4-(3)-10</p>
<p>また、19都道府県及び66市町村からは、これらの教育・保育情報の更新に関して、次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 頻繁に情報が変更になる「従業者に関する事項」等について、常に最新の状態に更新することは負担が大きいとされるもの（3都道府県、3市町村）</p> <p>② 市町村により更新頻度が区々となっているため他の市町村が登録した情報等を参考にできないとするものや年に1回の更新では最新の情報ではない場合があることから情報の有用性に疑問があるとするもの（それぞれ1市町村）</p>	<p>表4-(3)-11</p>
<p>「子ども・子育て支援全国総合システム」の入力スケジュール等について」（平成27年10月9日付け内閣府子ども・子育て本部事務連絡）では、認可時に得られる情報については、変更登録を随時行うこととされているものの、市町村が全国総合システムに登録した教育・保育情報や都道府県が公表する教育・保育情報の更新に関する方針は定められていない。</p>	<p>表4-(3)-4（再掲）</p>
<p><b>（幼稚園等の一時預かり事業等情報の入力状況）</b></p> <p>3(3)で述べたように、「幼稚園における待機児童の受入れについて」の通知によ</p>	<p>表3-(3)-11（再掲）</p>

り、幼稚園における一時預かり事業等の活用を求める動きがある中、保護者への情報提供の観点からは、各施設の一時的預かり事業等の実施時間の情報が提供されることが望ましいが、現在の全国総合システムでは、各施設の一時的預かり事業等の実施の有無のみが入力できるようになっている。

表 4-(3)-12

教育・保育情報については、従来、各施設や市町村においてそれぞれの判断で提供されてきている。新制度では、これらの取組に加え、情報提供される教育・保育情報を統一し、それらの情報を取りまとめて都道府県が公表する取組が開始されたところである。今後も、情報の登録やその更新を進めることにより、情報提供を更に充実させていくことが望ましい。

#### イ 待機児童数及び入所保留児童数の公表の推進

現在、加速化プランに基づき、待機児童の解消に向け、市町村による保育の受皿の確保が進められている中、待機児童数の把握は、特定教育・保育施設等の整備方針を検討する基礎になるといえる。この待機児童の範囲については、現在、法令等で規定されているものではなく、厚生労働省が行う待機児童数に関する調査（以下「厚生労働省調査」という。）の中で示されており、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設等の利用申込みがされているが、利用していないもの（以下「入所保留児童」という。）から一定の要件に該当する児童を除外して算出することとされている。

表 4-(3)-13

厚生労働省は、厚生労働省調査で毎年4月1日時点及び10月1日時点の待機児童数及び待機児童数から除外される者のうち「地方単独事業を利用している者」、「育児休業中の者」、「特定の保育園等のみ希望している者」及び「求職活動を休止している者」の4区分を市町村単位で把握している。

なお、市町村では待機児童数の公表は義務付けられていないが、中には待機児童数を独自に公表しているところもある。

#### （待機児童の範囲）

今回、調査対象である66市町村における待機児童数の把握の範囲を調査したところ、次のような状況がみられた。

① 厚生労働省調査では、保護者が育児休業中の場合、待機児童に含めないことができることとされ、その判断は市町村の裁量に委ねられているが、待機児童に含めることとしているものが10市町村（15.2%）、3歳以上など一定の条件に該当したもののみ含めることとしているものが6市町村（9.1%）、待機児童に含めないこととしているものが50市町村（75.8%）であった。

表 4-(3)-14

なお、待機児童数からの除外数が確認できた市町村の中には、保護者が育児休業中である場合の児童を待機児童に含めるか否かで379人の差があるものがみられた。

② 厚生労働省調査では、特定教育・保育施設等以外の場で適切な保育を行うために実施している、市町村における単独保育事業（いわゆる保育室・家庭的保

表 4-(3)-15

育事業に類するもの)等において保育されている児童については、待機児童数に含めないこととされているが、当該事業等を実施している施設を有する 60 市町村のうち、これを待機児童に含めることとしているものが 5 市町村みられた。

これらについては、待機児童の範囲に含めるか否かを明確にし、厚生労働省調査で指定した範囲に沿った集計結果の提出を徹底しないと、市町村の数値を横並びで整理することができないといえる。

また、上記以外に、待機児童の範囲の捉え方の判断が区々となっている状況が以下のとおりみられた。

① 厚生労働省調査では、他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合には、待機児童に含めないこととされているが、次のように他に利用可能な施設等があるかどうかの判断に違いがみられた。

i) 保護者に通園手段を確認した上で判断しているもの(10 市町村)や勤務先の通勤経路等を考慮しているもの(8 市町村)がある一方、自宅から施設等までの距離等を一律に定めているもの(7 市町村)や市町村内の施設等は全て利用可能として、市町村内に利用可能な施設等がある場合には待機児童数に含めていないもの(5 市町村)があった。

ii) 希望した施設等を辞退した者以外は待機児童数に含めているもの(4 市町村)や一つの施設等のみを希望する者以外は待機児童数に含めているもの(5 市町村)がある一方、利用可能な施設等が一定数以上あるとの考えにより、一律の施設等数を設定して、その施設等数以下の施設等しか希望していない者は、待機児童数に含めていないもの(4 市町村)があった。

② 厚生労働省調査では、保護者が求職活動中の場合、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、待機児童数に含めないこととされているが、確認をせずに待機児童数に含めているもの(17 市町村)や保護者から自主的に求職活動をしていない旨の申告があった場合のみ含めていないもの(9 市町村)があった。

なお、待機児童数からの除外数が確認できた市町村の中には、求職活動を休止していることの確認ができる場合に待機児童数に含めるか否かで 243 人の差があるものがみられた。

③ 厚生労働省調査では、入所保留の場合については、保護者の特定教育・保育施設等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができることとされているが、希望の確認はしておらず待機児童数から除外していないとしているもの(16 市町村)や、保護者から施設の利用申込みの取下げの連絡等があった場合にのみ除外するとしているもの(10 市町村)があった。

**(待機児童数等の公表状況)**

今回、調査対象である 66 市町村における待機児童数等の公表状況を調査した

表 4-(3)-16

表 4-(3)-17

表 4-(3)-18

表 4-(3)-19~21

ところ、次のとおり、約半数の市町村が公表しておらず、公表している市町村においても、公表されている数値の内容等が区々となっており、市町村間で数値を単純に比較できない状況がみられた。

- ① 待機児童数と入所保留児童数のどちらか一方又は双方をホームページや広報誌等で公表しているものが 34 市町村 (51.5%)、双方を公表していないものが 32 市町村 (48.5%)
- ② 上記①のうち、待機児童数と入所保留児童数の双方公表しているものが 15 市町村 (66 市町村の 22.7%)、待機児童数のみを公表しているものが 16 市町村 (同 24.2%)、入所保留児童のみを公表しているものが 3 市町村 (同 4.5%)
- ③ 上記②の待機児童数を公表している 31 市町村のうち、施設ごとの数値を公表しているものが 5 市町村 (66 市町村の 7.6%)、上記②の入所保留児童数を公表している 18 市町村のうち、施設ごとの数値を公表しているものが 10 市町村 (同 15.2%)
- ④ 待機児童数を公表している 31 市町村のうち、厚生労働省に報告した数値とは別に、市町村が自ら定義した待機児童数を公表しているものが 1 市町村 (66 市町村の 1.5%)

また、今回、調査対象である 66 市町村の中には、次のような待機児童数等の公表に関する意見を有している市町村があった。

- ① 待機児童数がゼロでも入所保留児童が存在する可能性があることや、市町村の置かれた状況により集計方法が区々であることなどから、現在公表されている待機児童数では保護者に誤解を生じさせるおそれがあるとするもの(12 市町村)
- ② 待機児童数を入所保留児童数と誤解している保護者が多いとするもの (4 市町村)
- ③ 保護者は、一般的に待機児童数そのものよりも、希望の保育所等に入所できるかどうかの指標に関心があるとするもの (14 市町村)

以上のように、現在、厚生労働省調査で把握されている待機児童数は、その把握される範囲が市町村間で異なっており、横並びでの比較が困難となっている。また、一定の要件に該当する児童が除かれている現在の待機児童数では、保護者が施設の選択をする場合の指標としては不十分なものとなるおそれがあり、入所保留児童数も活用する必要がある。

厚生労働省は、厚生労働省調査で把握した内容について、これまで都道府県、指定都市、中核市及び待機児童数が 50 人以上の市町村別の待機児童数を公表していた。平成 28 年 9 月に公表された直近の厚生労働省調査結果では、これまでの公表内容に加えて、全市町村別に 28 年 4 月時点の待機児童数及び前述した待機児童数から除外されている 4 区分それぞれの人数を公表するに至っている。しかし、これらの待機児童数等は、市町村からの報告を単純に積み上げた数値であるとしており、待機児童数として把握される範囲については、これまでと同じく、市町村間で異なるものとなっている。

表 4-(3)-22

表 4-(3)-23-1、2

表 4-(3)-24

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、保護者の施設選択に資する情報の提供を充実させるため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省調査における待機児童数の範囲の明確化を図った上で、待機児童数から除外される入所保留児童がいる場合には、その内訳を調査結果の公表の際に併せて公表すること。
- ② 厚生労働省調査について、調査で指定した待機児童数の範囲に沿った集計結果の提出を市町村に要請すること。

表 4- (3)-1 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) (抜粋)

(地域型保育給付費の支給)

第 29 条 市町村は、支給認定子ども(第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2~8 (略)

(業務管理体制の整備等)

第 55 条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2~5 (略)

第 4 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第 58 条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報(教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3~7 (略)

表 4- (3)-2 子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号) (抜粋)

第 4 節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

(法第五十八条第一項の内閣府令で定めるとき)

第 49 条 法第五十八条第一項の内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

(法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報)

第 50 条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

別表第一 (第五十条、第五十二条関係)

一 施設又は事業所 (以下この表及び次表において「施設等」という。) を運営する法人に関する事項

イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 法人の代表者の氏名及び職名

ハ 法人の設立年月日

ニ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ハ 事業所番号

ニ 施設等の管理者の氏名及び職名

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

へ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日

ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称 (特定地域型保育事業者に限る。)

チ その他都道府県知事が必要と認める事項

三 施設等において教育・保育に従事する従業者 (以下この号において「従業者」という。) に関する事項

イ 職種別の従業者の数

ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等

ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

ニ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針

- ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
  - ハ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
  - ニ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項
  - ホ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
  - ヘ 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
  - ト 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
  - チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

#### 別表第二（第五十条、第五十二条関係）

##### 第一 教育・保育の内容に関する事項

- 一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
  - イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
  - ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
- 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況

##### 第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

- 一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
- 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

##### 第三 都道府県知事が必要と認める事項

表 4- (3) -3 「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」(平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)(抜粋)

【登録事項について(依頼)】

1. 認可情報の登録、修正(都道府県、市町村)

都道府県、政令指定都市、中核市(地方自治法に基づいて認可に係る事務を処理することとされた市町村を含む)におかれましては、特定教育・保育施設について、事前に登録していただいた設置者・事業者や認可等施設・事業所の「認可情報」に修正が必要な場合は、修正作業を、未登録の設置者・事業者等がある場合には追加登録を「認可・業務管理体制データ管理システム」で行って下さい。

市町村におかれましては、地域型保育事業に係る「認可情報」を「認可・業務管理体制データ管理システム」で登録して下さい。

(略)

2. 確認情報の登録(市町村)

市町村におかれましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、「特定教育・保育施設等データ管理システム」で、利用定員等に係る「確認情報」を、第一四半期中のできるだけ早い時期にご登録いただけますようお願いいたします。

3. (略)

4. 情報公表について(都道府県)

「2. 確認情報の登録(市町村)」で、市町村に第一四半期中のできるだけ早い時期に確認情報を登録いただけるようお願いしております。都道府県におかれましては、管内市町村におけるデータ登録が整いましたら、都道府県のホームページ等を用いて「公表情報」の公表を行って下さい。

表 4－(3)－4 「子ども・子育て支援全国総合システム」の入力スケジュール等について」（平成 27 年 10 月 9 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付システム運用係、給付担当、業務管理体制検査官事務連絡）別紙「子ども・子育て全国総合システムの入力について」（抜粋）

<p>1-3. 「特定教育・保育施設データ管理」への入力について</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日付事務連絡「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」にて、「第 1 四半期中のできるだけ早い時期にご登録」をお願いし、また、平成 27 年 4 月 20 日開催の都道府県等説明会及び平成 27 年 5 月 7 日付メール「調査結果報告等」情報公表準備状況等について」において、<u>都道府県におかれては、第 2 四半期中か第 3 四半期の早い時期に情報公表を開始していただけるよう連絡していたところ</u>です。</p> <p>未登録の確認施設がある場合は早急に情報の登録を行っていただきますよう管内の市町村への周知をお願いします。（以下略）</p> <p>1-4. 「認可・業務体制データ管理」への入力について</p> <p>① <u>特定教育・保育施設の認可情報については、その設置者・事業者及び施設・事業所における登録内容に変更が生じた際や、新たに新制度に移行する施設が有る場合などには、随時登録をお願いします。</u></p> <p>② 設置者・事業者業務管理体制についても、平成 27 年 8 月 10 日付け事務連絡「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について」にて「届出書の受理後は、「子ども・子育て支援全国総合システム」への業務管理体制事項に入力をお願いします」とお知らせしたとおり、システムへの登録をいただきますよう併せてお願いするとともに、管内の市町村への周知をお願いいたします。（以下略）</p>
--

(注) 下線は、当省が付した。

表 4－(3)－5 市町村における教育・保育情報の全国総合システムへの登録状況

区分	一部未登録	全て未登録	合計
市町村数	58 (87.9%)	8 (12.1%)	66 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 調査対象である 66 市町村について作成した。
- 3 登録状況は、当省が調査を行った時点（平成 27 年 8 月から 11 月までの間）のものである。
- 4 「一部未登録」欄は、市町村は全ての事項を登録済みとしているが、全国総合システムの帳票からは、その入力状況が確認できなかった事項が一部にあった 6 市町村を含む。
- 5 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 4- (3) -6 全国総合システムの「施設の運営方針」及び「教育・保育の内容・特徴」欄への登録  
内容

区分	入力欄		実市町村数 (延べ市町村数)
	施設の運営方針	教育・保育の内容・特徴	
「特になし」と登録している市町村	1	1	1 (2)
5歳児の内容のみを登録し、他の年齢の内容を登録していない市町村	/	1	1 (1)
「運営規程のとおり」と登録している市町村	1	1	1 (2)
「別紙のとおり」と登録している市町村	1	1	1 (2)
URLのみ登録している市町村	2	2	2 (4)
合計	5	6	6 (11)

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(3)-7 全国総合システムへの教育・保育情報の登録が遅れている理由及び登録に当たっての支障

理由等	市町村数
認可申請や確認申請の資料からだけでは確認できない等の理由から特定教育・保育施設等に情報を改めて確認中とするもの (例) 教育・保育情報の「従業者に関する事項」及び「施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等」について、特定教育・保育施設等の認可・確認時に把握することとされていないため、改めて特定教育・保育施設等に情報を把握する必要がある。	12
どの程度詳細に記載してよいか分からない、登録内容の定義が不明確で分からない等の理由で登録できていないとするもの (例) ・従業員の勤務形態について、常勤・非常勤をどのように区分するのか分からない。 ・従業員の経験年数は、当該施設のみでの年数か、他の施設も含めた通算年数か分からない。 ・従業員の範囲はどこまで含めるのか分からない。	5
一部の教育・保育情報について、全国総合システムに登録欄がないとするもの (例) 「施設等を運営する法人に関する事項」の「都道府県内に当該法人が設置する教育・保育施設等」、「従業者に関する事項」の「従業者の労働時間」及び「従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況」並びに「教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項」の「安全管理及び衛生管理のために講じている措置」について、全国総合システムに登録欄がない。	1
都道府県が登録をする認可情報が登録されておらず、市町村が登録する確認情報が登録できていないとするもの	2
都道府県から未登録となっている事項について登録するよう具体的な指示等を受けていないとするもの	3
市町村のシステムから全国総合システムにデータが移行できないなどのシステムトラブルのためとするもの	15
業務多忙等のためとするもの	21

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。なお、市町村において複数の意見が聴かれたものについては、市町村数を重複して計上している。

3 「一部の教育・保育情報について、全国総合システムに登録欄がない」とする意見については、1 市町村のほか、調査対象である 19 都道府県のうち 1 都道府県からも同様の意見が聴かれた。

表 4－(3)－8 都道府県における教育・保育情報の公表状況

区分	一部未公表	全て未公表	合計
都道府県数	7 (36.8%)	12 (63.2%)	19 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 19 都道府県について整理した。  
 3 公表状況は、当省が調査を行った時点（平成 27 年 8 月から 11 月までの間）のものである。  
 4 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 4－(3)－9 都道府県において教育・保育情報の公表が遅れている理由

理由	都道府県数
市町村による情報の登録が進んでいないため	17
システムトラブルや事務処理の遅延等のため	3
全国総合システムの取扱いが難しく、マニュアルだけでは対応できないため	1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 19 都道府県について整理した。なお、都道府県において複数の意見が聴かれたものについては、都道府県数を重複して計上している。

表 4－(3)－10 市町村における全国総合システムに登録した教育・保育情報の更新に関する方針

更新方針	市町村数	
変更が生じた際には随時更新	9 ( 20.9%)	
時期を定めて定期的に情報を更新	5 ( 11.6%)	
	1年に1回	3 ( 7.0%)
	四半期に1回	1 ( 2.3%)
1か月に1回	1 ( 2.3%)	
全国総合システムに登録した情報の更新に関する方針はない	29 ( 67.4%)	
合計	43 ( 100%)	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、全国総合システムへの登録情報の更新に関する方針が確認できた 43 市町村について整理した。  
 3 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 4－(3)－11 都道府県及び市町村における教育・保育情報の更新に関する意見

意見	都道府県 市町村
頻繁に情報が変更になる「従業者に関する事項」等について、常に最新の状態に更新することは負担が大きい	3 都道府県 3 市町村
市町村により更新頻度が区々となっているため、給付費を算定するに当たって他の市町村が登録した利用定員や保育士の平均勤続年数の情報を参考にできない	1 市町村
年に 1 回の更新では最新の情報ではない場合があることから情報の有用性に疑問がある	1 市町村

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 19 都道府県及び 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 4－(3)－12 全国総合システムにおける各施設の一時預かり事業等の実施の有無の入力例

特別支援教育・障害児保育の有無	有り	
延長保育の有無	有り	
延長保育	開所前	
	開所後	18:00～22:00
一時預かり (注 3)	通常 (平日)	有り
	休業日等	有り
病児保育の有無	有り	
病児保育の種類	病児対応型、体調不良児対応型	
障害児対応の有無	有り	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象のうち 1 市町村が全国総合システムに入力した 1 保育所のデータの帳票の一部を示したものである。

3 「一時預かり」欄は「有り」又は「無し」しか入力できないものとなっている。

表 4- (3) - 13 「保育所等利用待機児童数調査について」(平成 28 年 4 月 26 日付け雇児保発 0426 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) 別紙「保育所等利用待機児童の定義」(抜粋)

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

④ 企業主導型保育事業で保育されている児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預

かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

- (4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

(注) 1 下線は、当省が付した。

- 2 (注3)の「④ 企業主導型保育事業で保育されている児童」は、本通知により初めて記載されたものであり、当省の調査日時点では含まれていなかったものである。

表 4- (3) -14 「保護者が育児休業中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況

区分	待機児童に含める	一定の条件で含める	待機児童に含めない	合計
市町村数	10 (15.2%)	6 (9.1%)	50 (75.8%)	66 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。  
 3 「一定の条件で含める」の 6 市町村における設定状況は、「当面の間、育児休業から復帰しないことが確認できる場合は含めない」(1 市町村)、「育児休業期間中に 3 歳以上の児童が保育所等に入所できていない場合は含める」(2 市町村) 及び「やむを得ず育児休業を取得した場合は含める」(3 市町村) となっている。  
 4 ( ) 内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 4- (3) -15 「特定教育・保育施設等以外の場で適切な保育を行うために実施している、市町村における単独保育事業（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）」等において保育されている児童についての待機児童の範囲の設定状況

区分	待機児童に含める市町村	待機児童に含めない市町村	合計
国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童	2	55	57
市町村における単独保育事業（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童	1	47	48
特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童	5	55	60

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、各区分に該当する事業を実施している市町村について整理した。  
 3 「区分」欄で示した児童は、「保育所等利用待機児童数調査について」（平成 27 年 1 月 14 日付け雇児保発 0114 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育所等利用待機児童の定義」において「付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している」ものとして定義されているものである。  
 4 各区分に該当する事例がないとしている市町村は、「待機児童に含めない」に計上している。

表 4-(3)-16 「他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合」についての待機児童の範囲の設定状況

範囲の設定状況	市町村数
保護者に通園手段を確認した上で他に利用可能な施設等があるかどうかを確認して待機児童から除外しているもの	10
保護者の勤務先との距離、通勤経路等を考慮して他に利用可能な施設等があるかどうかを確認して待機児童から除外しているもの	8
自宅から施設等までの距離等を一律に定め、その距離等の範囲内で入所可能な施設等がある場合には待機児童から除外しているもの	7
うち、施設等までの距離を一律に定めているもの	5
うち、市町村内に一定の区域を設定しているもの	2
市町村内の施設等は全て利用可能として、市町村内に入所可能な施設等がある場合には待機児童から除外しているもの	5
希望した施設等を辞退した者以外は待機児童に含めているもの	4
一つの施設等のみを希望する者以外は全て待機児童に含めているもの	5
利用可能な施設等が一定数以上あるとの考えにより、一律の施設等数を設定して、その施設等数以下の施設等しか希望していない者については、待機児童から除外しているもの	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、「他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合」の範囲の設定状況が確認できた 41 市町村について整理した。

3 複数回答があるため、各項目の合計は 41 市町村と一致しない。

表 4-(3)-17 「保護者が求職活動中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況

範囲の設定状況	市町村数
求職活動の状況を確認せず、待機児童に含めているもの	17
保護者から求職活動を休止していると自主的に申告等があった場合等には、待機児童に含めていないもの	9
入所申請書類等で確認を行い、入所申込みの時点で求職活動中であることが確認できた場合は待機児童に含めていないもの (例) 求職中の支給認定に係る申込みの際に提出する書類の該当箇所に記載がある場合は、待機児童に含めていない。	7
改めて資料を取り寄せて確認、又は電話等で聞き取りを行い、確認できた場合は待機児童に含めていないもの (例) ・ 保育待機児童実態把握のアンケートを行い、求職活動を休止していることが確認できた場合は、待機児童に含めていない。 ・ 保育コンシェルジュの聞き取り調査により、求職活動を休止していることが確認できた場合は、待機児童に含めていない。 ・ 求職活動申立書を月 1 回提出することを求めており、求職活動を行っていることが確認できない場合は、待機児童に含めていない。	17

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、「保護者が求職活動中の場合」の範囲の設定状況が確認できた 50 市町村について整理した。

表 4-(3)-18 「入所保留の場合」についての待機児童の範囲の設定状況

範囲の設定状況	市町村数
利用希望を確認しておらず、除外していないもの	16
利用希望を確認していないが、保護者からの取下げの連絡があった場合のみ除外しているもの	10
利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外しているもの	40

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。

表 4-(3)-19 待機児童数及び入所保留児童数の公表状況

待機児童数と入所保留児童数のどちらか一方又は双方を公表している市町村	34 (51.5%)
待機児童数及び入所保留児童数の双方を公表している市町村	15 (22.7%)
待機児童数のみを公表している市町村	16 (24.2%)
入所保留児童数のみを公表している市町村	3 (4.5%)
待機児童数と入所保留児童数の双方を公表していない市町村	32 (48.5%)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村について整理した。  
 3 待機児童数を公表していない 35 市町村（「入所保留児童数のみを公表している市町村」及び「待機児童数と入所保留児童数の双方を公表していない市町村」）には、待機児童が生じていない 9 市町村及び県のホームページを通じて待機児童が公表されている 7 市町村が含まれる。  
 4 ( ) 内は、66 市町村に占める割合を示す。  
 5 待機児童数を公表している 31 市町村（「待機児童数及び入所保留児童数の双方を公表している市町村」及び「待機児童数のみを公表している市町村」）には厚生労働省に報告している数値とは別に、市町村自ら定義した待機児童数（認証保育所利用者等を除いた数）を公表しているものが 1 市町村（66 市町村の 1.5%）含まれる。

表 4-(3)-20 待機児童数の公表単位

公表の単位	市町村数
市町村全域	16(51.6%) <24.2%
一定の地域ごと	10(32.3%) <15.2%
施設ごと	5(16.1%) <7.6%
合計	31(100%) <47.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、待機児童数を公表している 31 市町村について整理した。  
 3 ( ) 内は、31 市町村に占める割合を示す。  
 4 < > 内は、66 市町村に占める割合を示す。

表 4－(3)－21 入所保留児童数の公表単位

公表の単位	市町村数
市町村全域	6(33.3%) 〈9.1%〉
一定の地域ごと	2(11.1%) 〈3.0%〉
施設ごと	10(55.6%) 〈15.2%〉
合計	18(100%) 〈27.3%〉

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、入所保留児童数を公表している 18 市町村について整理した。  
 3 ( ) 内は、18 市町村に占める割合を示す。  
 4 〈 〉 内は、66 市町村に占める割合を示す。

表 4－(3)－22 待機児童数等の公表に関する意見

意見	市町村数
待機児童数がゼロでも入所保留児童が存在する可能性があることや、市町村の置かれた状況により集計方法が区々であることなどから、現在公表されている待機児童数では保護者に誤解を生じさせるおそれがあるとするもの	12
うち、待機児童数を入所保留児童数と誤解している保護者が多いとするもの	4
保護者は、一般的に待機児童数そのものよりも、希望の保育所等に入所できるかどうかの指標に関心があるとするもの	14

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象である 66 市町村のうち、待機児童数等の公表に関する意見を聴取できた 31 市町村について整理した。なお、市町村において複数の意見が聴かれたものについては、市町村数を重複して計上している。

表 4-(3)-23-1 都道府県・指定都市・中核市別保育所等待機児童数

都道府県	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考)地方単独保育施策 人	指定都市 中核市	保育所等数 か所	定員 人	利用児童数 人	待機児童数 人	(参考)地方単独保育施策 人
1 北海道	610	43,460	36,005	46	9	48 札幌市	370	27,372	27,169	8	31
2 青森県	402	29,182	26,112	0	132	49 仙台市	290	18,323	16,971	213	132
3 岩手県	335	23,873	22,186	194	0	50 さいたま市	247	17,344	17,306	24	655
4 宮城県	325	21,038	19,579	425	13	51 千葉市	191	14,117	14,628	11	43
5 秋田県	238	19,995	17,046	33	3	52 横浜市	869	59,097	58,756	7	987
6 山形県	330	25,208	23,710	0	18	53 川崎市	348	24,739	25,022	6	1,410
7 福島県	278	21,108	19,343	398	0	54 相模原市	149	11,981	11,442	0	121
8 茨城県	671	57,539	52,290	382	145	55 新潟市	244	21,591	21,446	0	0
9 栃木県	364	30,827	26,681	126	0	56 静岡市	156	13,048	12,163	46	19
10 群馬県	309	30,294	29,187	5	0	57 浜松市	126	12,446	11,255	214	146
11 埼玉県	1,157	83,412	80,125	897	379	58 名古屋市	544	44,610	42,660	0	0
12 千葉県	786	66,587	62,184	1,246	319	59 京都市	353	29,161	30,404	0	0
13 東京都	3,055	230,935	225,017	8,327	10,167	60 大阪市	576	56,578	48,821	273	0
14 神奈川県	480	38,677	37,958	465	272	61 堺市	156	16,240	16,355	16	17
15 新潟県	526	47,082	39,791	0	0	62 神戸市	363	25,437	25,365	59	0
16 富山県	209	20,491	17,701	0	0	63 岡山市	130	16,391	14,966	729	0
17 石川県	248	26,224	22,313	0	0	64 広島市	228	26,635	25,513	161	0
18 福井県	284	27,611	25,152	0	0	65 北九州市	205	17,273	16,495	0	0
19 山梨県	252	25,081	19,993	0	0	66 福岡市	316	33,485	33,908	73	0
20 長野県	499	52,613	42,334	0	0	67 熊本市	236	19,661	19,511	0	0
21 岐阜県	394	41,044	33,590	23	0	指定都市計	6,097	505,529	490,156	1,840	3,561
22 静岡県	440	36,940	35,368	189	150	68 旭川市	79	5,240	5,524	40	40
23 愛知県	819	101,006	82,881	202	197	69 函館市	55	3,739	3,492	0	0
24 三重県	443	44,352	38,875	101	0	70 青森市	100	6,637	6,669	0	0
25 滋賀県	253	24,404	23,554	339	0	71 盛岡市	73	6,401	6,316	0	0
26 京都府	244	27,656	25,570	64	25	72 秋田市	89	6,634	6,342	0	1
27 大阪府	656	65,266	65,937	801	79	73 郡山市	46	3,506	3,630	52	0
28 兵庫県	532	46,188	44,298	715	262	74 いわき市	64	6,201	5,627	12	0
29 奈良県	170	19,987	18,330	175	0	75 宇都宮市	114	9,341	9,039	29	0
30 和歌山県	147	16,281	13,511	4	0	76 前橋市	80	7,322	6,717	0	0
31 鳥取県	214	18,831	17,260	0	0	77 高崎市	89	8,306	8,045	0	0
32 島根県	304	22,760	22,146	38	3	78 川越市	64	4,298	4,207	67	28
33 岡山県	210	17,728	16,353	35	27	79 越谷市	80	4,858	4,641	38	0
34 広島県	291	24,546	20,227	0	171	80 船橋市	112	11,161	10,505	203	95
35 山口県	292	22,237	20,152	65	29	81 柏市	68	6,379	6,122	0	13
36 徳島県	215	17,251	15,490	60	0	82 八王子市	126	11,010	11,086	139	48
37 香川県	139	13,305	11,998	3	0	83 横須賀市	58	4,227	4,121	19	0
38 愛媛県	268	20,536	17,675	16	0	84 富山市	94	11,634	11,443	0	0
39 高知県	185	14,365	10,216	0	0	85 金沢市	115	12,069	12,156	0	0
40 福岡県	554	54,137	52,084	797	0	86 長野市	88	9,199	8,535	0	0
41 佐賀県	287	24,520	22,831	18	0	87 岐阜市	58	5,665	5,418	0	0
42 長崎県	323	21,049	20,299	4	0	88 豊橋市	57	9,450	8,538	0	0
43 熊本県	496	36,940	34,900	233	0	89 豊田市	73	10,804	7,152	0	0
44 大分県	243	16,545	15,324	20	0	90 岡崎市	53	7,940	7,342	0	0
45 宮崎県	321	22,758	20,884	0	0	91 大津市	92	7,463	7,431	0	0
46 鹿児島県	430	27,394	27,963	144	0	92 高槻市	74	5,697	6,017	0	36
47 沖縄県	430	35,251	36,547	1,977	36	93 東大阪市	88	7,856	8,185	127	0
都道府県計	20,658	1,754,514	1,608,970	18,567	12,436	94 豊中市	77	5,831	6,089	217	81
						95 枚方市	64	6,993	7,404	0	0
						96 姫路市	101	11,267	10,853	46	0
						97 西宮市	120	6,550	7,190	183	0
						98 尼崎市	107	7,357	7,354	47	0
						99 奈良市	56	6,407	5,660	85	0
						100 和歌山市	61	7,332	6,773	6	0
						101 倉敷市	108	11,372	11,027	111	0
						102 呉市	54	4,091	3,747	0	3
						103 福山市	126	12,873	12,324	0	0
						104 下関市	61	5,722	5,235	0	0
						105 高松市	86	9,555	8,924	321	0
						106 松山市	99	7,275	6,884	94	0
						107 高知市	117	12,954	10,425	42	3
						108 久留米市	83	8,922	8,845	78	0
						109 長崎市	121	9,880	9,466	66	0
						110 佐世保市	96	6,730	6,340	0	0
						111 大分市	106	9,004	8,957	350	0
						112 宮崎市	137	11,141	11,172	64	0
						113 鹿児島市	151	12,124	12,293	151	0
						114 那覇市	84	8,050	8,219	559	0
						中核市計	4,104	374,467	359,481	3,146	348
						合計	30,859	2,634,510	2,458,607	23,553	16,345

- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)」による。  
 2 「保育所等数」は、特定教育・保育施設(保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園)及び特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)(うち、2号、3号認定)を指す。  
 3 都道府県の数値には指定都市・中核市は含まれていない。  
 4 「(参考)地方単独保育施策」は、保育所の入所申込みが提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施策(いわゆる保育室、家庭的保育事業)に入所しているため待機児童に含まれない児童数である。

表 4-(3)-23-2 平成 28 年 4 月 1 日時点で待機児童数 50 人以上の市町村

	都道府県	市町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市町村	待機児童数	対前年増減
1	東京都	世田谷区	1,198	16	66	埼玉県	川口市	98	▲123
2	岡山県	岡山市	729	595	67	東京都	文京区	98	29
3	沖縄県	那覇市	559	20	68	福岡県	筑紫野市	95	32
4	千葉県	市川市	514	141	69	愛媛県	松山市	94	▲ 1
5	東京都	江戸川区	397	50	70	千葉県	木更津市	92	27
6	東京都	板橋区	376	▲ 2	71	東京都	東久留米市	92	5
7	沖縄県	沖縄市	360	64	72	沖縄県	北中城村	92	48
8	大分県	大分市	350	▲134	73	福岡県	大野城市	91	45
9	香川県	高松市	321	192	74	神奈川県	茅ヶ崎市	89	▲ 26
10	東京都	渋谷区	315	63	75	沖縄県	中城村	86	64
11	東京都	足立区	306	▲ 16	76	奈良県	奈良市	85	6
12	東京都	目黒区	299	5	77	東京都	国立市	81	▲ 18
13	東京都	府中市	296	▲ 56	78	熊本県	益城町	81	23
14	兵庫県	明石市	295	139	79	埼玉県	朝霞市	79	32
15	東京都	調布市	289	▲ 7	80	千葉県	浦安市	79	50
16	東京都	江東区	277	110	81	東京都	多摩市	79	30
17	大阪府	大阪市	273	56	82	沖縄県	読谷村	78	18
18	東京都	三鷹市	264	55	83	福岡県	久留米市	78	45
19	東京都	中央区	263	144	84	埼玉県	草加市	77	▲ 49
20	東京都	中野区	257	85	85	沖縄県	南城市	77	▲ 19
21	東京都	台東区	240	70	86	東京都	東村山市	76	44
22	東京都	北区	232	72	87	千葉県	富里市	73	29
23	沖縄県	浦添市	231	74	88	福岡県	福岡市	73	12
24	大阪府	吹田市	230	140	89	滋賀県	東近江市	72	33
25	東京都	大田区	229	75	90	大阪府	池田市	71	71
26	大阪府	豊中市	217	▲ 36	91	埼玉県	新座市	70	20
27	静岡県	浜松市	214	▲193	92	千葉県	習志野市	70	27
28	宮城県	仙台市	213	▲206	93	埼玉県	狭山市	69	48
29	千葉県	船橋市	203	▲422	94	埼玉県	川越市	67	▲ 7
30	東京都	立川市	198	15	95	鹿児島県	出水市	66	▲ 1
31	沖縄県	南風原町	188	61	96	長崎県	長崎市	66	30
32	東京都	日野市	183	19	97	福島県	南相馬市	65	31
33	兵庫県	西宮市	183	107	98	山口県	山口市	65	▲ 3
34	東京都	町田市	182	29	99	東京都	港区	64	34
35	東京都	品川区	178	▲ 37	100	三重県	四日市市	64	5
36	沖縄県	宜野湾市	172	▲178	101	宮崎県	宮崎市	64	64
37	東京都	小平市	167	▲ 11	102	滋賀県	彦根市	63	12
38	東京都	練馬区	166	▲ 10	103	宮城県	石巻市	62	17
39	東京都	荒川区	164	116	104	沖縄県	宮古島市	61	13
40	広島県	広島市	161	95	105	沖縄県	嘉手納町	60	0
41	東京都	小金井市	154	▲ 10	106	兵庫県	神戸市	59	46
42	東京都	西東京市	154	11	107	福島県	田村市	58	32
43	鹿児島県	鹿児島市	151	127	108	東京都	新宿区	58	▲110
44	大阪府	茨木市	147	▲ 39	109	兵庫県	太子町	58	32
45	沖縄県	石垣市	147	▲ 59	110	沖縄県	糸満市	58	▲ 69
46	千葉県	流山市	146	97	111	福岡県	粕屋町	57	35
47	東京都	狛江市	142	▲ 33	112	滋賀県	近江八幡市	56	11
48	兵庫県	加古川市	140	▲112	113	神奈川県	藤沢市	55	▲ 28
49	東京都	八王子市	139	▲ 5	114	千葉県	八千代市	53	11
50	東京都	杉並区	136	94	115	福島県	郡山市	52	26
51	東京都	墨田区	134	58	116	岩手県	一関市	51	17
52	沖縄県	うるま市	131	16		50～99 人	小計	3,677	700
53	大阪府	東大阪市	127	▲ 79		50 人以上	合計	18,785	1,899
54	福島県	福島市	125	29					
55	福岡県	須恵町	125	▲ 3					
56	福岡県	太宰府市	124	64					
57	茨城県	水戸市	123	▲ 35					
58	東京都	武蔵野市	122	▲ 5					
59	福岡県	春日市	121	19					
60	岡山県	倉敷市	111	▲ 69					
61	埼玉県	戸田市	106	72					
62	東京都	葛飾区	106	▲146					
63	東京都	豊島区	105	▲104					
64	東京都	国分寺市	102	14					
65	茨城県	つくば市	101	▲ 3					
	100 人以上	小計	15,108						1,199

(注) 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ(平成 28 年 4 月 1 日)」による。

表 4-1(3)-24 待機児童数等(平成 28 年 4 月 1 日時点。当省の調査対象である 66 市町村を抜粋)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
北海道	札幌市(A)	27,985	23,748	2,150	366	905	16	31	(A) 0	756	5	8
	旭川市(A)	5,698	5,184	156	20	164	0	40	(A) 0	94	0	40
	苫小牧市	1,845	1,581	152	0	0	0	0	0	112	0	0
	伊達市	560	539	0	0	0	0	0	9	10	0	2
宮城県	仙台市	17,726	15,276	598	65	1,032	24	132	79	190	117	213
	名取市	1,140	835	0	0	106	6	0	36	84	36	37
	大崎市(A)	3,332	2,918	3	0	125	242	0	(A) 0	41	0	3
	富谷町(A)	830	743	4	0	26	0	0	(A) 0	10	0	47
茨城県	水戸市	4,862	4,234	294	83	68	0	0	0	60	0	123
	つくば市(A)	5,459	4,947	254	57	3	0	0	(A) 14	83	0	101
	東海村	825	581	165	0	0	5	1	11	55	0	7
	さいたま市	19,169	15,928	333	122	923	31	655	371	545	237	24
埼玉県	川越市(A)	4,459	3,942	33	2	230	0	28	(A) 6	87	64	67
	所沢市	5,613	4,893	295	0	268	0	0	1	113	32	11
	草加市	3,499	2,948	56	21	75	0	66	38	103	115	77
	千葉市	15,257	13,630	542	73	383	87	43	40	415	33	11
千葉県	船橋市	11,131	9,983	301	37	184	0	95	76	223	29	203
	木更津市	1,891	1,750	3	0	18	0	0	0	28	0	92
	成田市	2,365	2,162	7	0	80	0	0	0	77	3	36
	江東区	12,039	9,917	190	74	77	0	671	358	137	338	277
東京都	世田谷区(A)	15,323	12,439	274	60	159	2	1,022	(A) 0	152	17	1,198
	板橋区	11,473	9,835	0	85	779	1	145	78	174	0	376
	練馬区	13,778	12,058	2	122	506	1	465	161	194	103	166
	江戸川区	12,228	10,293	11	201	110	0	362	313	256	285	397
神奈川県	府中市	5,515	4,777	2	1	15	0	244	103	46	31	296
	横浜市	61,873	55,953	962	67	1,774	0	987	420	1,337	366	7
	藤沢市	6,793	5,817	17	0	149	22	176	206	179	172	55
	茅ヶ崎市	3,770	3,311	67	1	96	0	1	32	69	104	89
山梨県	秦野市	2,153	1,524	493	4	45	0	0	1	86	0	0
	甲府市	4,263	3,033	1,009	151	24	0	0	0	46	0	0
	都留市	781	724	5	52	0	0	0	0	0	0	0
	北杜市	1,095	1,090	0	0	5	0	0	0	0	0	0

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特例保育等を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
愛知県	名古屋市中区	43,245	38,347	2,996	0	1,317	1	0	0	584	0	0
	瀬戸市(A)	2,136	2,060	0	3	19	0	0	(A) 0	38	0	16
	豊田市	7,288	6,775	334	9	34	60	6	2	68	0	0
	尾張旭市(A)	1,500	1,385	0	0	24	0	8	(A) 0	59	0	24
三重県	津市	5,951	5,388	410	0	34	0	0	0	119	0	0
	四日市市(B)	5,459	5,177	0	0	85	0	(B) 0	0	133	0	64
	名張市	1,474	1,244	128	0	73	0	0	0	0	0	29
	大津市	7,511	6,277	1,028	0	126	0	0	0	80	0	0
滋賀県	近江八幡市(B)	1,754	1,392	237	0	52	0	(B) 0	17	0	0	56
	草津市	3,213	2,855	186	20	112	0	0	0	40	0	0
	茨木市	5,804	2,276	2,839	0	256	10	60	24	192	0	147
	東大阪市	8,547	5,247	2,684	30	224	14	0	37	109	75	127
兵庫県	西宮市(B)	7,826	6,152	364	78	596	0	(B) 0	76	310	67	183
	加古川市(A)、(B)	4,705	3,511	903	7	51	0	(B) 0	(A) 0	71	22	140
	広島市	26,100	23,567	1,669	96	181	15	0	25	262	124	161
	三原市	1,641	1,261	356	0	24	0	0	0	0	0	0
広島県	尾道市	2,313	1,669	400	0	0	58	171	0	15	0	0
	廿日市市(A)	2,552	2,522	0	0	6	0	0	(A) 0	24	0	0
	下関市	5,254	4,126	1,054	55	0	0	0	0	19	0	0
	山口市(B)	3,428	3,128	0	80	28	15	(B) 0	0	112	0	65
山口県	下松市	999	936	0	5	25	0	29	0	4	0	0
	高松市	9,300	8,047	717	101	59	0	0	0	55	0	321
	観音寺市	1,352	1,293	0	33	18	0	0	0	8	0	0
	三木町	632	632	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	福岡市	35,524	32,433	185	116	1,174	8	0	0	1,535	0	73
	大野城市	2,093	1,940	0	3	35	0	0	0	24	0	91
	那珂川町	395	333	0	4	0	0	0	0	58	0	0
	粕屋町	1,391	1,155	67	8	0	0	0	0	104	0	57
熊本県	熊本市	19,925	14,248	4,625	61	577	0	0	0	379	35	0
	菊陽町(A)	1,441	1,266	54	0	45	0	10	(A) 0	56	0	10
	益城町(A)	1,200	945	102	0	72	0	0	(A) 0	0	0	81
	那覇市(A)	8,910	7,937	211	0	71	19	0	(A) 0	113	0	559
沖縄県	宜野湾市(A)	3,297	2,957	31	0	66	2	0	(A) 0	69	0	172
	糸満市(A)	2,546	1,998	237	0	130	62	0	(A) 0	61	0	58

- (注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）」、「（参考）申込者の状況（平成28年4月1日）」を基に当省が作成した。
- 2 上記1の取りまとめ結果では「※市区町村からの報告に基づき単純に積み上げた数値である」とされている。
- 3 「市区町村」、「地方単独事業を利用している者」及び「育児休業中の者」の各欄にある(A)又は(B)は、当省の調査結果を基に記載したものであり、(A)は、「育児休業中の者」を待機児童に含めることとしている市町村（3歳以上など一定の条件に該当した者のみ含めている市町村を含む。）を、(B)は、「地方単独保育事業を利用している者」、「一時預かり事業（幼稚園型）等の補助を受けている市町村（3歳以上など一定の条件に該当した者のみ含めている市町村を含む。）を、(B)は、「地方単独保育事業を利用している者」を待機児童に含めることとしている市町村を示す。
- 4 (A)又は(B)と記載した市町村における整理方針は、当省の調査日時点（平成27年8月から11月までの間）における方針である。
- 5 市区町村名は、当省の調査日時点のものである。

表 4-(3)-A 調査対象市町村の待機児童数等

都道府県名	市町村名	施設数		施設定員数		利用児童数		入所保留児童数(27年度)	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度		うち待機児童数
北海道	札幌市(A)	245	330	22,587	25,922	23,362	25,646	734	69
	旭川市(A)	58	69	4,511	4,882	4,886	5,140	182	57
	苫小牧市	20	24	1,740	2,100	1,732	2,091	146	0
	伊達市	8	8	540	540	536	553	27	9
宮城県	仙台市	142	249	13,120	15,311	13,994	15,494	949	419
	名取市	8	10	750	829	798	867	182	42
	大崎市(A)	33	43	2,730	2,806	2,840	2,938	70	35
	富谷町(A)	7	10	790	865	754	791	115	79
茨城県	水戸市	42	61	3,829	4,635	4,139	4,391	220	158
	つくば市(A)	50	54	4,695	5,735	4,603	4,944	171	104
	東海村	7	7	640	680	733	721	104	25
埼玉県	さいたま市	153	212	13,655	15,524	14,021	15,637	1,815	95
	川越市(A)	43	57	3,416	3,950	3,449	3,883	263	74
	所沢市	57	82	4,960	5,397	4,974	5,336	169	19
	草加市	29	37	2,673	3,003	2,663	2,864	375	126
千葉県	千葉市	132	172	12,274	13,465	13,274	14,220	342	0
	船橋市	76	91	8,603	9,613	9,307	9,377	1,249	625
	木更津市	14	15	1,465	1,615	1,602	1,714	75	65
	成田市	20	22	2,147	2,289	2,135	2,172	137	55
東京都	江東区	86	101	8,547	9,965	8,352	9,536	1,397	167
	世田谷区(A)	91	129	10,445	12,066	10,324	11,612	2,464	1,182
	板橋区	98	193	8,949	10,102	8,980	9,998	750	378
	練馬区	113	198	10,722	12,257	10,208	11,602	756	176
	江戸川区	85	86	10,087	10,307	9,987	10,224	1,526	347
	府中市	42	42	4,518	4,550	4,537	4,598	740	352
神奈川県	横浜市	611	797	51,306	56,022	50,548	54,992	2,534	8
	藤沢市	43	56	5,082	5,706	5,022	5,492	875	83
	茅ヶ崎市	29	42	2,604	2,973	2,728	3,062	434	115
	秦野市	20	27	1,775	1,905	1,851	1,864	116	51
山梨県	甲府市	41	50	4,170	5,048	4,022	4,153	43	0
	都留市	11	12	840	985	745	708	0	0
	北杜市	17	17	1,450	1,466	1,131	1,134	0	0
愛知県	名古屋市	363	507	37,711	42,626	38,558	40,944	546	0
	瀬戸市(A)	24	24	2,120	2,196	1,997	2,010	63	34
	豊田市	61	67	9,806	10,439	7,715	8,100	49	0
	尾張旭市(A)	15	15	1,524	1,585	1,336	1,338	127	34
三重県	津市	56	59	5,560	6,048	5,769	5,768	118	0
	四日市市(B)	51	57	4,735	5,441	4,964	5,132	186	59
	名張市	14	20	1,425	1,490	1,365	1,411	14	8
滋賀県	大津市	59	86	6,058	7,081	6,406	6,973	105	0
	近江八幡市(B)	14	16	1,525	1,624	1,530	1,561	56	45
	草津市	19	31	2,605	2,861	2,761	2,968	98	33

都道府県名	市町村名	施設数		施設定員数		利用児童数		入所保留児童数(27年度)	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度		うち待機児童数
大阪府	茨木市	44	56	4,560	4,867	4,874	5,159	395	186
	東大阪市	66	76	6,807	7,477	7,447	7,773	585	206
兵庫県	西宮市(B)	59	115	5,694	6,435	6,137	6,850	469	76
	加古川市(A)、(B)	35	37	3,631	3,780	4,051	4,150	341	252
広島県	広島市	190	217	24,160	25,933	23,543	24,376	538	66
	三原市	20	21	1,705	2,021	1,611	1,554	0	0
	尾道市	31	31	2,440	2,412	1,999	2,040	2	0
	廿日市市(A)	23	26	2,745	2,872	2,344	2,462	0	0
山口県	下関市	56	59	5,217	5,561	5,007	5,105	28	0
	山口市(B)	32	34	2,760	3,012	2,918	3,014	142	68
	下松市	7	7	780	780	785	812	8	3
香川県	高松市	77	81	8,754	9,475	8,721	8,839	140	129
	観音寺市	11	12	1,195	1,234	1,180	1,260	9	0
	三木町	7	7	555	565	575	623	0	0
福岡県	福岡市	203	284	29,349	31,903	30,858	32,624	1,532	61
	大野城市	13	14	1,781	1,943	1,804	1,843	58	46
	那珂川町	6	7	835	903	936	947	97	87
	粕屋町	7	9	955	1,215	1,003	1,110	130	22
熊本県	熊本市	157	186	16,015	18,070	17,042	18,279	801	397
	菊陽町(A)	13	17	1,190	1,410	1,251	1,308	99	94
	益城町(A)	9	13	885	1,054	930	1,017	58	58
沖縄県	那覇市(A)	70	73	7,163	7,389	7,385	7,649	749	539
	宜野湾市(A)	21	22	2,175	2,310	2,535	2,692	491	350
	糸満市(A)	20	23	1,760	1,967	1,850	2,092	238	127

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村について整理した。

3 「26年度」及び「27年度」欄はいずれも4月1日時点の数値である。

4 「施設数」及び「施設定員数」における施設とは、特定教育・保育施設等を示す。

5 厚生労働省調査では、「待機児童数」とは、保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設等の利用の申込みがなされているが、利用していない者(入所保留児童)から一定の要件に該当する者を除外したものとされており、この「一定の要件」には、「地方単独事業を利用している者」、「育児休業中の者」、「特定の保育園等のみ希望している者」及び「求職活動を休止している者」が含まれている。

6 5の「一定の要件」に該当する者を待機児童に含めているか否かは、市町村によってその対応が区々となっており、「うち待機児童数」欄に記載されている数値については、市町村間で単純に比較できるものとはなっていない。

7 平成27年度から厚生労働省調査における待機児童の範囲に変更があったため、「うち待機児童数」欄は、27年度の数値のみを記載している。

8 (A)は、「育児休業中の者」を待機児童に含めることとしている市町村(3歳以上など一定の条件に該当した者のみ含めている市町村を含む。)である。

9 (B)は、「地方単独保育事業を利用している者」、「一時預かり事業(幼稚園型)等の補助を受けている幼稚園の利用者」等を待機児童に含めることとしている市町村である。

10 市町村名は、当省の調査日時点のものである。